

令和4年壱岐市議会定例会6月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第1日（6月9日 木曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再開（開議）	6
会議録署名議員の指名	7
審議期間の決定	7
諸般の報告	8
全国市議会議長会表彰の伝達式	8
行政報告	9
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第28号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	18
議案説明	
報告第4号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	21
報告第5号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告につ いて	22
報告第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	23
報告第7号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報 告について	24
報告第8号 令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告に ついて	25
報告第9号 令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算 書の報告について	26
報告第10号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報 告について	26
議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	27
議案第30号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）	28

議案第31号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	31
要望第1号 地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望 ----	31
第2日（6月13日 月曜日）	
議事日程表（第2号）	33
出席議員及び説明のために出席した者	33
議案に対する質疑	
報告第4号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	34
報告第5号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告につ いて	34
報告第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	34
報告第7号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報 告について	34
報告第8号 令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告に ついて	34
報告第9号 令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算 書の報告について	34
報告第10号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報 告について	34
議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	45
議案第30号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）	45
議案第31号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	46
委員会付託（議案）	56
予算特別委員会の設置	56
要望第1号 地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望 ----	56
委員会付託（要望）	56
第3日（6月15日 水曜日）	
議事日程表（第3号）	59

出席議員及び説明のために出席した者	5 9
一般質問	6 1
1 2 番 鵜瀬 和博 議員	6 1
1 4 番 市山 繁 議員	7 2
7 番 植村 圭司 議員	8 2
8 番 清水 修 議員	9 1
1 0 番 音嶋 正吾 議員	1 0 1

第4日（6月16日 木曜日）

議事日程表（第4号）	1 1 1
出席議員及び説明のために出席した者	1 1 1
一般質問	1 1 2
2 番 樋口伊久磨 議員	1 1 2
1 3 番 中田 恭一 議員	1 2 0
4 番 山口 欽秀 議員	1 2 6
3 番 武原由里子 議員	1 3 7

第5日（6月23日 木曜日）

議事日程表（第5号）	1 5 1
出席議員及び説明のために出席した者	1 5 1
委員長報告、委員長に対する質疑	1 5 3
議案に対する討論、採決	
議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	1 5 5
議案第30号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）	1 5 5
議案第31号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	1 5 8
要望第1号 地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望	1 5 8
議員提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第2号 米の需給安定を図るため「水田活用の直接支払交付金」による転作支援措置に関する意見書の提出について	1 5 9
鵜瀬和博議員の議員辞職について	1 6 1

議会運営委員会委員の選任について	1 6 1
議会広報特別委員会委員の辞任について	1 6 2
議会運営委員会副委員長の選任について	1 6 2
国境離島活性化推進特別委員会委員の選任について	1 6 3
議会改革特別委員会委員の選任について	1 6 3
議員派遣の件	1 6 4
市長の挨拶	1 6 4
散 会	1 6 6
資料	
壱岐市議会委員会委員選任名簿	1 6 9
議員派遣の件	1 7 0

令和4年壱岐市議会定例会6月会議を、次のとおり開催します。

令和4年6月1日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

1 期 日 令和4年6月9日（木）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会6月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	6月 9日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	6月10日	金	休 会	○議案発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
3	6月11日	土		（閉庁日）
4	6月12日	日		
5	6月13日	月	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
6	6月14日	火	休 会	
7	6月15日	水	本会議	○一般質問
8	6月16日	木		○一般質問 ○予算発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
9	6月17日	金	休 会	
10	6月18日	土		（閉庁日）
11	6月19日	日		
12	6月20日	月	委員会	○常任委員会
13	6月21日	火		○予算特別委員会
14	6月22日	水	休 会	（議事整理日）
15	6月23日	木	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○散会

令和4年壱岐市議会定例会6月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第28号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	省 略	原案のとおり可決 （6／9）
報告第4号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 （6／13）
報告第5号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 （6／13）
報告第6号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 （6／13）
報告第7号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告について	—	報告済 （6／13）
報告第8号	令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 （6／13）
報告第9号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 （6／13）
報告第10号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告について	—	報告済 （6／13）
議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （6／23）
議案第30号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 （6／23）
議案第31号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （6／23）
要望第1号	地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望	産業建設常任委員会 不採択	不採択 （6／23）
発議第2号	米の需給安定を図るため「水田活用の直接支払交付金」による転作支援措置に関する意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 （6／23）

令和4年壱岐市議会定例会6月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止					
予算	3	3			
その他	1	1			
報告	7	7			
決算認定 (内前回継続)					
計	11	11			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)	1	1		
決議・その他				
計	1	1		
請願・陳情等 (内前回継続)	1		1	
計	1		1	

令和4年壱岐市議会定例会6月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
6月15日 (水)	1	鵜瀬 和博	ウィズコロナにおける商工振興支援について ----- 治水事業とウクライナ侵攻による影響について	61～72
	2	市山 繁	学校給食費の抑制へ交付金活用要請について 壱岐市消防団全国消防操法大会出場の功績に勇姿のモニュメント像の建立（造立）について	72～82
	3	植村 圭司	農業振興について	82～91
	4	清水 修	若者の人材確保について ----- 観光の振興について	91～101
	5	音嶋 正吾	令和4年度から改定された税の納付方法について ----- ロシアのウクライナ侵攻から学ぶべき諸問題について	101～110
6月16日 (木)	6	樋口伊久磨	壱岐市が所有する土地の有効活用について ----- イオン横芝生広場の整備について	112～120
	7	中田 恭一	農家の現状と課題について	120～126
	8	山口 欽秀	気候非常事態宣言をした壱岐市のCO2排出削減の取り組みについて ----- 高齢者への生活交通の支援について	126～137
	9	武原由里子	学校へ行きづらい児童生徒（不登校や不登校傾向にある）への支援拡充について ----- まちづくり協議会および自治基本条例の検証について	137～149

令和4年 壱岐市議会定例会 6月 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年6月9日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		8番 清水 修 9番 赤木 貴尚
日程第2	審議期間の決定		15日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 説明
日程第5	議案第28号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第2号)	財政課長 説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第6	報告第4号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第7	報告第5号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第8	報告第6号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第9	報告第7号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第18号) の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第10	報告第8号	令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第11	報告第9号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第12	報告第10号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第1号) の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第13	議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画 (変更) の策定について	企画振興部長 説明
日程第14	議案第30号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第3号)	財政課長 説明
日程第15	議案第31号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	保健環境部長 説明
日程第16	要望第1号	地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望	資料のとおり

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員（16名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君	事務局書記	山本 娚織君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	企画振興部長	中上 良二君
市民部長	西原 辰也君	保健環境部長	崎川 敏春君
建設部長	増田 誠君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	塚本 和広君	消防本部消防長	山川 康君
総務課長	平田 英貴君	財政課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。今期、定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環として、クールビズを実施

いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は、各位の判断に任せるとして
しておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

議事に入る前に職員紹介の申し出がっておりますので、これを許します。眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 皆さんおはようございます。それでは、私のほうから、4月1日付の
人事異動に伴いまして、異動した職員で今回から議会へ出席する職員について紹介をさせていた
だきたいと思えます。

まず、市民部長の西原辰也でございます。

○市民部長（西原 辰也君） 皆さんおはようございます。市民部長を拝命しました西原です。ど
うぞよろしく願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、教育委員会教育次長の塚本和広でございます。

○教育次長（塚本 和広君） 4月の人事異動で教育次長を拝命いたしました塚本です。微力では
ございますが、職責を果たせるよう努めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願い
いたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 議会事務局の職員も異動がっておりますので、紹介をいたします。山
川事務局長でございます。

○事務局長（山川 正信君） 4月1日の人事異動で議会事務局長を拝命いたしました山川です。
よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 続きまして、平本事務局次長でございます。

○事務局次長（平本 善広君） おはようございます。同じく4月1日の人事異動によりまして、
議会事務局次長を拝命いたしました平本善広と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、清水修議員、9番、赤
木貴尚議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、本日から6月23日までの15日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は本日から6月23日までの15日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告についてはタブレットに配信のとおりでございます。

なお、本報告に記載しておりますとおり、全国市議会議長会第98回定期総会において、全国市議会議長会会長より表彰が行われ、本議会から議員20年以上で中田恭一議員並びに鶴瀬和博議員、正副議長4年以上で私、豊坂敏文が表彰を受けております。また、私は全国市議会議長会建設運輸委員会の委員として、感謝状を授与されております。

以上で、報告を申し上げ、なお、これより表彰の伝達を行いたいと思います。

初めに、受賞者の紹介を事務局長が行います。

○事務局長（山川 正信君） 受賞者の御紹介をいたします。

議員20年以上で表彰の中田恭一議員は、平成11年6月、勝本町議会議員に初当選され、市議会発足までの4年9か月間を町議会議員として在職されました。その期間2分の1が市議会議員の在職年数に通算され、市議会議員20年以上とされます。

鶴瀬議員は、平成11年10月、芦辺町議会議員に初当選され、市議会発足までの4年5か月間を町議会議員として在職され、同じく市議会議員20年以上とされます。

豊坂議長におかれては、議長を2年、副議長を2年歴任されており、正副議長4年以上の表彰を受けられるとともに、全国市議会議長会建設運輸委員会委員として、会務運営の重責に当たられ、会の使命達成に尽くされたため、感謝状を授与されております。

なお、豊坂議長は、定期総会に出席され、表彰及び感謝状を会場で受けられておりますので、本日の表彰伝達は2名の方に対して行われます。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、ただいまから表彰の伝達式を行います。

受賞者の名前を事務局長が読み上げますので、受賞者は演壇の前にお進み願います。

○事務局長（山川 正信君） 13番、中田恭一議員。12番、鶴瀬和博議員。

○議長（豊坂 敏文君） 表彰状、壱岐市、中田恭一殿、あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第98回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和4年5月25日、全国市議会議長会会長、清水富雄。（拍手）

表彰状、壱岐市、鵜瀬和博殿、あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第98回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和4年5月25日、全国市議会議長会会長、清水富雄。（拍手）

ここで、私から、今回受賞されました2名の方へお祝いの言葉を申し上げます。

中田議員、鵜瀬議員におかれましては、このたび全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と、市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。誠にありがとうございます。心よりお祝いを申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中、二元代表制の一翼である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。このたびの栄誉を機に今後とも御自愛くださいまして、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お祝いの言葉といたします。ありがとうございます。

それでは、受賞者を代表して、中田恭一議員より御挨拶をお願いします。

○議員（13番 中田 恭一君） 皆さん改めましておはようございます。

受賞者を代表しまして、一言お礼の御挨拶を述べさせていただきます。このたび、全国市議会議長会会長より表彰いただきまして、身に余る光栄だと思っております。さらには、議会を代表いただきまして、豊坂議長より丁重なるお祝いの言葉をいただき、誠にありがとうございます。私たちが本日受賞を受けられましたのも、執行部を初め、議会の皆様、ひいては一般市民の皆様のおかげだと思っております。今後とも私たち一生懸命市民の皆様、壱岐市のために頑張っていきたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、お礼の言葉と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもちまして伝達式を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。

白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を行います。

本日ここに、令和4年壱岐市議会定例会6月会議に当たり、3月会議以降、本日までの市政の

重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、ただいま伝達がありました議員歴20年以上の御功績により表彰を受けられました中田恭一議員、鶴瀬和博議員、そして表彰と感謝状をお受けになられました豊坂敏文議長に心からお喜び申し上げます。誠におめでとうございます。

さて、令和4年春の叙勲が発表され、本市から4名の方が受章されております。元壱岐市議会議員の牧永護様が旭日小綬章を、保護司の坂口鉄生様が瑞宝双光章を、元壱岐市消防団副団長の長嶋重廣様が瑞宝単光章を、壱岐大曾根灯浮標灯火監視協力者の平田敏高様が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。また、第38回危険業務従事者叙勲として、元壱岐市消防指令長の吉永数孝様が瑞宝単光章を受章されました。さらに、水産庁が実施する令和3年度浜の活力再生プラン優良事列表彰において、壱岐東部地区地域水産業再生委員会様が水産庁長官賞を受賞されました。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお慶び申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症について、昨日、長崎県知事は記者会見を行い、本日から県内の感染段階をレベル1の注意報に引き下げました。コロナとの共生に向けた現在の長崎県の考え方として、今後は、一定の新規感染者数が確認される状況下であっても、重症化リスクの高い高齢者等への対策の重点化及び基本的な感染防止対策を講じ、医療、福祉、教育等の機能が維持できる範囲の中で、社会経済活動の回復・拡大を図っていくと述べています。

本市においては、3月25日に市内258例目となる感染者が確認されて以降、飲食店、小中学校及び高等学校における5つのクラスターの発生等により、家族、職場等へ感染が拡大し、4月30日までのわずか37日間で229名の感染者が確認され、保育所、幼稚園及び小中学校において、クラス閉鎖、学年閉鎖等の措置を講じたところであります。さらに、ゴールデンウィーク中の渡航及び帰省等による感染事例が発生し、小学生の課外活動においてクラスターが確認されるなど、5月の1か月間で83名の感染者が確認されております。また、6月に入ってから、高齢者施設においてクラスターが発生し、その他の感染事例も含め、既に22名となっております。3月25日から昨日までに334名、合計591名の感染者が確認されております。

今回の感染状況の特徴は、未成年者の感染が約半数を占め、40歳代までを含めると、実に9割に上ります。一方、比較的軽症であり、重症者は確認されておりませんが、市民皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

ワクチン接種については、これまでの接種を継続しつつ、重症化予防を目的とした4回目の接種体制について壱岐医師会と相談し、準備に取りかかっております。対象者は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方に

なっております。今月中には入院・入所の方から接種を開始することとしており、対象となられる市民皆様へは、順次通知にてご案内する予定といたしております。

次に、**環境政策にかかると全国行脚意見交換会**が長崎県では壱岐市が選定され、5月15日に実施されました。

この全国行脚は、環境省において、全国47都道府県で脱炭素化を進めるために、事業活動やライフスタイルを脱炭素に変えていくための方策を各地域の住民等と議論する中で見出し、地域脱炭素を全国的にドミノ倒しのように展開していくことを意識した取組です。

本市での意見交換については、中川康洋環境大臣政務官が御来島され、市内の一次産業・観光産業の関係団体、再生可能エネルギー事業者、環境活動団体、金融機関の代表者の皆様に御参加いただき、離島での地域脱炭素の在り方などについて議論が交わされました。

本市といたしましては、SDGs未来都市選定及び気候非常事態宣言を経て、現在取り組んでいる水素を活用した再生可能エネルギー導入拡大の実証事業、周辺海域での洋上風力発電導入可能性の検討事業等について紹介するとともに、各団体等の代表者から、SDGs、脱炭素、資源循環等の取組について、それぞれの立場から意見等を述べていただきました。中川環境大臣政務官からは、離島におけるエネルギーの地産地消という観点から、本市の取組が全国の離島に波及するモデルとなることを期待する旨の発言がありました。

本市の脱炭素の取組について、今後も環境省を初め関係省庁の御支援を賜りながら、より一層注力してまいりますので、本市でいち早く脱炭素を実現するために、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、**ふるさと納税**の令和3年度実績は、寄附件数1万1,285件、寄附総額3億5,869万円、対前年比1,304件、約5,000万円の増となりました。

増加の主な原因としては、昨年度から高い専門知識を持つ事業者へふるさと納税の業務を委託しており、ポータルサイトの磨き上げ、並びに返礼品の商品企画、デザイン等を全面的に見直した成果と捉えております。

ふるさと納税は、コロナ禍における巣籠もり需要の増加により自治体間競争が激化しておりますので、壱岐ならではの特徴ある返礼品開発による差別化を図るなど、さらなる推進を図ってまいります。また、ケーブルテレビや広報紙を活用して制度の周知を行ってまいりますので、市民皆様には島外にお住いの御親族や友人、知人の皆様への寄附の呼びかけに御協力賜りますようお願いいたします。企業版ふるさと納税については、令和3年度に3社から、合計1,530万円の御寄附をいただいております。本年度も、本市にゆかりのある企業、各壱岐の会の皆様を初め、本制度の幅広い周知に努め、さらなる寄附の推進を図ってまいります。

次に、**ウクライナからの避難民支援**についてでございますが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から3か月以上が経過しており、依然としてその惨状が連日報道されております。

本市には、ウクライナ御出身の小野ヤーナさんが在住してある御縁もあり、3月29日から人道危機救援金の募金を市役所各庁舎で実施しております。また、小野ヤーナさんは、ウクライナの方々への支援を行われているNPO法人Beautiful Worldの理事長を務めておられ、このNPO法人が、駐日ウクライナ大使館から九州地区における避難民の受入れ調整を依頼されてあることから、壱岐市でも受入れ願いたい旨の要望がありました。これを受け、4月4日、人道的観点から避難民の方々の受入れ表明を行いました。今後、本市への受入れ申し出があった際には、その世帯のニーズに応じた支援を行うよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、**交流人口の拡大**でございますが、長崎県観光統計調査における本市の令和3年の年間観光客延べ数は、速報値で22万6,105人、対前年比3.6%減であり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、緊急事態宣言等による、前年を上回る移動制限期間及び国の旅行需要喚起施策であるGo Toトラベルキャンペーンの長期に及ぶ一時停止が大きく影響したものと分析しております。

このような中、本市の観光受入基盤を維持存続させることを目的として、3月14日から4月28日まで実施した島民限定宿泊キャンペーンについては、県のふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンが同時期に再開されたことで、併用が可能となり、当初目標の2,000人泊を大きく超える4,885人泊の利用実績を上げることができました。市民皆様の御協力に厚く御礼を申し上げます。

4月29日以降のゴールデンウィークについては、天候にも恵まれ、市内観光地もにぎわいを取り戻しており、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況に応じながら、県及び壱岐市観光連盟初め観光事業者と連携して誘客強化を図り、早期の観光需要回復を目指してまいります。

次に、去る4月27日、新幹線博多駅構内に実りの島「イキノエキ」をオープンいたしました。これは、JR西日本と連携し、山陽新幹線を御利用いただくお客様に壱岐を知るきっかけとなる場所として、壱岐の特産品や旬な観光情報を提供するもので、「イキノエキ」がお客様と本市をつなぐ駅となり、多くの御来島につながることを期待いたしております。

また、5月28日から6月3日までの7日間、女子プロバスケットボールチーム、三菱電機コアラーズが令和元年に続き2度目となる春季キャンプを実施いただき、23名の皆様にお越しいただきました。さらに、6月6日から15日までの10日間、同じく女子プロバスケットボールチームで皇后杯9連覇中のENEOSサンフラワーズが本市で初めてとなる春季キャンプを実施いただき、21名の皆様にお越しいただいております。

合宿期間中には、感染防止対策の徹底のもと、市内小中学生を対象としたバスケットボールク

リニックを開催いただくなど、一流に学ぶすばらしい機会を提供いただいております。選手及びスタッフの皆様からは、合宿地として高評価をいただいております、次年度以降も継続して本市を選定していただけるよう努めてまいります。

次に、去る6月5日、3年ぶりとなる**吉岐サイクルフェスティバル2022**を開催いたしました。本大会は、コロナ禍での開催であり、関係機関の御指導、御協力を賜り、参加いただいた選手皆様にPCR検査による陰性確認を条件とするなど感染防止対策を徹底の上、開催したところでもあります。島内外から321名の選手がエントリーされ、関係者等を含め多くの皆様に御来島いただき、本市観光の復興の第一歩につながったものと考えております。

当日は、一部交通規制を行い、市民皆様には御不便をおかけいたしました。大きな事故等もなく、盛会裏に終了することができました。吉岐市消防団及びボランティアスタッフを初め多くの皆様の御協力並びに御協賛いただきました各企業の皆様の御支援に対し厚くお礼を申し上げます。

次に、**産業の振興について**でございますが、水稻においては、令和3年産米で高温耐性品種への作付転換が進んでおり、高品質米の「つや姫」、「にこまる」、「なつほのか」の生産面積は465ヘクタールとなり、占める割合は全体の58%に達しております。天候にも恵まれ、この3品種の等級検査で1等が95%となりました。

アスパラガスにおいては、令和3年産の栽培面積12.9ヘクタール、販売額3億2,900万円、平均反収2,712キロで、15年連続反収県下1位の快挙を達成し、施設園芸振興作物の柱となっております。

畜産業においては、令和3年度の本市の子牛平均価格は、76万5,000円と前年比6万3,000円高となり、子牛出荷頭数は3,981頭と前年度より55頭の減となりましたが、畜産販売額全体では46億4,300万円で前年より4億4,800万円の増となっております。

6月1日、2日に開催された子牛市では、4月の平均価格と比較し、1頭当たり11万4,000円下がって64万2,000円となりました。前回まで高水準を維持しておりましたが、飼料価格の高騰の中で子牛市も下落しております。

J A吉岐市肥育部会の今年4月の1頭当たり枝肉単価は、前年同月と比較し、172円安の2,466円となっております。枝肉単価は回復基調にありますが、近年のコロナ禍やウクライナ危機の影響等が重なり、肥育農家においては、畜産飼料の高騰や粗飼料輸入の遅延の影響を受け、生産費の高騰による経営の悪化が懸念されます。

次に、去る5月17日に第12回全国和牛能力共進会吉岐地区代表牛選考会が行われ、7月7日に平戸市で開催される長崎県代表牛選考会に出場する吉岐地区代表牛が決定しております。その後、県代表牛が選考され、10月6日から鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に出品

されることとなります。壱岐牛及び長崎和牛の名声を全国に高める結果となるよう期待をいたしてまいります。

一方、ウクライナ情勢等に影響される生産費の増大は、全ての農産物に影響することが懸念されますので、関係機関と連携し、国、県の緊急経済対策及び支援制度を最大限活用してまいります。また、農業の持続的発展には、担い手対策が最重要課題でありますので、地域農業の牽引者である認定農業者の育成、新規就農者の確保、集落営農の組織化、集落営農法人の支援等について継続して取り組んでまいります。

本市の水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など依然として厳しい状況が続いております。

令和3年4月から令和4年3月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は7%減の2,548トン、漁獲高は8.4%減の20億7,000万円となっており、資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの不漁、クロマグロの不漁、新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低迷など漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

磯焼け対策については、令和元年度から実施している磯根資源回復促進事業に加えて、令和2年度に設立した壱岐市磯焼け対策協議会が実施する各種事業により、この3年間で植食性魚類であるイスズミを1万9,726尾、アイゴを9,641キロ駆除しております。例年実施している定点調査の結果、一部海域での藻場再生など一定の効果が見られており、引き続きイスズミ等駆除の取組を進め、早期の藻場回復を目指してまいります。

意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在123名を認定しており、また、県の次代を担う漁業後継者育成事業による漁業新規就業者は3名が研修中であり、今後も制度の積極的な活用により、漁家経営の改善及び新規就業者の確保につながることを期待いたしております。

なお、持続可能な新水産業創造事業による箱崎漁業協同組合の電気ショッカー導入に係る補助金及び浜の活力再生・成長促進交付金事業による郷ノ浦町漁業協同組合の冷凍・冷蔵庫改修に係る補助金について、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、令和3年度に実施した郷ノ浦町ターミナルビル改修工事において、施設の調査・点検を実施した結果、施設全体の塩害及び老朽化が著しく、油圧系統の亀裂及び油漏れが確認されたことにより、新たに油圧ユニットの取替え補修の必要が生じました。また、直近の鋼材及び油脂価格の大幅な上昇に伴い、繰越工事費では不足するため、今回、ボーディングブリッジ改修工事に必要な予算を増額計上いたしております。

次に、市民関係でございますが、子育て世帯等臨時特別交付金事業について申し上げます。

本事業は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、真に生活にお困り

の方への支援強化事業であります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、全額を国が負担するものであります。

具体的には、一つに、子育て世帯生活支援特別給付金として、お子様ひとり当たり一律5万円を支給するものです。ひとり親世帯及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付事業に係る経費について、児童扶養手当の仕組みを活用するなど迅速に支給することとされているため、予算については専決処分により対応させていただき6月の支給に向け、取り組んでいるところであります。

二つに、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、一律10万円を支給するもので、令和4年度課税情報を活用し、新たに住民税非課税となった世帯へプッシュ型給付を行うものであります。該当される皆様に、確実に給付金をお届けできるよう事前の準備を進めているところであり、所要の予算を計上しております。なお、令和3年度において既に本給付金の支給を受けた世帯は対象外となります。

次に**保育所運営のあり方**について申し上げます。

本市では、平成26年に出された壱岐市子ども・子育て会議の答申に基づいて幼稚園、保育所の統合を進めており、本年4月1日に筒城保育所を石田こども園に統合いたしました。市といたしましては、市内保育所で継続的に在園率5割を下回る園について、答申に基づき統合を検討することとし、郷ノ浦町内へき地保育所3園（渡良・沼津・初山保育所）について、昨年10月に保護者説明会を実施したところであります。

そのような中、民間事業者による認定こども園の開設が令和5年4月に柳田地区で予定されることとなり、多様化する子育て世帯のニーズに対して選択肢の幅が広がり、待機児童の解消にもつながるものと期待する一方で、郷ノ浦町内への認定こども園の開設により、他の民間保育施設に与える影響が懸念されるところでありますが、民間事業者による認定こども園の開設は、児童の受け皿が整うというメリットも生まれ、子ども・子育て会議の答申にもある民間活用によるよりよい保育サービスの提供につながる流れができているものと考えております。また、答申では必要性、利便性等を考慮し、現状維持とした柳田・志原のへき地保育所につきましても、民間の認定こども園開設が柳田地区に予定されたことで民間保育施設への影響を考慮するとともに、他のへき地保育所同様に今後も継続的に在園率が5割を下回っていくことが予想されること等から、柳田、志原の2園を含めた郷ノ浦町内へき地保育所5園を令和6年3月末までに閉園する方向で検討を行うこととし、今後、子ども・子育て会議及び保護者説明会を行い、御理解をいただくよう進めていくことといたしました。

今後、閉園に向けた調整を行い、施設の集約化を図ることにより、保育士を効率的に配置し、

健全な保育運営、幼児教育・保育の量の確保及び質の向上、職員の負担軽減等につなげてまいります。

今後、保護者の皆様には、丁寧な説明を行い、御理解をいただけるよう努めてまいりますので、利便性、地域の実情、児童の状況等を考慮の上で、保育所または幼稚園の選択をお願いしたいと考えております。

次に**市税等の収入状況**についてでございます。

令和3年度の市税の収入状況につきましては、現年度分調定額22億3,550万円に対し、収入額22億776万円で、収納率は98.76%、前年度を0.14ポイント上回りました。滞納繰越分調定額1億6,099万円に対し、収入額2,472万円で、収納率は15.35%、前年度を2.29ポイント下回りました。国民健康保険税については、現年度分調定額6億3,301万円に対し、収入額6億986万円で、収納率は96.34%、前年度を1.39ポイント上回りました。滞納繰越分調定額1億7,743万円に対し、収入額2,925万円で、収納率は16.48%、前年度を0.82ポイント下回りました。

以上が令和3年度市税等の収入決算額であります。

新型コロナウイルスの影響による徴収猶予については、件数で33件、税額で530万円を猶予いたしております。

また、本年度から市の電算システムは、他の29の自治体で既に利用されているシステムをカスタマイズすることなく共同利用しており、新システムに移行したことに伴い、従来の年10期の集合税を廃止し、地方税法の本則である各税目4期に変更を行いました。それに合わせてコンビニエンスストアやスマートフォンアプリでの納付を導入し、納税機会の拡大による市民皆様の利便性向上を図ったところであります。納付書及び納期の変更内容については、広報紙、ケーブルテレビ、各戸配布等においてお知らせいたしておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいります。

共同電算システムへの移行により、これまで市単独でのシステムと比較し、5年のリース期間で約50%、4億1,000万円以上の経費削減が図られる見込みであり、市行政の基幹財源である税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、**教育関係**についてでございますが、去る5月7日、8日に島原市営球場等で開催された第39回全日本少年野球長崎県大会で**郷ノ浦中学校野球部**が見事優勝し、3大会連続での県大会制覇を果たし、7月2日、3日に長崎市で開催される九州大会への出場権を獲得いたしました。九州大会での上位2チームが本年8月に神奈川県で開催される全国大会へ進むこととなっており、持ち前のチームワークと粘り強さで、奮闘されることを期待しております。

市内小・中学校の教育活動につきましては、児童生徒に新型コロナウイルス感染者が確認されましたが、感染症対策の徹底と感染拡大防止に努めることで教育活動を維持することができております。引き続き感染症対策を徹底し、通常の教育活動を進めてまいります。

学校行事について、小学校の春の運動会は、学校の状況に応じて実施形態等を工夫し、5月22日に4校、5月29日に1校が実施しており、6月には4校が実施予定であります。

中学校では、5月14日に中体連球技・剣道大会を無事に終えたところであり、6月18日に陸上・相撲大会を実施する予定であります。

今後も、学校が児童生徒の学びを保障する場であり続けるために、新型コロナウイルス感染症に対する危機管理の徹底に努めてまいります。

次に、**防災、消防・救急**について。

まず、**防災対策**につきましては、近年、地球温暖化等の影響に伴う集中豪雨が年々増加する傾向にあります。昨年8月には、長崎県内において、4年連続となる大雨特別警報が発表され、連続雨量が平年の月降水量の4倍以上の1,000ミリを超える記録的な大雨となり、土砂災害等により人的被害が発生する等、甚大な被害が発生しました。

このような災害に備え、4月13日、自然災害発生時における緊急性及び地域性の高い情報伝達体制の確立、並びに防災体制のより一層の強化及び市民皆様の安全・安心確保のため、長崎文化放送株式会社と防災パートナーシップに関する協定を締結いたしました。

災害発生時に限らず、平常時において、テレビ局のノウハウを活かした市民皆様向けの防災出前授業等を開催いただくことで、防災意識の高揚と地域防災力の向上が図られるものと期待しております。

また、去る5月27日には、官民の関係者約40名参加のもと、災害対策業務の参考とするため、市内危険箇所及び防災工事箇所のパトロールを実施いたしました。危機管理は、行政の最大の責務を念頭に関係機関と十分連携を図り、市民皆様の安全・安心を最優先として災害対策に万全を期してまいります。

次に、本年7月3日に予定されておりました壱岐市消防ポンプ操法大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消防団員が大会に向け長期間の訓練を実施することで、消防団員のみならず家族や職場の皆様にも感染リスクが懸念されることから、中止と決定されました。

一方、5月下旬から火災が多発しており、そのほとんどが不注意によるものです。市民皆様には、引き続き火の取扱いに十分御注意されますようお願いいたします。

熱中症については、今後、気温の上昇とともに、熱中症による緊急搬送の増加が危惧されますので、屋外での作業の際は、こまめな水分補給を行っていただき、また、室内においても熱中症の恐れがありますので、エアコンや扇風機等を有効に活用し、体調管理に十分御注意されますよ

うお願いいたします。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した令和4年度補正予算の概要は、一般会計補正額4億391万5,000円、各特別会計の補正総額43万7,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、4億435万2,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の4億435万2,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、228億6,995万1,000円で、特別会計については84億2,381万5,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の専決処分の報告2件、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告1件、令和3年度予算の専決処分の報告1件、予算の繰越計算書の報告2件、令和4年度予算の専決処分の報告1件、計画の策定1件、令和4年度予算案件3件であります。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、3月会議以降の市政の重要事項また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいります所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第28号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第28号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案等につきましては、各担当部長及び課長にいたさせますのでよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。議案第28号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億8,803万6,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、令和3年度の繰越事業として実施する郷ノ浦港ターミナルビル改修事業に係る工事費につきまして補正するものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ、第2表地方債補正の1、変更で、今回の追加工事に係る財源として、過疎対策事業債を限度額5億120万円から2,200万円増額し、5億2,320万円としております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

22款1項2目市債の過疎対策事業債は、地方債補正で説明のとおり、2,200万円計上しております。

次に、歳出につきましては、別添資料4、令和4年度6月補正①予算（案）概要で御説明いたします。2ページをお開き願います。

今回、補正する内容ですが、令和3年度の繰越事業として実施いたします郷ノ浦港ターミナルビル改修事業のボーディングブリッジ改修工事におきまして、油圧ユニット取替え工事及び関係経費を令和4年度予算において追加するもので、2,200万円を計上しております。

以上で、議案第28号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第28号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）の郷ノ浦港ターミナルビル改修事業に係る補正予算につきまして、内容を御説明申し上げます。タブレットの議案資料4、令和4年度6月補正①予算（案）概要の2ページを御覧ください。

今回の郷ノ浦港ターミナルビル改修事業の工事費の追加補正につきましては、令和3年度に実施しましたボーディングブリッジ調査設計業務により、施設の調査、点検を実施した結果、施設全体の塩害や老朽化が著しく、油圧系統の亀裂及び油漏れが確認されたため、油圧ユニットの取替え補修が新たに生じたことに加え、直近の鋼材及び油脂価格の大幅な上昇に伴い、令和3年度

から繰越工事費の予算では不足するため、今回現年度においてボーディングブリッジ改修工事費として2,200万円を追加補正するものでございます。

なお、今回の補正予算第2号で提案させていただく理由といたしまして、今後の発注スケジュールや工期を考慮したとき、1日でも早く発注を進めるため、本日本日において御審議、議決いただきたく御提案するものでございます。そのことにより、発注スケジュールが約2週間ほど前倒しできるものであります。

以上で、議案第28号の追加説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第28号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議案第28号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）が可決されました。よって、議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）の補正前予算額等に所要の係数整理を行うことを許可いたしております。整理後の議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正

予算（第3号）をタブレットに配信しておりますので御確認ください。

日程第6. 報告第4号～日程第15. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程6、報告第4号から日程第15、議案第31号まで、以上10件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。報告第4号から報告第6号まで続けて説明申し上げます。

まず、報告第4号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第3号専決処分書でございます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市税条例において、所要の改正を行う必要があるため、令和4年3月31日をもって専決処分したものであります。

1ページを御覧ください。壱岐市税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては、記載のとおりでございます。また、議案関係資料1、改正条例新旧対照表の1ページから6ページに記載をしておりますので御参照願います。主な内容でございますが、新旧対照表の1ページの第34条の7、第1項第1号オの改正においては、個人市民税関係で寄附金税額控除の経過措置の終了に伴う改正でございます。

次に、2ページ、第73条の2及び第73条の3の改正においては、固定資産税関係で、地方税法等の一部を改正する法律において、市町村長は固定資産課税台帳に総務省令で定める措置を講じたものもしくはその写しを閲覧させ、または証明書に当該措置を講じたものを交付することができる旨が規定されたことに伴い、当該措置が講じられた固定資産課税台帳の写しの閲覧または証明書に当該措置を講じたものの交付であっても、その閲覧、交付の手数料が変わらないこととする改正でございます。

要するに固定資産課税台帳に記載されている事項について、証明書の交付をすることによって、人の生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合においては、一定の措置を講じた上で証明書の交付をすることができることが明確化されたことによるものでございます。

次に、4ページから5ページの附則第10条の3の改正においては、従前、窓や床、天井等の断熱改修などの熱損失防止改修工事が行われた住宅が当該減額措置の対象となっていたところ、熱損失防止改修工事だけでなく、高効率給湯器等の装置の取付工事等もその対象となったため、所要の改正を行うものでございます。

次に、5ページ下から6ページの附則第12条の改正においては、景気回復に万全を期すため、土地にかかる固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の通常5%のところを令和4年度に限り、評価額の2.5%とする改正を行うものでございます。

その他につきましては、法律改正による字句や引用条項等の整備をするものでございます。改正文の3ページに戻りますが、施行期日につきましては、附則第1条のとおり、令和4年4月1日でございます。附則第2条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、固定資産税に関して必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第4号専決処分書でございます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要があるため、令和4年3月31日をもって専決処分したものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては記載のとおりでございます。

また、議案関係資料1、改正条例新旧対照表の7ページから8ページに記載をしておりますので、御参照をお願いいたします。主な内容でございますが、新旧対照表の7ページの第2条第2項及び第3項並びに第23条の改正においては、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針により、引上げが実施されました。これにより、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等、課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に、それぞれ引き上げ、全体の課税限度額は3万

円引き上げることとなり、現行99万円から102万円に改正を行うものでございます。

改正文に戻りますが、施行期日につきましては、附則第1条のとおり、令和4年4月1日でございます。附則第2条は令和3年度分の国民健康保険税について経過措置を定めるものでございます。

以上で、報告第5号についての説明を終わります。

続きまして、報告第6号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決第5号専決処分書損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。令和4年3月30日専決でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町の個人、損害賠償額は8万7,351円でございます。損害賠償の理由でございますが、令和2年9月4日午後2時23分頃、壱岐市勝本町本宮東触の国道382号線において、壱岐市職員が運転する壱岐市公用車が右手空地へ右折する際、公用車を追い越そうとした損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し、損傷させたものでございます。

事故の発生状況でございますが、税務課職員2名が勝本庁舎での用務を終え、郷ノ浦庁舎へ戻る途中、解家状態になっている家屋を見つけたため、詳しく確認をしようと右側の空地にて旋回をしようと右折をしたところ、後方から公用車を追い越そうとした損害賠償の相手方である個人所有の軽トラックの左側面に接触し、損傷させたものでございます。相手方は運転手のみ乗車で、双方ともけがはございませんでした。事故による責任割合につきましては、双方の保険会社との協議、また過去の同様の事故の判例により、壱岐市が6割、相手方が4割の関係にあると判断がなされましたが、相手方の同意を得るまでに約1年半の時間を要しました。

このたび専決処分した理由でございますが、約1年半前の事故であり、早急に相手方への損害賠償額を支払うため、損害賠償等審査会を経て、3月30日に示談が成立し、同日専決処分をしたところでございます。

今回の事故について、相手方へ大変御迷惑をおかけしたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後このような事故が発生しないよう、改めて職員に対して安全運転に係る注意喚起を促すとともに、ドライブレコーダーを設置し、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第7号、報告第8号を続けて御説明申し上げます。初めに、報告第7号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。専決第6号専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。令和3年度壱岐市の一般会計補正予算第18号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,955万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億7,863万6,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の追加・変更は第2表繰越明許費補正によるものでございます。地方債の補正、第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。専決処分の主な内容といたしましては、地方譲与税、地方消費税交付金、特別交付税等の交付決定に伴う補正、起債対象事業費の確定に伴う事業費の調整及びそれに伴う地方債の変更、特定目的基金の充当事業の実績及び財源調整による基金繰入金の補正を行っております。

次のページをお開き願います。2から4ページ、第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等につきましては、記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。5ページ、第2表繰越明許費補正の1、追加で老人ホーム給湯設備改修工事ほか、3件の事業につきまして年度内の事業完了が困難となったため、合計3,480万1,000円を追加しております。

次のページをお開き願います。6ページ、2、変更の5款1項県営事業費は県営ため池整備事業の事業費追加により、負担金が増額になることに伴い、繰越明許費の金額を13万2,000円追加しております。

次のページを御覧ください。7ページから9ページにかけまして、第3表地方債補正の変更について記載しております。各起債対象事業費の確定により、表に記載のとおり、それぞれ補正後

の限度額を変更しております。起債の方法、利率、及び償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書により主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。14ページから15ページをお開き願います。2款地方譲与税から7款地方消費税交付金は、令和3年度交付額の確定により補正しております。

次のページをお開き願います。

16ページから17ページの8款ゴルフ場利用税交付金から10款地方交付税までにつきましても、交付額の確定により補正をしております。

18ページから19ページをお開き願います。18款寄附金のふるさと応援寄附金は、令和3年度のふるさと納税実績により、1億4,130万8,000円の減額補正をしております。

19款繰入金、基金繰入金は、充当事業の実績及び歳入歳出決算見込みにより、5億2,568万2,000円を減額補正しております。

次に、歳出につきましては、別添資料2、令和3年度3月31日、専決補正予算概要で御説明いたします。2ページをお開き願います。

2款1項3目財政管理費の基金積立金につきましては、歳入のところで説明いたしました地方譲与税等の交付額確定に伴い、一般財源の調整がなされたことによりまして、減債基金に2億円の積立ての追加を計上しております。

過疎地域持続的発展特別事業基金につきましては、過疎債ソフト事業分で事業実績により今年度事業に充当しなかった分につきまして、1,440万円追加で積立ての補正をしております。

2款1項6目企画費のふるさと応援寄附金は、令和3年度のふるさと納税実績に基づき、積立金の減、また充当事業の実績による事業費の減額補正を行っております。同様に、特定目的基金の充当事業の実績及び起債対象事業費の確定による事業費の精査により、以下調整を行っております。

4ページをお開き願います。9款教育費の1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、次年度以降の学校施設の整備事業の財源とするため、5,000万円の積立てを行うものでございます。

7ページをお開き願います。基金の状況見込みについては、記載のとおりでございます。3月31日専決後の令和3年度末一般会計分の基金の現在高見込みにつきましては、88億4,174万6,000円でございます。

以上で、令和3年度一般会計補正予算（第18号）について、専決処分の報告を終わります。

続きまして、報告第8号令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、令和3年度予算にて計上しておりました繰越明許費13億6,895万3,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は11億6,258万9,620円でございます。主な内容といたしましては、国の補正予算による担い手確保経営強化支援事業、県営事業費道路改良費補助のほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を初めとする新型コロナウイルス感染症対応に係る事業、農地及び農業用施設、公共土木施設の災害復旧事業費等でございます。

以上で、令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 報告第9号について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出です。

次のページをお願いします。1款下水道事業費において、北部中継ポンプ場のポンプ更新工事費及び脱臭ファン更新工事費1,164万6,300円、2款漁業集落排水整備事業費として山崎地区下水処理施設機能保全対策工事費として、流量調整ポンプの更新など1,470万4,000円となっております。繰越明許費は、先に議決いただいております予算計上額3,509万6,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は2,635万300円でございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第10号令和4年度壱岐市一般会計予算（第1号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号及び第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。専決第7号専決処分書、専決処分の内容につきましては、
壱岐市選出の県議会議員の辞職に伴い、執行される補欠選挙の費用及び国が低所得の子育て世帯
ひとり親世帯に対して児童1人につき5万円の給付事業を開始することに伴う費用につきまして、
準備作業を速やかに進める必要があるため、令和4年5月27日をもって専決処分したものでご
ざいます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,603万6,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億6,603万6,000円とする。第
2項は記載のとおりでございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等
については記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。まず、歳入について説明いたします。
8ページから9ページをお開き願います。15款2項2目民生費国庫補助金の児童福祉費補助金
は、今回の子育て世帯生活支援特別給付金事業及びひとり親世帯生活支援特別給付金事業に係る費
用を全額国の補助により実施するもので、両事業の給付金、事務費補助金合わせまして6,199万
2,000円を補正しております。

16款3項1目総務費県委託金は、県議会議員補欠選挙に係る県からの委託金1,404万
4,000円を補正しております。

次に、歳入につきましては、別添資料3、令和4年度5月27日、専決補正予算概要で御説明
いたします。

2ページをお開き願います。2款4項3目長崎県議会議員選挙費の長崎県議会議員補欠選挙費
は、7月10日に執行される選挙経費として1,404万4,000円を補正しております。

3款2項2目児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、住民税均等割が非課税
の子育て世帯等に対して児童1人につき5万円を支給するもので、3,626万3,000円を、
次のひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業は児童扶養手当受給者等に対して児童1人につき
5万円を支給するもので、2,572万9,000円を補正しております。

以上で、令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興課長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の
策定について御説明いたします。武生水C辺地（変更）、柳田A辺地（変更）、志原B辺地（変

更)、西可須辺地(変更)、諸吉辺地(変更)、中野郷辺地(変更)、大左右・中山辺地(変更)、石田辺地(変更)、筒城辺地(変更)、武生水A辺地、柳田B辺地、初山A辺地、初山B辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地及び池田辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、武生水C辺地ほか16辺地において市道改良事業、小型動力消防ポンプ軽積載車購入事業等の事業実施に当たり、その財源として辺地対策事業債を活用するため辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本市は、全区域が辺地の要件に該当し、市道等の公共的施設の整備については、その財源として辺地対策事業債を活用できることとなっておりますが、この辺地対策事業債は、その償還元金及び利子の80%が普通交付税に算入される有利な地方債の一つとなっております。

なお、本総合整備計画書については、議決をいただいた後、総務大臣へ提出することとなっております。

1ページから17ページは、各辺地の総合整備計画書で、各辺地で実施する事業内容、事業費等を記載しております。

また、議案資料5に各事業の事業名、位置図、平面図、購入予定車両、機材の写真等を添付しております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長(中上 良二君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 原財政課長。

〔財政課長(原 裕治君) 登壇〕

○財政課長(原 裕治君) 議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,191万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億6,995万1,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。第2表、地方債補正、1、変更の過疎対策事業債は、郷ノ浦商店街駐車場の補修工事に充当するもので、限度額を5億2,320万円から2,400万円増額し、5億4,720万円とします。

次の民生債は、国の補助事業の採択を受け、認定こども園を整備する社会福祉法人に対する補助金の市負担部分に充当する社会福祉施設整備事業債を追加するもので、限度額を1,250万円から4,600万円追加し、5,850万円とします。

それでは、事項別明細書により主な内容を御説明いたします。まず、歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税は、補正に係る一般財源として普通交付税2,146万7,000円を計上しております。

15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の2,466万円及び2項3目、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、1,417万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種についての国庫負担金及び補助金を計上しております。15款2項2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、令和3年度から実施されております事業の申請期間の延長による費用の追加を全額国庫負担で行うもので、528万5,000円を計上しております。次の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業補助金8,487万2,000円は、給付金未申請者への支給及び家計急変世帯への申請増による追加分を計上するとともに、令和3年度繰越事業分に係る補助金を計上するものでございます。

16款2項2目民生費県補助金の認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金は、国の補助事業の採択を受けた社会福祉法人への認定こども園整備に係る国の補助金は、県を通じて交付されるもので、両補助金合わせまして1億1,510万6,000円を計上しております。

同じく4目農林水産業費県補助金のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業は、農事組合法人や個人の担い手の規模拡大に必要な機械や施設整備に対し、県が補助するもので、3,131万7,000円を計上しております。

次の、持続可能な新水産業創造事業補助金は、箱崎漁協の電気ショッカー購入の50%補助、200万3,000円、浜の活力再生・成長促進交付金は、郷ノ浦町漁協の冷凍冷蔵施設改修に係る事業費の55%を補助するもので、935万5,000円を計上しております。

21款4項3目雑入のコミュニティ助成金は、自治総合センターから補助の採択を受けた自治公民館の改修事業210万円と、幼年消防用鼓笛隊セット購入40万円に係る助成金を計上しております。

次に歳出について御説明いたします。歳出につきましては、別添資料6令和4年度6月補正②

予算（案）概要から主な内容について御説明いたします。

2ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費の②郷ノ浦町商店街駐車場補修事業は、今後も利用する駐車場部分の設計が完了しましたので、当初予算に計上しておりました立入り防護柵、設置費用に補修工事費用2,100万円を追加するものでございます。

次の2款1項6目企画費は、コミュニティ助成事業として補助採択された公民館の改修費用に係る補助金として210万円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、申請期限が延長されることとなり、給付金と事務費合わせまして378万5,000円を計上しております。

次の、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、未支給世帯の対応及び家計急変世帯の増加見込みによる需要費と3年度分補助金の精算返納金を合わせまして7,891万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ、3款1項1目社会福祉総務費で社会福祉法人の就労継続支援事業所の整備に係る費用の一部を補助するもので、社会福祉法人施設整備費補助金として100万円を計上しております。

3款2項4目保育所費は、施設整備費補助金として、認定こども園を整備する社会福祉法人への補助をするもので、国の事業費50%補助と市の負担分25%を合わせまして、1億7,265万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ、4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、4回目のワクチン接種にかかる費用として3,883万7,000円を計上しております。

次の5款1項3目農業振興費のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業は、農事組合法人や個人の担い手の規模拡大に必要な機械や施設整備への補助、3,836万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。6ページ、5款3項2目、水産業振興費、持続可能な新水産業創造事業は箱崎漁業の定置網用の電気ショッカー購入費用の補助267万1,000円、次の浜の活力再生・成長促進交付金事業は、郷ノ浦町漁協の冷凍冷蔵庫更新にかかる費用を補助するもので、1,275万7,000円を計上しております。

8ページをお開き願います。8款1項2目非常備消防費は、今年度の壱岐市消防ポンプ操法大会の中止に伴い、関係費用の一部836万4,000円を減額しております。

以上で、議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について説明を終わります。

す。御審議のほどよろしく願ひいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第31号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,632万4,000円とします。2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。初めに、8、9ページをお開き願います。歳入でございますが、4款1項1目保険給付費等交付金につきまして、特別交付金43万7,000円を追加いたしております。

次に、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款6項1目傷病手当金につきまして、新型コロナウイルスに感染し、仕事を休んだ被保険者への補償としまして、43万7,000円を追加いたしております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願ひいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第16、要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第16、要望第1号を議題とします。

ただいま上程いたしました要望第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明に代えさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月13日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分散会

令和4年 壱岐市議会定例会 6月 会議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和4年6月13日 午前10時00分開議

日程第1	報告第4号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第5号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第3	報告第6号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第7号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第18号)の専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第5	報告第8号	令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑あり、報告済
日程第6	報告第9号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第7	報告第10号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第8	議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第30号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第10	議案第31号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	要望第1号	地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望	質疑なし、産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第4号～日程第7. 報告第10号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第4号から、日程第7、報告第10号まで7件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。

まず初めに、報告全般について、質疑の通告があつておりますので、これを許します。山口議

員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今回、議案に対して報告がされております。その点で、老岐市は通年議会ということで例年行われて、例年を見ますと、４月、５月で議会が行われているというのが通常であったというふうに思いますが、今回、特別なのか、４月、５月に議会が開かれないうまま６月議会というふうになりました。

そういう意味で、通年議会を提唱しながら、今回、４月、５月開かれず、このような形で専決処分を出されたということについて、どのような経緯、お考えがあつて結果になったのかをお聞かせください。

今後、改善点がお考えだったらそれも含めてお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えをいたします。

専決処分についての御質問でございますけれども、専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項におきまして、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により、特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるとされておきまして、それに基づき、老岐市議会基本条例第12条第1項におきまして、その専決処分の指定が定められております。

本市の議会は通年議会を採用されておりますので、原則、専決処分は行わず、議会へお諮りしておりますが、専決処分として指定されている事項で急を要するものなどにつきましては、老岐市議会基本条例の規定に基づき、専決処分を行っております。

原則として、議案提出をして議決をいただくということは、十分認識をしております。今後もこれまで同様に真にやむを得ないものを除き、議案提出を行い、議決をいただくよう努めてまいります。

それぞれの専決理由につきましては、各部署より説明をさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。それでは、市民部関係、４件、専決処分を行っておりますので、その理由を御説明いたします。

まず、報告第４号及び第５号の市税条例及び国民健康保険税条例の専決処分につきましては、令和４年度の税制改正に係る地方税法等及び地方税法施行令等の一部改正が令和４年３月３１日に交付をされ、同年４月１日から施行をされました。これに伴い、市税条例及び国民健康保険税条例についても、同年４月１日から施行する必要があることから、同年３月３１日付で専決処分により条例改正を行い、直近の６月議会に報告を行ったものでございます。

次に、報告第６号損害賠償の額の決定に関する専決処分については、約１年半前の事故であり、

責任割合の同意が得られたため、早急に相手方へ損害賠償額を支払う必要があることから、議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、3月30日付で専決処分をしたものであります。

次に、報告第10号令和4年度一般会計補正予算（第1号）のうち、子育て世帯生活支援特別給付金については、国が低所得の子育て世帯及びひとり親世帯に対して児童1人につき5万円の給付事業を開始することに伴う費用について、準備作業を速やかに進める必要があるため、5月27日に専決処分を行い、6月中に給付を開始するためでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 私のほうから、予算関係の専決処分について御説明させていただきます。

報告第7号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）の専決処分についてでございますが、壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、例年3月31日付で専決処分を行っております。

理由といたしましては、市議会基本条例の規定にありますとおり、年度末の地方債充当事業の実績に基づく各起債額の調整及び事業費の調整を行っております。また、第4号の規定にあります一般財源、主に3月に交付の特別交付税や各種交付金の交付決定額によりまして、歳入歳出決算見込みを算出し、当該年度の基金取崩しの減額や積立金の追加をする調整を行っております。

したがいまして、最終的な決算見込みの算定を行っておりますので、3月31日付で専決処分にて補正予算を編成させていただいております。

報告第10号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございますけれども、先ほど、市民部長の説明もございましたとおり、国が低所得世帯、ひとり親世帯に児童1人当たり5万円の交付について、6月から支給開始することとされ、また県議会議員辞職に伴う補欠選挙、参議院選挙と同時に行う見込みとなったため、これらの準備を早急に行う必要があるため、壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号のコロナ感染症対応事業及び第7号の選挙費に係る補正でございますので、5月27日付で専決処分にて補正予算を編成させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 専決処分の理由については確認しておりますし、議会基本条例に沿った形で専決処分されているということは承知しております。

ただ、専決処分にするに当たって、やっぱり緊急を要するため、議会を招集する時間的な余裕がない、このことが明らかであったということがあって、初めて議会が開かれないと、開くこと

ができないということがあった上での専決処分というのがあるというふうには私は思うんですね。

だから、理由がつけられれば専決処分していいというふうにはならないということで、特に4月、5月、一度も議会が開かれずに今日に至った、通年議会を称している市議会として、やっぱり問題ではないかと、その点での認識をお答え願えますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

専決処分につきましては、それぞれの部署からその理由について説明をさせたとおりでございます。昨年度は6月会議におきまして専決処分が3本でございました。本年度は5本ということで2本多いような形になっております。ただ、それぞれの理由につきましては、今説明させたとおりでございます。

ですから、どの報告の分が専決処分にふさわしくないのかということを書いていただければ、その分についてはまた再度説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 専決処分の理由は納得できるものでありますが、なぜ議事を4月、5月、2か月にわたって、それまで4月、5月、4月に2回開いた年もあるではないですか。なぜ今年に限って4月、5月開かずに、そして議員の意見を聞いて審議しようということにならなかったのか、それをお聞きしているんです。なぜ4月、5月開けなかったのか。専決処分に至っては、やっぱり、議会が開けないからそういう理由で専決処分をするということが前提にあると私は思うんですが、そういう前提ではないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

今回、提出させていただきました専決処分の大半につきましては、3月31日までに議決をいただかなければいけないものがほとんどであります。それ以外につきましては、先ほど、予算のほうで説明をいたしました県議会議員補欠選挙、そして、子育て等の交付金、急を要するものでございます。あとは損害賠償の額の報告でございます。

ですから、通常、専決処分につきましては、処分した次の市議会の折に報告をするということになっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりましたが、それで止めてください。

○議員（4番 山口 欽秀君） なぜ4月、5月召集する余裕がなかったんですか。必要がなかった、余裕がなかった、どっちですか。それだけお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 4月、5月に議会を招集、開催をお願いする案件がなかったということでございます。ですから、専決処分につきましては、次の議会で報告をするということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、報告第5号とか6号とかもう一緒になりましたが。もう3回、4回やっていますから閉じたいと思いますがいいですか。

できないちゅうことじゃないです。5号、6号の説明がありましたから、その点について質問があればどうぞ。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 報告第6号について、損害賠償の解決が長期になったという説明でありましたが、1年半になったと。やっぱりこの1年半になった理由については、どういう理由があったんでしょうか。それでいいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

損害賠償の解決が長期化した理由はということでございますが、損害賠償の解決が長期化した理由でございますが、相手方が主張をされる過失割合と保険会社より提示をしている判例をもとにした過失割合の差異の調整に時間を要したものであります。最終的に納得をいただき、双方合意の上で示談書の締結となったところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このような損害賠償の点で、市民の皆さんと市長が、市側が揉めるといふ点でいくと、やっぱり好ましくないというふうに思うんですね。

先日の長崎市のセクハラの裁判も長期にわたって解決が延ばされたというところで、やっぱり行政側も含めて、市民の立場、市民の利益ということで考えたときに、やみくもに長期化するというのはまずいと思うんですが、そういう点での今回の教訓は何かありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） これに関しては、保険会社の判例に基づき、双方の合意を得るということで進めておりますので、今後も早急に解決を図るようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市民の立場、市の立場、いろいろあるでしょうけども、歩み寄りを早くして解決を早くすべきであるということ、こういう問題、思います。そういう面では、市のやっぱり保険会社頼みではなくて、市がちゃんとそういう市民の立場にどう立てるかという

ことが、問われるのではないかなと思います。

次、報告第8号でいいですか。報告第8号についてお伺いします。

繰越明許費の件なんですけども、今回、報告第4号で専決処分のところで、郷ノ浦港のターミナルビルの改修の予算が急遽出されて、急遽採決というようなことで議会が始まったものですから、この繰越明許費について、やっぱりどうなんだろうということで、私いろいろ調べたり考えたことで、とりわけ今回の繰越しについては、予算そのものは単年度できっちり行っていくという、予算の単年度主義というのが前提にあるわけですから、できるだけ繰り越さないというようなことでいくべきであるという前提で、そういう中で、どうしても繰り越さざるを得ないというのは、私も理解できます。

そういう中で、今回、一つの例として、郷ノ浦港のターミナルビルの改修について、最初、議論出ましたので、この改修事業についてどうしても繰り越さざるを得なかったという点で、どういう点があったのか、もう一回、御質問させていただきます。

そして、できるだけこの繰越明許費が出ないような、やっぱりやり方というのが追求すべきではないかなと考えますが、その辺りの市の考えをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

郷ノ浦港ターミナルビルの件で御質問でございましたので、お答えをさせていただきます。

郷ノ浦港のターミナルビルのその繰越しになりました経過といいますのは、前回、説明をさせていただいたとおり、昨年、調査費とそれから工事費まで予算化をさせていただいておりましたけども、その調査に当たって説明を申し上げたとおり、非常に老朽化が進んでいたということで、その年度内に工事を終えることはできなかったというところがございます。それから、その額的なところで、いわゆる老朽化の度合いがかなり進んでいたものですから、このたび令和4年度の現年度の予算で2,200万円の追加をさせていただいたところがございます。

よって、そういったことから、その工事費の繰越しを令和3年度から繰り越させていただいて、それから令和4年度と、2,200万円併せたところで、このたび発注をさせていただくということで、今回、議決をいただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 予算段階での調査を徹底しておけば防げたというふうには考えられる事象ではないですか、これは。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 調査費、調査について、やはり中身を見てみないと、調査を、

結果を見てみないと、どうしても工事費が算定できないといったことがございます。今回はそういったケースでございまして、どうしても工事費を繰り越し、そして新年度で追加をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） それぞれ不具合がというか、突然の事故が起きて、繰り越さざるを得ないというのは理解できますので、ただ、例えば、その道路工事で突然のミスがあったとか、測量ミスがあったとか、住民の協力が得られなかったとか、そういう事態があって、その次の段階での不測の事態には日数的に長期になっていて、繰越しせざるを得なかったと、そういうようなことがる道路のところも書いてありますが、そういう事態をできるだけ避ける努力と、あとそうなったときに、何か住民への説明がどうなのかなという、こうこう理由で工事が遅れますよと、来年度になりますよと、そういう市民への理解、情報伝達というか、そういうのも必要ではないかなと、繰越しに当たってのですね。

それから今、猿岩線の私の近所に道路工事がどんどん進んでいるんですが、工事が終わるんだけど、途中でパタッと止まってしまう。これは、繰越しじゃなくて予算の都合かもしれないですけども、住民にとってはいつどうなって終わるんだと、そういう危惧の声が聞かれるんですよ。大体できているのに何で通れないんだという場所もあれば、ガードレールがいつまでもあって、舗装ができないままそのまま過ぎていると、そういうことがありますので、そういうことも含めて、工事をやって遅れるとか、そういう点での地域への公民館長さんを含めて、状況の報告なんかをしていただけると、市への信頼も高まるんじゃないかなというふうに考えております。

繰越しができるだけないように取組を強めていただきたいということで、終わります。

次に、ちょっと前後しますが、報告第5号でよろしいでしょうか。

第5号、国保の問題であります。今回、併せて3万円の引き上げになりますが、限度額がですね。このことによって、どれだけの人数の市民の皆さんに負担増が及ぶのかということ。それに関わって、負担増だけじゃなくて、低所得者への減免、国保の減免等の考え方はないのかということをお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険税条例の今回の条例改正で、負担増となる市民の人数はどの御質問ですが、限度額を超え、負担増となる市民の人数は、41世帯となっております。また、低所得者への減免方策の拡大は今回の条例改正ではございません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 国保については着実にというか、どんどん上がってきている。その割には、その一方で市民の所得は上がっていないわけで、当然負担がかぶっていくわけですから、そういう面では対応が求められると思うんですが、今回41世帯ですが、やっぱり負担増は押し止めるべきではないかというふうに思いますが、この条例については、国が条例改定したから市がそのまま受けて条例を改定するという立場じゃなくて、市独自の判断で条例を抑える、そのままにするとか、額を縮減するという判断もできると思うんですが、それはいいんですか、そういうことで確認いいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいま山口議員の再質問ですが、市独自のということですが、これ地方税法等の一部改正によるものですが、市独自の減免の方策等は考えておりません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 減免ではなくて、壱岐市独自で改正はしないまま、このまま維持とか、そういうことの判断は壱岐としてできますねということですが、それはどうでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 今回の条例改正につきましては、地方税法等の改正により行っておりますが、壱岐市国民健康保険税条例でございますので、市の条例でございますので、議員の言われることもあると思いますが、今回につきましては、市の独自の考えはございませんということで説明しております。

○議長（豊坂 敏文君） 4回目です。山口議員、どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後、4つ目ではありますが、報告第10号についてであります。今回、子育て世帯生活支援特別給付金事業でと、もう一つ、ひとり親世帯生活支援特別給付事業ということで、この2つの事業での対象人数、それから今後の支給計画、どのように進められるのか。今までだったらもう少しこう支給計画辺りに出たと思うんですが、今回出されませんが、その辺りの計画を具体的に教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金はひとり親世帯分とひとり親以外の低所得の子育て世帯分の2とおりの給付事業となっております。昨年度に引き続き、全額国費で実施をいたします。

この事業の対象者の人数と今後の給付事業計画はどの御質問ですが、まずひとり親世帯分につきましては、500人分を予算計上しております。ちなみに令和3年度の実績は480人でありました。

既に4月分の児童扶養手当の支給を受けている方428人の方につきましては、6月10日付で今月の23日、木曜日振込予定の支給案内を送付をいたしております。

次に、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分につきましては、700人分を予算計上しております。ちなみに令和3年度は555人分を給付をいたしております。

こちらは、令和4年4月分の児童手当受給者等で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯についてプッシュ型により給付を行う予定ですが、令和4年度の住民税の納入通知の発送が今週の15日を予定しておりますので、課税情報が確定次第、7月中を目途に支給を行うように進めてまいります。

また、ひとり親世帯の児童扶養手当を受給していない方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当等を受給している方と同じ水準となっている世帯、及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯で、住民税均等割が非課税世帯と同様の事情にある世帯については、今後申請していただく必要がございます。

なお、両給付金ともに申請期限を令和5年2月28日までとしておりますので、今後、ホームページや広報、ケーブルテレビ等により周知を行い、申請漏れを防止するために、対象になる可能性がある方については、個別での案内の通知等も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 特にこれを専決処分されたと、先ほど言われました。至急、給付したいんだというふうに言われて、議会の審議抜きで専決処分されたわけですが、そういう意味でいくと、子ども・子育て世代については理解できます、6月10日付でということ。その一方で、このひとり親世帯については——もう少し遅れますよね、今週の15日とか、そういう緊急性については、そう問題ないというふうに今、聞こえましたが、そういう意味では、やっぱり専決処分に頼ることなく、やっぱり議会できちんと審議すべき議題であったんじゃないかというふうに、私は思います。しかし、専決処分されましたのでしょうがないといえそうですが、今後、専決処分の在り方、先ほど言いました点に踏まえて、対応をお願いいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第8号令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑の通告があつておりますので、これを許します。武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 報告第8号の繰越明許費について、2総務費7情報管理費地域情

報通信推進事業費の繰越しについてお尋ねします。

説明では、半導体不足で機器の納入が遅れているということでしたが、現在、ケーブルテレビ加入者へのこの不都合等起きていないのかどうか。またそれが起きないようにどのような対応をされているのか、お聞きいたします。

2点目は、この令和4年度でそれが完全に事業が完了するのか、今後の事業実施スケジュールについても説明をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の機器の納入が遅れていることでケーブルテレビ加入者への不都合が起きていないのか、どのような対応で対処しているのかという御質問でございますが、まず、今回の機器につきましては、DONUというインターネット用の通信端末機器でございますが、インターネットの利用環境に必要な機器でございますが、コロナ禍でのテレワークや家庭で過ごす時間が多くなったことによりまして、インターネット加入が全国的に増えております。

壱岐市でも令和元年度までは年約200件の加入者増でございましたが、令和2年度591件の加入者増、3年度289件の増と、加入者の増加が続いており、機器の発注数も、前回令和2年度に500台、そして今回400台と増やして注文をいたしております。

機器の在庫でございますが、前回の発注を令和2年度末で710台の在庫を持っておりますので、今のところ加入者へは御迷惑をおかけすることなくサービスの提供ができております。

次に、令和4年度の事業スケジュールでございますが、ただいま申し上げましたインターネット用通信機器につきましては、10月末に納入予定でございます。

また、石田中継局通信設備更新工事につきましても、10月に機器が納入をされ、年内に設置、調整が完了する予定となっております。

いずれにいたしましても、市民皆様に影響が出ないように、引き続き、光ネットワークとも連携を図りながら、また事業者とも連絡を密にしながら対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 具体的に丁寧な御説明、ありがとうございます。やはり、毎月の利用料を支払われております、加入者目線において説明等十分によろしく願いいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 簡潔にお尋ねいたします。

4番議員の質疑を聞いておまして、私もこの報告第6号のいわゆる損害賠償、つどつどあっております。つどつどですね。そして、報告第10号、この特別給付金の問題、こういうのは、やはり議会に諮っていただきたい。もんと、何度も繰り返しますが、山口議員が言っていました。4月、5月は本当に私たちは政務調査とかそうした面以外には、何もこの議場に来て活動することはありませんでした。本当に忸怩たる思いで、私も議員として調査権限だけで議会が開かれないちゅうのはどういうことかと本当に考えました。ですから、議会当局にこれは専決しますよとかいっているんですか。それは地方自治法及び壱岐市議会基本条例第12条第1項の規定によれば、当然専決はできます。それで、ここの中に緊急性を要するものもあります。そして、出納閉鎖に係る問題もあります。それは分かっております。そういうのは僕たちも判断できない。しかし、この2件に関しては、いみじくも議会に報告して当たり前じゃないかという思いがあります。議事をなめとるとかと言いたい。

執行部は、もう少し、緊張した関係であるべき。車は両輪でもいいけど、やはり緊張した関係で議会運営はなされて当然であります。壱岐市の自治はそうあるべきと考えております。

総務部長の見解を求めたい。簡単にあなたは専決できると言いましたが。何を言って言っているのか、答弁を願いたい。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

最初申し上げましたとおり、今後もこれまで同様に真にやむを得ないものを除き、議案提出を行い、議決をいただくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） これで終わりますからね。議長、私はぱっとやりますから。

もう既に議決を終わっているんですよ。終わったものを報告ですよ。それが、専決でしょう。それは一番楽でしょう。議会にものを言わせなよかとですから。報告をすれば良いとでしようから、もう議決しているんですから。報告で済むわけですから。

以上、市長、どう考えますか。もっと親近感のある議会と、やはり執行部が侃々諤々と議論をして、成案とすべきじゃないですか。私はそのように考えますがね。お願いをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんか。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 僕は答弁求めました、市長に。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 専決処分がしなくてもいいのにしたという、議会軽視ではないかという御意見だと思っております。今2件ほど言われましたけど、1件目の損害賠償請求事件、これに

つきましては、議会基本条例の中で50万円以下の損害賠償に係るものは専決していいよとなっておりますので、このことについては、当然専決処分が許されるものと思っております。

次の、子ども・子育て等の国の交付金等々について、見解として、それは議会に付すべきではなかったかという御意見でございます。十分、検討いたしまして、今後、そのような御批判を受けないようなことで専決処分等々を行っていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私は、決意を新たに再スタートを切られた白川市長と思うんです。何と言われたかという、心血を注いで市民の皆さんの付託に応えていくと言われた。ということであれば、もっと心から愛情を示してもらいたい。私はそう思いますよ。議長、どうですか。壱岐市議会は通年議会ですよ。臨時議会でいいんじゃないですか。定例議会4回と臨時議会だけでいいんじゃないですか。何のために通年議会制度を引いているんですか、名ばかりですか。本当に悔しい。

もっと市民の皆さんにどうしてこういう議案が採択されているのか。あからさまに報告をして、もっと親近感のある市政を引いていくのが我々の使命ではないですか。私はそれを強く訴えて、これで終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で報告第4号外6件の質疑を終わります。
以上で、7件の報告を終わります。

日程第8. 議案第29号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

日程第9. 議案第30号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第9、議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第10. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第10、議案第31号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案全般について質疑の通告がっておりますので、これを許します。

3番、武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 議案第30号、3民生費、児童福祉費、保育所費、認定こども園についての通告を3点しております。

まず1点目、令和4年1月、建設予定地が決まったと壱岐市に連絡があり、1か月後の2月1日、県へ協議書を提出、その書類には危険地区指定の有無が有になっています。民間事業者へはこの件について伝えてあるのか。また、5月30日の全員協議会の説明のときに、危険地区指定があることを説明はありませんでした。なぜ説明されなかったのでしょうか。

2点目、5月30日の全員協議会において、市長はこれまで社会福祉法人からの正式な申し入れはない、大変急な話、挨拶もない、寝耳に水など説明されています。令和3年までに理事長との面会、壱岐市への申し入れや相談があったと聞いておりますが、その時期や回数をお答えください。

3点目、2月1日に県に提出された協議書には、詳しい施工計画が記されています。この4か月間、子ども・子育て会議での協議や議会での説明、地元民間事業者や保護者への説明が全くありませんでした。なぜ説明をされなかったのですか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの武原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、2月1日に県へ協議書を提出、その書類には危険地区指定の有無が有になっている。民間事業者へは伝えたのか。それから、危険地区指定があることをなぜ説明をしなかったのかということでございます。

県への協議書につきましては、壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針など、事実を協議書に報告を行っております。

こども園開設予定の民間事業者は、建設予定地選定の段階において、この地域一帯が土砂災害警戒区域の指定がなされていることは、事前に把握の上で予定地の決定をされております。これ

らの状況を踏まえ、許認可権を有する県が判断をいたしますので、市からの説明は行っていないところでございます。

次に、2つ目の、令和3年までに理事長との面会、壱岐市への申し入れや相談があったと聞いているが、その時期や回数はこのこととでございます。壱岐市への申し入れは令和2年10月に設置事業者である社会福祉法人北串会より認定こども園の設立に向け口頭でこども家庭課へ相談がっております。しかしながら、この時点では開設時期や建設予定地など具体的な話はできていない状況とございました。その後も壱岐市への申し入れはあっておりません。

令和4年1月、今年になりますが、北串会より建設予定地が決定をしたとの連絡をこども家庭課が口頭にて受けております。その後、協議書の提出を令和4年1月25日に県より求められ、令和4年2月1日に壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針につきまして、県へ協議書の提出を行った状況とございます。

以上でございます。

次に、3番目の御質問がございました。2月1日に県に提出した協議書には、詳しい施工計画が記されている。この4か月間、子ども・子育て会議での協議や議会での説明、地元民間事業者や保護者への説明が全くなかった。なぜ説明をしなかったのかという御質問でございます。

協議書の施工計画につきましては、設置事業者である社会福祉法人北串会が2月の時点での計画を県へ提出をされたものですので、市が詳細な内容を作成したものではありません。また、関係機関への説明につきましては、国の令和3年度繰越予算での4年度採択に向けて、協議書において壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針について県へ協議書の提出を行っております。

その後、厚生労働省子ども家庭局より4月1日付内示が壱岐市長宛に届き、壱岐市の義務負担を伴う予算措置を講じる旨の通知が4月14日にあり、急遽6月補正予算にて市の義務負担を併せた所要の経費を予算計上させていただいた次第でございます。よって、国の内示もない状況では、議会への詳細な説明もできないということとございました。

なお、6月8日には子ども・子育て会議へ報告と確認をいただいております。今後は保護者のほうへの説明会も早急に開催をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 3点の確認です。1点目です。事業者は、この危険地区という認識をして選定をしたっておっしゃいましたが、これを5月30日の全員協議会では議員には説明はされていません。それについての答えがなかったので、後でまたお願いいたします。

2点目ですが、今の説明によりますと、口頭での説明で、理事長は壱岐市には出向いていないという説明になりますけれども、そのもう一度、確認です。またそういう状況で協議書がつ

くって県に出されたのか、壱岐市のこの法人に対する信用度というんですかね、ただ、口頭で言われただけでこういうふうに重大な予算も含めた壱岐の子供たちの保育に関して、かなりの予算が投入されることへの、どの程度の認識でこう対応されたのか、ちょっとお聞きします。

3点目です。今の御説明では、まだ計画段階だったから何も説明はしなかったということでしたけれども、国からの内示が4月1日、また4月14日には市への予算措置を講じる旨の通達もあっているということで、4月の15日以降から5月30日までに説明できるタイミングはあったと思うんですけれども、それをなぜされなかったのかということですね。あと6月8日に、子ども・子育て会議が招集されたと、私も委員の方にお聞きいたしました。大変困惑されておりました。なぜこういうことがもうほぼ決定のような形で報告されるのか、納得できないと、きちんとまず説明をしてもらわないと、民間事業者の方ですけれども、これでは今後の事業が継続できないことになり兼ねないというぐらい、かなり憤りをもって、私にお話されております。

そういう方の声とか保護者の声もすごくありますので、今後、どのような形で、皆さんへの説明をされるつもりなのか、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの武原議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域を議会でなぜ説明をしなかったのかという、まず1点目の質問だったと思います。それと、北串会理事長と面会もないのに協議書を提出したということでの御質問だと思います。3点目の4月1日内示、4月14日に義務負担を伴うということでしたが、このことについてお答えいたします。

土砂災害警戒区域につきましては、この状況については把握をしておりましたけれども、土砂災害警戒区域ということでの建設に当たっての縛りというものはございません。建設してはいけないということではございませんで、その内容について説明をしなかったのは、そういうことで隣接をしているがそれに伴う建設に当たっての県の許認可ということは、県のほうが判断をするということになりますので、市としての説明を行っていないというところでございます。

次に、理事長との面会については、2月の時点ではメール等と電話による内容の確認ということで、県のほうから求められておりますので、その内容を市のほうで確認をしまして、県のほうへ共有したと。理事長とはこども家庭課のほうへ、4月以降に市の人事異動もあっておりますので、挨拶にきたいということで申し入れを受けまして、私とこども家庭課長と主幹と3人が面会をしております。市長へは面会を行っていないところでございます。

それから、3番目の4月1日付の内示が4月14日にこども家庭課は受けているということで、その後、議会等への説明が5月30日になったということですが、これにつきましては、その内容につきまして、詳細な内容を説明できるまでの資料が整わなかったということ

で、5月30日に行わせていただいたことが事実でございます。

保護者への説明会を今後、議会終了後、早急に開催をしたいということで、今計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員、3回目。

○議員（3番 武原由里子君） 1点目です。市は危険地区と認識していたが建設はできるということで、許認可は県がするから壱岐市としてはそれを判断しない、そのため議会の全員協議会でも言わなかったという御説明だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

これについては、建設はできるということは、6年前の芦辺中学校も同じような状況だったと思います。やはり、建設はできても真後ろ、子供たちの保育園、こども園の真後ろがやっぱり危ないところという状況は変わらないと思います。そういうところに本当に壱岐の大事な子供たちをそこに通わせなければならない親がいるというのは、すごく私は心が痛むと思うんですね。やっぱりこれを聞いた保護者の方も、ちょっとそういうところにはと、やはり何人も今、子育て中の親さんの声を聞きました。

やはり、ここは建設はできても、それは本当に保育の安全性、子供の保育環境が最適なのかというところを、やはり大人の私たちが考えるべき事案ではないかと思っております。6年前のふれあいグラウンド付近での芦辺中学校建設のことをもう一度、思い返していただきたいと思っております。

2点目ですが、法人の理事長と市長は面会していないという今の答弁でしたが、こういう民間の事業者が入ってこられるときに、そんな簡単に、担当部課長のレベルで話が進んで、これだけの予算をつけるということが今まで、そういうやり方をされていたのかどうかちょっと疑問なんです。まずもって、なぜそういう遠いところの法人が壱岐に来られたのかということも、やっぱり皆さん疑問に思われていますので、やはりここはもう少し慎重に、壱岐の子供、大事な子供たちを預ける、その法人として本当に大丈夫なのかということ、やはり執行部も議会もきちんとただすというか、民間だから何も言えないというのはおかしいと思います。やはり、公金を投入します、継続的に壱岐の子供たちの保育を任せる場所になるはずですから、そういう、もう少しここは慎重にやってもらいたいと思います。

あと3点目ですが、先ほど、保護者の説明会は議会終了後、早急にと言われていましたけれども、同じ小規模の同じ同業者ですね、事業者さんがたくさん壱岐にもございます。その方たちが一番直接、今後いろんな影響が出てくると今すごく心配されておりますので、そこの方への説明とかも考えていらっしゃるのでしょうか。もし考えていないということでは、早急にしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

土砂災害警戒区域のことですが、今回の場所につきましては、いわゆるレッドゾーンではございませんで、イエローゾーンに値するところですが、このことに関して、北串会のほうとも確認をしておりますが、特別警戒区域、レッドゾーンではありませんが、隣接をしているということで、安全、安心を確保するために、急傾斜地側全体に土留めコンクリート、それから排水溝を設置する計画であるということを確認しております。こういうことで、あとは県の許認可が県の判断になると思っております。

次に、2つ目の質問ですが、民間の事業所でありますので、これにつきましては、国の内示が出るまでに詳細な説明をすることはできませんでした。民間の事業者が計画されたことでありますので、内示が出た時点でということですが、4月14日に内示が出て、その後、時間があつたんじゃないかということですが、今回のように5月の末になったということで御理解いただきたいと思います。

そして、3番目に、保護者の説明会は議会終了後を予定しておりますが、事業者、小規模保育施設の事業者につきましては、先ほど申しました6月8日に子ども・子育て会議の中に民間事業者の方も数名入っておられます。その方々の御意見もお伺いし、今後、他の民間保育施設につきましても説明を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりましたので、これで閉じます。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分にいたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き継ぎ会議を開きます。

議案質疑を続けます。

同じく、議案全般について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定こども園に関する質問をさせていただきます。

まず、30日の全協の折に説明が唐突に行われて、その中で、この認定こども園の許認可は長崎県にあるというようなことで、壱岐市としては何も言えないんだというような趣旨の説明でありました。しかし、2月1日に長崎県に協議書を提出し、その中には今回の施設整備を希望する

という旨がちゃんと記載してあることが後で協議書の提出をしていただきまして分かりました。

そういう意味では、きちんと壱岐の希望、提出の折に出されているわけでありまして、単なる希望、整備を希望するというだけで済まされるものではないと思います。

そういう意味では、壱岐市が長崎県に様々な意見を言って、壱岐市が希望する民間こども園をつくるという立場が必要ではないかと思いますが、きちんと長崎県にもものが言えるという立場が立って、今後もやられるのか、その点をまず1つ。

それから、2つ目、県への協議書が出されておりますが、建設予定地が特別警戒区域に隣接するということが、市のほうはしっかり把握されていたということです。じゃあこの協議書提出に当たって、この建設予定地が特別警戒区域に隣接するという点でどのような検討、判断をされたのか、もう一度、御返答お願いいたします。

3番目、全員協議会の中で、民間のこども保育園だから民間の業者には何も言えないというような声が議員の中からも聞こえたわけですが、この点で壱岐市も同等の考えで民間にはものが言えないという立場でのスタンスで、この建設に当たっていくという考えなのか。その点を明確にお答えください。

4番目、今後、認定こども園の県の認可とか申請が行われて進んでいくわけですが、もう少し、全協の資料では認定、申請のスケジュールについて詳しく書いてありませんでしたので、詳しい内容を御返答いただきたいと思います。

5点目、社会福祉法人の北串会について、今後建築申請がもう出されているのか、今後出されるのか、その点です。建築申請について、先ほど、危険地帯であるということで、対策について一切、全協のときに報告されませんでしたので、その危険地帯に対する対応の建設の資料等もあるのかないのか。あるなら出していくべきでないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する議事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1番目、壱岐市は長崎県にきちんと意見が言える立場にある、どうかということでございます。

まず、今回の施設整備につきましては、許認可権は県が有しております。県より協議書の提出を求められ、壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針について、明記をさせていただいたところでございます。

これらの状況を踏まえ、県が判断を行うものでございます。

市が許認可に対して意見を言えるものではございませんし、答申である民間保育施設の育成と民営化にもありますように、民間活力の向上と適切な施設運営と幼児教育、保育の量の確保と質の向上につながるものと期待をしておるところでございます。

次に、2番目の、長崎県への協議書の提出に当たって、建設予定地が特別警戒区域に隣接することに関して、どのような検討がなされたのかということでございますが、許認可権につきましては、先ほど申しましたように、県が有しておりますので、指定区域などの状況も含め、県が判断されるものでございます。

市といたしましては、これに関しての検討は行っておりませんが、事業主体である北串会につきましては、先ほど、武原議員の質問にお答えしましたように、土砂災害特別警戒区域に隣接をしておりますが、特別警戒区域内に建設をされないことを確認しております。

ちなみに土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに建物の一部でも係る場合は、建築確認申請時に土砂法の構造規制がかかりますので、特別警戒区域内かどうかの確認を県の建設管理担当部署に提出をし、その回答を建築確認申請書に添付する必要があります。今回の場合は、それに当たらないということで確認しております。

また、北串会は、特別警戒区域内ではないが隣接しているということで、先ほど武原議員の御質問にお答えしたように、安全、安心を確保するために急傾斜地側全体に土留めコンクリートと排水溝を設置する計画であるということを確認しております。

次に、3番目の、民間事業者だから何も言えないとの意見が出されたが、壱岐市も同じ考えかということでございますが、壱岐市が建設する場合も、民間事業者が建設される場合でも、建築確認申請を提出し、承認を受けてから実施をされることとなります。また、協議書にも記載をされておりますように、認定こども園の最低基準面積等に適合をしているということに関して、市から言えることはございません。

次に、4番目の、今後の認定こども園の認可申請のスケジュールはということでございます。

認定こども園の認可申請のスケジュールにつきましては、設置事業者である北串会が建物の建築確認済証の交付後から来年3月上旬にかけて認可申請の手続を進めていくこととなります。

参考までに、北串会の保護者の説明会が今年の10月下旬から11月上旬を予定されております。壱岐市の令和5年度入所手続開始は、11月中旬から12月中旬の予定で進めてまいります。

次に、最後の社会福祉法人北串会から認定こども園の施設の建築申請は出されているのかということでございます。建築確認申請は、市議会の終了後を予定されていると聞いております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず1点目ですが、協議書を提出されていると。提出されている中で、そこにあるように、施設整備を希望すると、単なる文面ですが、どのような施設をというようなやっぱり意見をきちんと県に言う主体性というか、壱岐市の、そういうのが必要ではないかと思うんですよ。

認可に当たって、きちんと県に意見を言う、その立場がないと、市民が納得する施設にならないのではないかと。そういう点で、危険特別区域に隣接するということが分かっているながら、今言われるように、検討を行っていないということは、武原議員が言われましたように、以前、芦辺中建設の折に市民の中から多数、様々な意見が出された経緯というのは、市は十分御存じなはずだし、実際に危険区域に中学校を建てられなかった、建てないという判断をされた、それは懸命だったと思いますが、今回、その教訓というのは、この検討の中に一切なかったということですが、それはどのように考えていらっしゃるのか。

それから、4点目については、今後、具体的なスケジュールが決まりましたら、もう少し議会に向けて、報告をしていただきたいと。

それから、建築申請についても、先ほど言われましたように、土留めとかいろいろな設計が具体的に出されるということですので、これについても出され次第、議会のほうに出していただきたいというふうに思います。

それから、3番目の、やっぱり民間事業だからということですが、何も言えないという立場ですが、5,700万円の公的資金が壱岐市が交付されますし、国の予算も通るわけですし、実際、設置されたら様々な運営費が、公的な運営費が民間にも行くわけですから、きちんと子供の生命、安全をきちんと守っていく、福岡県では民間の送迎バスの中で幼児が亡くなったというようなことがありますので、ああいう点を防ぐためには、きちんと市が民間のやり方をチェックする、その立場がしっかりなければならないと思います。

知床の事故についてもそうじゃないですか。民間任せでいい加減なチェックでしたからこそ、ああいうふうになったと。そういうことに私はありますので、やっぱり民間といえども、しっかり市が市民の声を聞きながらチェックをするということが必要だと思いますが、その点でのお答えをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、協議書において、市の希望をしているのに、なぜそういうことが言えないのかということですが、まず、これにつきましては、民間が行われる事業でありまして、先ほど申しますように、災害特別警戒区域ではないけれども、土留めコンクリート、排水溝を設置する計画を持ってあるということですね。それにつきましては、それ以上の、もっとうしたらよくないとか、そういう過大なことも市から求めることはできませんし、今やられてあることで、計画されてあることが今の現段階では最適なことであると考えております。

それから、この開設によって、先ほど申されますような、運営に対して市がチェックをする必要があるんじゃないかということですが、これにつきましては、市の認可保育所も民間

につきましても県の監査を受けておりますので、そのときに運営についてははっきりチェックがなされていくものと思っております。

あと、議会への報告につきましても、逐次報告をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐市としてきちんと主体性を持って、県にも、それから民間の業者に対してもものを言うという立場を持ちながら、協力しながらいいものを、いい事業をやっていくという立場がやっぱり必要だなと思います。民間がやるからというふうでのものが言えないというような立場をなくしていただきたいと。

今の答えの中に特別警戒区域について、芦辺中学校の隣接のときの教訓というのは一切なかったのか、今回、検討されなかったというふうに言われましたが、やっぱり検討すべきであったし、やっぱりあの教訓からいったら、あそこに壱岐の子供たちを預けるような施設をつくるということに、やっぱり疑問を持つべきだったと思いますが、その点はなかったんですか、ないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 先ほどから申しますように、この民間がやられる事業に対して、この土砂災害警戒区域のことについては把握をしておりましたが、市がそれに対して検討はしておりませんと。内容につきましては、先ほどから申しますような土留めコンクリート、そういったものをされるということで、こちらは確認をしたということで、市としてのその警戒区域に対する検討というのは行っていないということで申し上げます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりましたので、いいですか。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 今の認定こども園に関して、一つ質問というかお願いなんですけれども、5月30日時点で警戒区域に隣接しているという情報、僕らのところに上がってきていませんでした。かつ土留めコンクリートによって対策を取るという話も、今日僕は知ったんですけれども、その話までが30日の時点で説明されていれば、市民の方が、多分土砂災害区域に隣接しているという情報だけが一人歩きしてしまって、必要以上に不安をおおってしまっている状況になっているのかなというふうに僕は感じました、今日の説明を受けて。

なので、30日の時点でその情報を僕らにしっかり伝えていただいた、プラスこういう対策を取るんだよということまで伝えていただければ、今の状況よりももう少し何か、何て言うんだろなあ、市民の方も必要以上に不安を感じずに済んだかなというふうに思いますので、そこまで

情報として伝えていただけたらありがたかったなというふうに思っておりますので、今後、そういうことが起きないようにお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員ありますか、どうぞ。音嶋議員どうぞ。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 頭名をして申し上げます。音嶋です。私も総括質疑ですので、部長一人で必死で答えておられますので、難しいことは言いません。単純な質問をしたいと思えます。

子供さんを持ってある父兄の皆さん方は、より安全で安心して伸び伸びと過ごせる環境の保育園にやりたいと願うのが親心であると思えます。私もじいちゃん、ばあちゃんになりますが、私がじいばあ立場に、孫でありましたら、あんな危なくて危険極まりないところにはやりたくない、偽ざる気持ちであります。

今の予定地の土側にもう2年前に開発許可が出されております民有地がございます。ここは建築許可が下りておりません、未だに下りておりません。当然でしょう。土砂決壊特別警戒区域に指定をされております。

今の現在のところは、土砂警戒区域であります。建てられないことはありません。以前、教育長さんに大変失礼ですが、砂防ダムのようなものをつくったら建てれるよと、芦辺中学校のときには言われました。金は誰が出すのかと、私はそのときに申し上げた記憶がございます。記憶がよみがえりましたでしょうか、教育長さん。

そうしたときに、大多数の議員の諸氏は、芦辺中学校ゴーサインでありました。そしたら、芦辺地区の住民、父兄の皆さんが立ち上がって、危ない、安全で安心なところにつくるべきであるということで、蜂起をされました。蜂起というのは、アリのごとく皆さんが立ち上がられました。

私は、何となく、今回郷ノ浦地区の皆さん方もそういう雰囲気になりはしないかと非常に懸念をしております。予算さえ通さねばできないんですから。よく考えてください。今から将来がある子供たちです。そして、何よりこうした危険極まりない土砂災害、豪雨災害、頻発をいたしております。

そうした環境の中に、今、遊休地がいっぱいあります。どこもかしこもありますよ。柳田の給食センターもあります。柳田小学校に隣接したところには運動場も一緒に使えます。国道沿いの曲がり角の右を見て左を見て右を見て左を見て、こういうところから朝のラッシュ時に、いいですか、皆さん、公務員の皆さん、8時半ですよ、民間の皆さんは8時には出勤せないかん。もう7時半には子供を連れていかんにやいかん。そういう環境の車の多いところで、果たして最適であろうか。

結論は申し上げます。じっくり考えていただきたい。予算委員会までじっくり考えていただきたい。将来があるんです、将来が。いいですか、これこそが安全・安心なSDGsというんで

しょう。分かりますか、これがSDGsというんですよ。目先だけ、ここだけでどうかうまいことねじつけて通そうとか何とか、論外。住民の皆さん、これでよければよし、議会も通します、できないというのであれば、どんどん意見を付してください。

以上で質問は要りません。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、議案についての質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第29号及び議案第31号の2件をタブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に音嶋正吾議員、副委員長に山川忠久議員と決定いたしましたので、報告をいたします。

日程第11. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第11、要望第1号地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は6月15日水曜日午前10時から開きます。

なお、6月15日、16日の2日間は一般質問となっており、計9名の議員が登壇予定となっています。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますように、よろしくお願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時34分散会

令和4年 壱岐市議会定例会 6月 会議会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和4年6月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 12番 鵜瀬 和博 議員
- 14番 市山 繁 議員
- 7番 植村 圭司 議員
- 8番 清水 修 議員
- 10番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君 |
| 15番 土谷 勇二君 | 16番 豊坂 敏文君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

昨日の壱岐市クリーンセンターの火災について、御報告申し上げます。

現在、火災の原因につきましては確認中でございますが、この度は市民皆様に多大なる御心配をおかけいたしましたことに心からお詫びを申し上げます。

今回の火災につきましては、昨日14時50分頃、マテリアルリサイクル推進施設、これは焼却棟とは別棟でございますが、マテリアルリサイクル推進施設内の不燃粗大ごみラインのアルミ選別機付近からの出火を職員が発見し、消火器等による初期消火を行いました。煙の充満等があり、消防本部へ通報し、消防職員、消防団の賢明な消火活動によりまして、通報から約1時間後の15時56分に鎮火したところでございます。

幸いにして、建物への影響及び人的被害はなく、先ほど申し上げました設備関係が一部損傷したところでございます。今後、詳細な原因を究明し、1日も早い復旧に努めてまいります。

なお、本日からの収集受入れは通常通り行っております。改めて市民皆様にお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第 1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（12番 鵜瀬 和博君） おはようございます。

通告に従いまして、12番、鵜瀬和博が一般質問を行います。

今回は大きく2点、ウィズコロナにおける商工振興支援についてと、治水とウクライナ侵攻による影響について、質疑をさせていただきます。

まず1点目、ウィズコロナにおける商工振興支援についてをお尋ねいたします。

昨年の新型コロナウイルスの感染者が拡大したときは、国のまん延防止等重点措置が発令され、協力店への協力金支給により飲食店をはじめ、事業者への各種個別の支援策を実施したり、市においてはプレミアム付き商品券発行事業やキャッシュレス消費喚起事業など、市内経済対策活性化支援を行ったりと厳しい状況ではありましたが、事業継続につながったと喜びの声を聞いております。

今年に入り、本市においては、市長の行政報告であったとおり、3月25日に市内258例目となる感染者が確認されて以降、飲食店、小中学校及び高等学校における5つのクラスターの発生等により、家族、職場等へ感染が拡大し、4月30日までのわずか37日間で229名の感染者が確認をされ、保育所、幼稚園及び小中学校においてもクラス閉鎖、学年閉鎖等の措置を講じられたところです。

さらにゴールデンウィーク中の渡航及び帰省等による感染事例が発生し、小学生の課外活動においてクラスターが確認されるなど、5月の1か月間で83名の感染者が確認されております。

また、6月に入ってから高齢者施設においてクラスターが発生し、その他の感染事例も含め、既に感染者は22名となっており、3月25日から昨日6月14日までに337名、合計594名の感染者が確認をされております。

しかし、本市はじめ全国的に感染者が拡大発生するものの、ワクチン接種の効果等もあり、軽症の感染者が多く、重症者の割合も少なく医療現場もひっ迫していない状況から、以前のような国のまん延防止等重点措置や県の新たな支援も発動をされておられません。

事業復活支援金の申請期間は、延長されたものの、人の移動がなく、そのため市内宿泊施設、飲食店はもとより、小売業、食品製造業、生活関連サービスに至るまで、非常に幅広い分野で影響を受けており、危機的状況です。

大石知事は6月9日から県内感染段階レベルを1に引き下げられました。近日、本市でも感染者も減少し、少しずつ落ち着きを取り戻し、観光客も増えてきております。

去る6月5日には、3年ぶりとなる壱岐サイクルフェスティバル2022を開催し、大きな事故もなく盛会裏に終了しました。

今後、ウィズコロナ、アフターコロナ期における感染防止策を講じながらの交流人口拡大に向けた取組のはずみになったのではと考えます。

そこで、コロナ禍における次のステップとして、ウィズコロナにおける商工振興支援策を実施すべきと考えます。

まず、1点目、これまでの事業者への各種個別の支援策に加え、商工会や商店街、事業協同組合、複数の事業者で組織された団体や実行委員会等の面の支援に移行し、地域限定プレミアム商品券発行やスタンプラリー、食べ歩きイベントなど、各地域、商店街の特色を生かした賑わい事業の支援をすべきと考えますが、理事者側の考えを求めます。

2点目、長崎県が実施する長崎コロナ対策飲食店認証制度、長崎県では対象のチームナガサキセーフティー認証店で利用できるクーポンキャンペーンを令和4年6月1日から9月30日まで実施をされております。

認証店を利用された方を対象に、500円分のクーポンを配布し、次回以降、来店時飲食店が1,000円以上となる場合に1枚を使用できます。また、長崎四季畑、長崎俵物県産酒など、長崎県産品が4,000名に当たる県産品プレゼントキャンペーンも同時に実施をされております。

長崎コロナ対策飲食店認証制度は、ウィズコロナの中におけるお客様が安心して様々なキャンペーンにも参加でき、リピーターにもつながっていると聞きをしております。

県事業ではありますけども、市民はじめ観光客が安全、安心して利用できる本市における認証店の数と、今後の加入増に向けた対策はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、先ほど言いました各地域の賑わい事業と合わせて活用してはどうかと考えます。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。

まず、鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の各地域の特色を生かした賑わい事業の支援についてでございます。

議員お話のとおり、今年に入り新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、これまでに引き続

き年明け以降も本市経済は厳しい状況であったため、壱岐市といたしましても国の地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付き商品券発行事業や島民限定宿泊キャンペーン事業などによる緊急経済対策事業を行ってまいりました。

こうした中、去る6月8日には長崎県知事の記者会見が行われ、現在の病床使用率の状況などにより、6月9日から感染レベルが1の注意報に引き下げられ、今後一定の新規感染者数が確認される状況下であっても、重症化リスクの高い高齢者などへの対策の重点化や基本的な感染防止対策を講じ、医療や福祉、教育などの機能が維持できる範囲の中で、社会経済活動の回復拡大を図ることなど、コロナとの共生に向けた県の考え方が示され、さらに今後の検討事項として、ウィズコロナを見据え、国内外からの観光客の誘客に向けた検討を進め、状況を見極めて様々な施策を積極的に講じていくこと。また、コロナ禍における燃料等の高騰を受け、県内の経済活動を支えていけるよう、公共交通機関への支援や省エネ化への取組の推進など、必要な対策を早急に検討していくとのことであります。

現在、市場では世界的な原材料価格の高騰による食料品などの値上げやロシアによるウクライナ侵攻の影響による原油価格の高騰、そして急激な円安の影響で飲食店のみならず、家庭に直結する部分で経済に影響が出ております。

特に原油価格の上昇が止まらないことから、燃油価格の高騰など市民生活や経済への影響を危惧しているところでございます。

第1次産業をはじめ、食料や生活用品そのものの影響や輸送コストの増、あるいは公共交通機関においては国の対策はあるとは思いますが、今後料金への影響も考えられ、観光業への影響も懸念しているところでございます。観光業はいうまでもなく、宿泊施設のみならず、農業、漁業、商業にも関連し、一つの大きな支えとなっております。

市といたしましては、国の補正予算の物価高抑制対策とは別に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分というものが創設されておりますので、市民生活に直接間接的に影響のある部分での支援、例えば公共交通確保対策支援事業や観光需要喚起対策として、誘客に向けた支援事業など、今後緊急的に対策を講じなければならないのではとも考えております。

このような状況から、議員御提案の賑わい事業につきましては、これまでの経済対策とは異なり、民間での取組を支援するという点で、これは意義のある事業だと考えております。一方で、昨年商工会独自でもプレミアム付き商品券を発行いただいたことありますが、このプレミアム商品券自体が今の経済対策として、適当なのかどうかなど、検討が必要と考えております。

いずれにいたしましても、限られた予算の中での事業となりますので、状況を注視し、市民生活や経済支援等に何が必要なのか、議員御提案の事業を含めて優先順位などを考慮いたしまして、

事業の実施を検討してまいりたいと考えております。

御提案、どうもありがとうございます。

次に、2つ目の長崎県が実施する認証店利用拡大キャンペーンにつきましてであります、本年6月13日時点で壱岐市内の認証店につきましては、105店舗ございます。

その認証店が対象となる議員お話のこの県のキャンペーンにつきましては、県内の参加を希望する認証店が対象となる事業でございまして、市内の認証店へも県からキャンペーン参加の申請書類などを送付されており、6月14日現在で45店舗が申込みをされてあります。

壱岐市といたしましても、より多くの飲食店が参加され、また飲食店を利用する方々へキャンペーンを利用していただけるよう、先月各戸回覧にてお知らせをいたしたところでございます。また、6月16日には飲食店認証制度申請会も壱岐保健所にて開催される予定でございます。

市といたしましては、認証店を増やす取組と合わせて、県の事業と連携して利用率向上に努めていくことができると考えております。

以上です。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 答弁、ありがとうございました。

今、部長のほうから話がありましたとおり、今、全国的に原油高騰、そしてウクライナの侵攻によるかなり生活物資の全般的な高騰があって、まずは生活を第一と考えたときに、その次に次のステップとして今回御提案いただいた分については、優先順位を考えながら検討をしていくということでありました。

やはりそれはまずこの後その件については、農業部門で質問はしますけども、壱岐島内においてもかなり冷え切ってはおります。

独自のものをするという事は、なかなか難しいとは思いますが、これからはやはり官民一体となって、壱岐島内の経済回復に向けてどのようにしていくかどうかを考えるべきだと思います。

まずは、今、たちまちの生活をできないような状況から国の支援を受けながら、一緒になって燃油高騰に関わる支援については行っていくということで検討をされるようですので、ぜひ今後ともそういった形でそれが落ち着いた場合には次のステップとして、今回御提案した商工振興支援策についても御検討いただいて、具体的に検討していただければと思います。

じゃあ、もう1点、ちょっと質問しますが、今回これまでコロナ関係のときには、経済対策会議というものをしておりましたけども、今回こういったいろんな様々な外因による経済の冷え込みというのがあると思いますが、今後そういった形でまたいろんな関係機関が集まって、今後

のそういった支援策について検討する予定はあるのかないのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

これまで緊急経済対策会議につきましては、令和2年3月15日に第1回目を開催いたしまして、これまで11回の会議を開催し、各事業者の団体等の意見などを踏まえていち早く対策を講じてきたところでございます。

これまでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響などを踏まえた会議を開催しておりました。全般的な意見聴取なども必要と考えますが、今般の原油価格高騰などに対する影響につきましては、それぞれの事業によっても大きく異なっておりますので、状況等については個別に現在も確認をしているところでございますので、今後も把握などに努めてまいりたいと考えておまして、全体の緊急経済対策会議の開催については、現状を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。

個別に現状を把握するというのはもちろん大事ですけども、情報の共有ということで同じ壱岐を支える経済団体ですとか、機関が、ほかのそういった団体にこういった影響を受けているとそういう状況も共有することも大事じゃなかろうかと考えます。

その共有することによって要は異業種によるいろんな提案等もできたりしますので、ぜひ今後はこういう厳しい状況のときには極力やっぱり早急に手を打つためには、そういった会議が必要じゃなかろうかと思えます。

その件に関しまして、白川市長どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問でございます。

緊急経済対策、これはやはり今からもうすぐ講じていかなければいけないと思っております。今、部長が申しましたように、そのためにも個別の業種、業態のことをいち早く把握する。その上でおっしゃるように早急に全体の会議を持っていく。そういうふうにならめたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 先ほど部長が言われました特に壱岐は観光の島でもありますし、バンカーサーチャージによってかなりの値段が、乗船料が上がっております。

そういったところもいかになるべく影響が出ないような形であるためには、様々な国の支援策がありますから、そこも十分研究をしていただいて、これからちょうど観光シーズンにもなりますので、それに向けて対策を打っていただくようお願いをしておきます。

それと、先ほどの長崎コロナ対策飲食店認証制度につきましては、105店中45店舗しか参加をされていないということでもありますので、ぜひいろんなこういったキャンペーンのきっかけで人の動きが出てきますので、すぐにコロナが収まったから人がすぐ動くのかというのじゃないと思うんですね。

やはり一時時間がかかりますから、なるべくこの参加店舗を増やしていただいて、島内におけるPRをしていただき、利用促進をしていただいて、飲食店を支えていただくような形を取っていただきたいと思います。

今後の優先順位を考えながら検討をするということでしたけども、個人的に人を動かすために、以前あったバルって部長知っています。飲み歩くというそういうのを例えばアルコールとおつまみとした場合に、そのバルの対象のお酒を、例えば壱岐焼酎、壱岐産のジンですとか、壱岐産の日本酒で、今、壱岐産のビールもありますから、それに壱岐産のおつまみをセットにしたスタンプラリーとかをすれば、様々な関わる方が利点となりまして、ひいては地産地消にもつながるんじゃないかならうかと思えます。

今、県産酒の利用が減っていると聞いておりますし、壱岐は幸いにも焼酎と日本酒とジンとビールがあるわけですから、そういった部分を飲んでいただくためにそういった取組を燃油高騰対策と合わせながら考えていくというのも必要じゃないかならうかと思えますので、これは今後そういった関係者の方々と御相談いただいて、そして民活を活用した経済回復の支援をしていただくことを切にお願いをしておきます。

この点については、以上、状況が変わりましたので、今後そのような対策をしていただいて、各地域が賑わいのまちとなるように期待をしたいと思います。

それでは、2点目の治水事業とウクライナ侵攻による影響についてお尋ねをいたします。

1点目の治水事業についての通告を提出したのは、6月2日でありました。その点、5月は晴天が続きました雨降らず、水不足が心配をされておりました。農業においては田植えやハウス野菜への水が少なく、水争いが起きているところもあるというふうに、その時点では聞いておりましたが、その後雨が降りまして安心したところでもあります。

水は生命の源であります。今回は雨が降り、どうにか窮地を脱しましたが、近年地球温暖化の影響により、渇水危機の頻度が多くなっております。今後の渇水に備えまして、市、県、JA等関係機関で渇水対策会議を設置し、ため池の整備も含め計画すべきと考えております。

浄水場貯水場の現状と今後の対策、また農業用水の現状と今後の対策について、お尋ねをいた

します。

2点目、コロナ禍に加えまして、長引く円安、そして原油高騰、ロシアによるウクライナ侵攻の影響によりまして、全国的に資料、肥料や資材の高騰が畜産、養鶏をはじめ生産者の経営を圧迫しております。

壱岐も例外ではなく、特に農業生産の7割を占める畜産業においては、6月の子牛市は4月と比べ1頭当たり11万4,000円下がっております。

そのことに加えまして、畜産飼料の高騰や粗飼料輸入の遅延の影響を受けて、畜産業の経営も厳しくなっております。

今回のウクライナ侵攻による物価の高騰、特に肥料高騰はあらゆる農業に影響があります。JA壱岐市の第9次営農振興計画では、10年後の販売高100億円を目標に掲げ、「めざそう！100億で離島日本一へ」をスローガンに、農業振興により壱岐経済の発展に取り組まれております。

しかし、各農家や生産組合の経営努力には限界があります。22年度国の補正予算にて、物価高抑制を含めた約2.7兆円成立しておりますので、本市においても、国、県、関係機関と連携し、早急な緊急的な支援策を策定すべきと思いますが、執行部の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） おはようございます。

まず、私のほうから上水道の状況について、答弁させていただきます。

壱岐市上水道水源ダムの貯水率は、令和4年6月15日、本日現在ですが、74.8%であります。近年の渇水例としては、令和元年6月3日において、66.7%の貯水率でありましたが、その後の雨により断水等の制限は行っておりません。

本市では、各貯水率基準を設定しており、次の各貯水率基準を下回った場合、それぞれ75%で節水の広報、70%で壱岐市渇水対策会議の開催、65%で渇水対策本部の設置を行い、所要の対応を実施することとしております。

本市の給水量は人口減少に伴い、減少傾向にあるものの、近年の異常気象に対応すべく水源の緊急時取水体制の確保等、警戒を怠らないよう注意してまいります。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） おはようございます。

私からは農業用水の現状と今後の対策についての御質問にお答えさせていただきます。

本年1月から5月までは、気象庁の芦辺地点のデータでは、過去10年間の平均降水量が584ミリに対し、本年は333ミリで、特に5月の降水量は平均が121ミリに対し、16ミリとまとまった降雨がなく、異常な干天日が続いておりました。

しかし、今月5日から6日にかけて、市内9地点の観測データでは多いところでは98ミリ、少ないところで60ミリの降雨があり、水位の回復を見たところではありますが、6月13日現在の農業用ダムの貯水率は、芦辺の梅ノ木ダムは73.9%、郷ノ浦の当田ダム27.9%、勝本の大清水ため池が59.1%となっております。

そのほか、農業用ため池についても水位が上昇したため池もありますが、いずれにせよ全てが好転したとはいえない状況でございます。

特に貯水量が減っている当田ダムについては、運営主体であります郷ノ浦東部土地改良区により、貯水量が8万トンに減少した場合は配水停止を行う予定との報告を受けております。

配水停止後の施設園芸農家への対応については、水タンクをダンプトラックで配送するなどの検討がなされております。また、配管のあるハウスなどは、加圧ポンプでの散水が可能であるため、ポンプのリースや購入が検討されておりますが、本件のこの配水停止措置は5月30日時点でのことございまして、6月11日から開始とされておりましたけども、その間の降雨により水位の回復がありましたので、現時点では配水停止措置は回避をされております。

今後の対策について、壱岐振興局とも協議を行い、県単独干害応急対策事業について、事業要件や適用範囲を確認し、例えばポンプ車のリース料やポンプの購入、またはリース料も補助対象となることを確認しておりますが、干ばつ対応を検討している市町が、県内で壱岐市のみでありまして、県内複数市町が手を挙げなければ、長崎県としては制度上、当事業には該当しないとのことでございます。

このように、これまで市として過去に行ってきた干害対策事業については、県単独干害応急対策事業を活用して行ってきておりますが、市単独ではこれまで行ってきておりません。

しかし、近年の異常気象により地域によって降雨の状況に差があり、本年のように県内の中でも本市だけが雨が少ないといった事象も発生をしてきております。このことを受け、壱岐市としては、県単独の干害応急対策事業の補助対象の適否に関わらず、状況によっては市単独事業での対応を行う必要があると考えております。

現在、本市では要綱等の定めがないため、県の事業や他市町の事業を参考としながら、適用範囲や補助率等の検討を進めているところであり、今後の気象状況に注視しつつ、必要な場合は干害対策が可能となるよう準備を進めていきたいと考えております。

なお、対策を講じる際は、異常なる干天日が連続し、降水量が極めて少なく、ダム、ため池等

の貯水量の減少状況によって、振興局、農協、市による干害対策会議を開催することになり、県全体では関係機関が集まって農林業異常気象対策連絡会議が開催されることになりませんが、現時点では市内関係機関や県との情報交換を行っているところであり、今のところ対策会議の開催は予定しておりませんが、今後の状況によっては開催の運びになるかと考えております。

続いて、2番目の御質問にお答えさせていただきます。

全国的に飼料、肥料や資材の高騰が畜産、養鶏をはじめ、生産者の経営を圧迫している。本市においても早急に支援策を策定すべきとの御質問でございます。

本市も例外ではなく、農業生産高の7割を占める畜産業の経営維持も厳しくなっているところでございます。

また、22年度の国の補正予算で、物価高抑制対策で2.7兆円成立しており、早急に支援策を策定すべきとの御質問でございます。

5月31日、国の令和4年度補正予算において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策、関係経費、約2.7兆円が成立をいたしました。その内訳としましては、原油価格の激変緩和対策を上半期中実施するための経費として、約1.2兆円、これはガソリンなど燃油価格抑制支援として、石油元売会社などの事業者へ国から直接補助されるものとされております。残りの約1.5兆円は、今後の新型コロナウイルス感染症及び原油価格物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見しがたい予算不足に充てるための予備費とされておりまして、今のところ今回補正予算分が本市に配分されるという見通しはございません。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今年度新たにコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分の創設が示され、国の令和3年度補正予算の繰越し分及び令和4年度予備費を財源とした追加配分として、本市に4月28日付で1億7,401万5,000円の配分を受けております。

本交付金の活用につきましては、原油価格、物価高騰が市民生活や事業者に及ぼしている影響等を踏まえ、議員おっしゃるように農業生産に必要な肥料、飼料等の価格高騰支援などを含め、先ほど企画振興部長のほうからも答弁がありましたように、今後各分野で迅速かつ効果的な支援ができるよう優先順位をつけて実施してまいります。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。いいですか。

鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 答弁ありがとうございました。

まず、渇水治水事業につきましては、上水のほうについては現状から見ても74.8%という

ことで、問題はないということで、貯水率の状況によって対策を講じていくということでした。

農業については、当田ダム以外はある程度農業用水として貯水をされているということで、今後、天候を含め、当田ダムの水位の状況を判断しながら対応していきたいということでありました。

また、今回のこの渇水については、県下でも壱岐だけであるために、県の事業としてはなかなか該当しないと。それに対して壱岐市においては、単独事業として今後、早急に使えるように要綱を含めて内容の検討をしていくということでもよろしかったですかね。はい。

先ほどからも言いますとおり、水は生命の源であります。この水については、やはり天候ですね。今、地球温暖化によりまして、かなり世界規模で干ばつが起こったり大雨が降ったりというような状況であります。

そうした状況でお話はしたとおり、今、頻度がかなりしょっちゅう起こるようになりましたので、備えあれば憂いなしという言葉もあるとおり、現時点ではクリアしたからいいやというんじゃないなくて、いずれ今年の夏も暑いと聞いております。

上水については、今、下水道整備もありますので、飲み水だけではなくて、下水の関係で水も使う量も増えておりますので、そういったところも十分考えていただいて、対策を取っていただくということをお願いをしたいと思います。

どちらにしろこれからの貯水量を見ながら、関係機関と合わせて対策会議をするかしないかも含めてやっていくということでありましたので、十分精査をされまして、早めの対応をしていただく。または事前にそういった対応を取っておくということをお願いをしたいと思います。

2点目の農業に関わる対応については、今回の補正予算にも原油価格、物価高騰対策予備費ということでもありますけども、まだ配分が決まっていないということでありましたので、4月28日の地方臨時交付金として1.7億円と言われましたかね。1.7億円内定が来ているようですので、十分これも先ほど谷口部長が言われましたとおり、企画振興部も同じような内容で、全庁的な全島的な課題となっておりますので、やっぱり関係機関が集まっていたらいいんですけども、案分も含めて十分研究していく必要があるんじゃないかなと思います。今後のその上水、下水の雨水における対応について、今、私が言ったような内容で大丈夫なのかどうか、再度回答をいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいま、鵜瀬議員のほうから繰り返しの御確認がございましたけども、今、おっしゃったような対応で、今後も進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、特に農業における飼料、肥料の高騰については、もう待ったなしの状況で、特に畜産農家においてはかなり厳しいとお聞きをしております。1.7億円の予算が内定しているようであれば、早急にどういった形で配分するか、支援をするかということとを内部で検討をいただく。そして、それを支援をしていただくということですので、臨時議会なり、9月の定例会なりにその提示ができるかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 鵜瀬議員の追加の質問でございますが、ただいま農林水産部長が申しあげました国の原油価格、物価高騰等の総合緊急対策で、関係経費として2.7兆円が成立した旨を御説明をさせていただきました。

こうした国のほうの支援が、今後どのような影響というか改善に結びつくのか、その辺りのところも検証をしながら市といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、各分野で迅速、かつ効果的な支援ができるように優先順位をつけて実施をしてみたいと考えておりますが、時期につきましては、そういったところを見ながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 言うように、今回の円安、そして原油高騰、ロシアによるウクライナ侵攻の影響については、待ったなしの状態であります。

そういった飼料の調査等についても、早急に県、そして国にせつついても早めにメニューをいただいて、壱岐オリジナル、または県、国と協力した支援制度を確立していただいて、壱岐の経済回復について努めていただきたいという思いであります。

もしよければ、白川市長のそれに対する意気込み等、御確認をしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問でございますけれども、御存じのように、今、飼料、肥料をはじめとして、生産者への高騰が続いております。一例を上げますと、例えば牛の飼料については、マルキンという制度がございます、昨日は4月分が昨日示されたところであります。

これ肥育農家の方々も保険といいますか、そういった掛金をされておまして、ある一定の金額、生産費よりも現在の価格が高い場合は、その差額の9割を補填するとか、そういったいろいろな農業につきましても、あるいは漁業の燃料につきましてもセーフティーネットがございます。

ですから、そういうのもあるわけでございますけれども、生産をするには、もうその補填を受けても、これ以上上がれば厳しいというようなところを、やはり各団体といいますか、農協、JAを含めて、そういったことの、これまで上がったらとてもじゃないぞというようなことを、

そういったことも含めて協議をして、もし1.7億円でそれが足りないということであれば、それこそやはり異常事態でございますから、それは市の一般財源等々も活用していく。そして壱岐の1次産業を守っていく。そういう決意を述べさせていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 白川市長の御答弁の中で、これからも壱岐の第1次産業をあらゆる手段を使っても守っていききたいという力強いお言葉をいただきましたので、ぜひ第1次産業を守っていただくように今後も期待をしておきたいと思います。

今回の一般質問で、私にとっては最後の一般質問となります。これまで、子供たちに夢と希望を与えられるように、市民の皆様からお聞きした御意見や思いを市議会に反映し、壱岐振興発展のため、皆様の期待に応えられるようこういった一般質問の機会を1回も休むことなく取り組んでまいりました。

このたび、私は次の段階へ挑戦する決意ではありますが、これからも初心を忘れることなく、邁進をしていきたいというふうに考えておりますし、今後も壱岐市発展のために微力ながら頑張っていきたいというふうに思っております。

今回、いろいろ世界の情勢が地球温暖化をはじめ戦争等によりまして、急変をしているような状況であります。長崎県においても、100年に一度の変革期ということで、予想もつかないような状況でありますので、今後も執行部の皆様におかれましてはスピード感を持って、様々な市民の生活向上のためにお力添えをいただきたいということを私からお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

本日から明日の一般質問はお疲れさまでございます。

さて、昨今の世界の状況は、去る2月24日未明、ロシアのウクライナ侵攻により国際情勢が悪化し、物価の高騰と円安で日本の経済も厳しくなっております。今後の家庭生活が憂慮されま

す。

それでは、14番、市山繁が、通告に従いまして一般質問を行います。

質問の大ききは2項ですが、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をいたします。

1項目は、物価の高騰による学校給食の対策について。

2項目は、壱岐市消防団消防組織の伝統と活躍と功績に壱岐市制20周年記念事業にふさわしいモニュメント像の造立の提言でありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問の第1項、学校給食の抑制へ交付金活用要請についてでございます。

1項の物価高騰による学校給食については、去る2月24日ロシアのウクライナ侵攻により全世界の情勢が悪化し、化石燃料、エネルギーに必要な石油、石炭、天然ガスの輸入価格、食料品の高騰に至っております。

この原因は、ロシアの侵攻による黒海沿いの穀倉地帯を抱えるウクライナの主要農産品である小麦やひまわりの供給が停滞しており、我が国でも麺類やパンや食糧品の値上げが相次ぎ食卓を直撃し、それに伴い産油国が自己防衛に走り、世界的な供給不足により深刻化する懸念もあります。

日本で消費される小麦の90%は外国の小麦から輸入されており、政府は製粉会社への売り渡し輸入小麦の2022年4月から9月の価格は、前期比17.3%上昇しており3期連続の上昇で、平均価格は2020年10月から21年3月の1.5倍まで高騰をしております。

これを受け、製粉会社はパン粉、パスタなどの153品を約2.8%値上げするとし、小麦やパン粉などは7月1日納品分、パスタや乾麺は8月1日納品分から適用するとし、ただそのロシアの侵攻による国際相場の急上昇が本格的に反映されるのは次期の価格改定となり、さらなる値上げも予想される恐れがあります。

メーカーもこれ以上消費者にしわ寄せがいくことはしたくないと言われておりますが、情勢が厳しくなればそれも期待できません。この食料品の値上げの影響により、学校給食の食材価格の値上げが安価な食材に切替えたり、給食費の値上げをするケースが相次いでおるとお聞きをいたしております。

特にパン食は小麦の高騰の影響は免れない状況となっております。政府はこの急激な物価の高騰に対する緊急経済対策として、軽減策が盛り込まれたことを受け、文部科学省に先月5月2日、全国の教育委員会へ緊急対策で確保される財源を当てにして、保護者の負担を軽減するよう求めており、その緊急対策として新型コロナウイルス対策に充てる地方創生臨時交付金を拡充した物価高騰対応分という新たな財源が創設されております。

この財源に触れた上で、交付金を活用するよう促しているようですが、県及び壱岐市教育委員会へこの通達はあるのでしょうか。あっておればその対応についてお聞かせを願います。

この物価の高騰は、対応分が実施されれば保護者は安心されますので、説明をお願いしたいと思います。

ちょっと聞きにつか点がありますが、次に、私たちはロシアのウクライナの侵攻も知らずに、去る2月24日総務文教厚生常任委員会の活動の一環として、所管の文教関係で市P連の役員さんと意見交換を開催し、教育に関する諸問題について意見を伺った中で、現在中止となっているパン給食の復活を要望されました。

委員会としては以前の製造業者が諸事情で会社を廃業され中止となっておりますが、現在まで製造業者からの納入の申出があっておりません。子供たちが楽しみにしているパン給食の対応はされておると私は思っておりますと説明をし、議会だよりの委員会活動報告にも掲載をしておりましたが、去る3月議会の本年度当初予算の教育費、給食センター改造費について、同僚の関連質問でパン給食を復活されることを知りました。

5月から8月に試作し、結果では2学期に1回から2回の予定で実施、令和5年度からは週1回を実施される予定とお聞きし、これで児童も保護者も一安心で、私たちも保護者の要望がかなったと喜んでおりますが、1で申したとおり、小麦粉、食材が高騰し、学校食材も値上げとなるのを防ぐため、政府は緊急対策での対応で保護者の負担を減らすため交付金を活用されますが、その基準日が明確でなく、2月24日侵攻前の価格を基準とするのか、小麦粉の8月1日の納入分から未定であります。

一般家庭では、学校給食費の軽減策は実施されても、今後の生活費中心の高騰で家庭生活を直撃し、家庭経済の4分の1が食費であります。より厳しくなっております。学校給食では施設の設備や運営の経費は自治体の負担とし、食材費は保護者が負担となっておりますが、現在の状況では給食費納入、小学校3,500円、中学校4,800円も影響があるかと思われまます。

市側も考慮すべき問題であると思っておりますので、この見解をお願いしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 市山議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するため、令和4年4月26日に関係閣僚会議が開催され、原油価格、物価高騰等、総合緊急対策がまとめられました。

その一つに学校給食の保護者の負担軽減が盛り込まれ、地域の実情に応じ、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充、活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うとされました。

これにより高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食の円滑な実施のための事業にも臨時交付金の活用が可能となっています。

現在の壱岐市の給食費は、令和4年3月に実施しました壱岐市学校給食運営委員会総会で決定した小学校月額3,800円、中学校月額4,500円となっております。

現在のところ、油等が高騰をしておりますが、野菜等については登録農家の御協力もあり、栄養価を落とすことなく運営できている状況であります。今後の物価動向次第では、臨時交付金の活用も視野に入れていきたいと考えています。

次に、2番目のパン食の質問ですけれども、児童生徒、保護者等の要望により、令和5年4月から週1回のパン食実施に向け、現在試作等をしながら準備を進めているところです。

壱岐市給食センターに1本化した後の給食費、給食日数の推移を少し説明いたします。

平成23年に小学校3,600円、188日、中学校4,200円、178日でスタートしております。平成26年に単価の改正を行い、小学校3,800円、188日、中学校4,500円、179日とし、小学校で200円、中学校で300円値上げし、給食日数は中学校で1日追加をしています。

平成31年、令和元年ですが物価上昇に伴い、給食費の値上げを検討しましたが、単価はそのまま給食日数での調整をしております。

小学校で188日から185日の3日減、中学校で179日から176日の3日減としました。令和2年にはパン食廃止に伴い、給食日数増で調整をしております。小学校を185日から188日の3日増、中学校を176日から179日の3日増としました。

平成26年度の給食費改定から現在まで、一部給食日数等を変更しながら児童生徒の毎食のカロリー計算と栄養バランスと分量を考えた給食の提供に努めておりますので、安心してください。

令和5年度以降については、週1回のパン食の再開を計画していることから、壱岐市学校給食運営委員会の決定事項にはなりますが、給食費及び給食日数の見直しは必要と考えています。

長崎県学校給食会との関係ですが、県学校給食会は県内の給食センターへは統一単価で下ろしているため、納入物資の価格について、壱岐市単独での協議は難しいと思われま

す。パン食の実施に伴う給食費の見直しにより、値上げとなる場合はその値上げ部分については保護者の負担とならないよう市のほうで対応していきたいと考えているところです。

以上でございます。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 分かりやすく説明をしていただきましてありがとうございます。

いろいろこの抑制でよそもいろいろ苦勞されているわけですが、壱岐市はそういうことでいろいろ値上げせずに価格も調整していらっしゃるということで、私も一安心しましたが、そういうことは分からずに追質を幾らかしておりますので、ちょっと申し上げたいと思いますが、この交付金はいつを基準になっておるわけですかね。基準日。よかです。

それでは交付金をはっきりしていない状況で、これは例ですけど広島県では給食費の値上げを抑える方策として、給食費の栄養バランスや分量を保ちながら工夫を凝らして食材の牛肉を豚肉に、ねぎ利用をキャベツに、鶏肉を豆腐にフライを焼き魚と、パン食は御飯の量を増やしたり、いろいろ工夫をして無理な点もありますが、自治体と協議しながら児童が楽しみにしている給食につなげていると言われておりますが、これは壱岐では長崎県給食会といろいろ話をして、そういうふうに決定したということですね。それで、もう私も一安心をしております。

そして、また食料物価の高騰は世界で重要な問題となっておりますが、物価の高騰は、一つは生産国の気象の変化で農産物の減少が起きており、食材不足が懸念されております。主要農産物の小麦やトウモロコシの輸送も黒海での船積み危険なために陸送で実施しておりますが、陸送はコストがかかります。そうして、先日酪農業者との集いがあったおりましたが、乳牛に与えるトウモロコシや干し草なども30%も値上がりして、廃業をやむなくされた業者もあると言われておりましたが、これは消費者にとっても影響し、子供たちが本当に楽しみにしているパン食のセットであります牛乳の値上がりもやむを得ない状況となっておりますが、政府は学校給食は各自治体によって相違があり、業者と協議されたいということになっておりますが、政府の対策は、通達は先ほど、再度言うことではございますので、よく検討をして、給食費、小学校は3,600円になったわけですから、給食費は今のところは前よりも安くなったということよね。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 給食費の件でございますけども、現在は小学校月額3,800円（「3,800円ね」と呼ぶ者あり）、中学校は月額4,500円となっております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） そういうことで、抑制に努めていただいておりますので、この件についてはもう終わりたいと思います。

それでは、2項の壱岐市消防団全国消防操法大会出場の功績に勇姿のモニュメント像の造立について、1の伝統ある壱岐消防団の活躍と誇りある顕彰についてでございますが、日本の消防組織の前身は、江戸時代に火災が多く、江戸時代1603年から1867年の間、約200年前に当時15代将軍徳川慶喜時代に火消組が実施されたのが始まりと聞いております。

テレビでも放映されておりますように、時代劇の暴れん坊将軍、松平健がやっておりますが、め組の北島三郎の辰五郎がそれだと思っております。

現在の消防組織法に基づき各縣市町村が設置する消防は、非常勤特別地方公務員であります。消防組織の団員として、地域の尊い身体、生命と財産を災害から守っていただき、その活動は多岐にわたり、消火、防災から救助、行方不明者の搜索、台風災害のときの住民の避難等、緊急事態には先頭に立って活動され、市民に取りましては重要不可欠な組織であります。

消防団は主として消火活動であり、その基本であります消防操法の技能競技として、市町村大会、県大会、全国大会と段階的に開催され、県大会でのポンプ車の部が昭和28年、1953年に開催され、小型ポンプの部は昭和29年、1954年に開催、全国大会の第1回が昭和43年、1968年に10月15日に開催され、県大会は平成30年、1965年で34回を迎え、全国大会も平成30年、1955年で26回の開催という伝統ある大会であります。

全国の縣市町村の消防団員も消防職員の指導を得て、優勝を目標に猛訓練に励んでこられました。壱岐市消防団も市町村合併から壱岐市となっても、壱岐消防団の壱岐で県及び全国消防操法大会に出場し、県大会での出場回数と成績は、小型ポンプの部で昭和37年、1962年、第7回、昭和39年、1964年と続けて2回、勝本町が優勝、これは分団は分かりませんが、町名でいきますと勝本町が優勝、壱岐から初めて優勝をされております。

第11回、昭和47年、芦辺町が準優勝、第15回、昭和54年、芦辺町は準優勝、第17回、昭和58年、芦辺町が優勝、第18回、昭和60年、芦辺町が3位入賞、第25回、平成12年から第27回、平成16年まで3回連続石田町が優勝、第28回、平成18年、第29回、平成20年、連続2回壱岐市として優勝、第30回、平成22年、壱岐市が準優勝、第31回、平成24年、第34回、平成30年、壱岐市が優勝と、小型ポンプの部では通算優勝が10回、準優勝が5回、3位入賞が1回という好成績を上げております。

県大会でのポンプ車の部では、第16回、昭和56年、芦辺町が優勝、第17回、昭和58年、芦辺町が準優勝、第23回、平成8年から第33回、平成28年まで、連続芦辺町が優勝5回、壱岐市が優勝6回、連続11回、第34回、平成30年、壱岐市が準優勝、県大会でのポンプ車の部で通算優勝12回、準優勝2回、県下でまれな成績であります。

全国大会では、第8回、昭和57年、ポンプ車の部で芦辺町が優勝、第16回、平成10年、芦辺町が優良賞、第18回、平成10年、芦辺町が優良賞、第20回、平成18年、壱岐市が優良賞、第22回、平成22年、壱岐市が準優勝、第24回、平成26年、壱岐市が優勝、全国大会での通算、ポンプ車の部で優勝は2回、準優勝は1回、優良賞3回の好成績であります。

次に、小型ポンプは第9回、昭和59年、芦辺町が準優勝、第19回、平成16年、石田町が優良賞、第21回、平成20年、壱岐市が準優勝、第24回、平成26年、壱岐市が優勝、全国大会での小型ポンプでの通算成績は、優勝1回、準優勝1回、優良賞1回という成績を挙げ、全国消防団操法大会では人口も少ない小さな壱岐の島の消防団が全国大会に出場され、全国に壱岐

市の消防団の名声を全国に広く掲げられたことは偉大であります。

長崎県をはじめ、壱岐市の誇りである誉れであります。幸い、令和6年には壱岐市制20周年の節目の記念の年になります。これに合わせて壱岐市消防団の壱岐市の全ての活動と功績をたたえてのモニュメント像建立を提言した次第でございます。

失礼ですが、白川市長におかれましても、市長在任中にこの荣誉あるモニュメントの造立が実現できれば、市制20周年記念事業として白川市長の名も永代残ります。

このように功績に対するモニュメント造立は、市の記念すべきときにしか造立できないと思っておりますので、白川市長の御英断をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、2項の壱岐市消防団の功績のモニュメント造立の造形の趣旨と、造立場所についてですが、これはまだ1項のモニュメント像の市長の消防長の御承認もいただいておりませんが、一般的に造立の主旨にあった造形と造立場所は一番必要であります。

モニュメントは時代とその人の偉業により異なり造形も戦国時代の武将、幕末の志士、偉業を成し遂げた偉人や政治家など多数おられますが、昔から言われておりますように、人は死して名を残すと言われておりますが、この言われておりますように、偉人の像はその人が御逝去された没された後の故人としての盛名が称えられての像が建立となっております。

今回の提案は、先ほど申しましたように、壱岐市の組織の伝統、島を守る、現代から将来に向けての表現と、消防操法の基本を競う消防操法大会県及び県大会、全国大会、(……)の功績の造形であり、壱岐市の消防団員が苦労と努力と喜びと感激が団員の士気向上につながることは願ってのモニュメントであります。

造形もその人の等身大の像や胸像等ありますが、私は消防操法大会に市町村大会、県大会に出場された選手の勇姿を表現するのがメインであります。

造形の表現は、1つに放水の目標の火の字的的と、2つには選手の放水の勇姿、3つ目は消防のシンボルである伝統的をふるう姿の造形を趣旨として考えております。

場所については、私も自分なりに趣旨に適した場所を探してまいりましたが、なかなか適当な場所が見つかりませんでした。最終的に思いついたのが壱岐の島ホールの広場でした。壱岐の島ホールは島内のいろいろなイベントで多く利用されておりますし、壱岐市消防団の年1回の壱岐市消防団出初式の開催もされており、式典には消防団員全員と来賓や関係者も参加されておられますので、造立場としては、この壱岐の島ホールが最適と私は思いました。

建立位置は、前面道路から正面に向かって右側の花壇が面積的にも造立の位置としても最適と考えております。像の建立の費用については、像の材質より相違がありますので、最小の価格でふさわしい像が建立できますように御検討をいただきたいと思っております。

以上、モニュメント像建立と場所についての提言をいたしましたので、よろしく御見解をお願い

いいいたしたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） 14番、市山議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市消防団全国消防操法大会出場の功績に勇姿のモニュメント像の建立（造立）についてですが、消防団は本業を持ちながら、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、危険を顧みず、壱岐市の消防、防災のため、昼夜を問わず活動していることは皆様御存じのとおりでございます。

壱岐市消防団は、旧町時代から平成17年5月の消防団合併後もその旺盛な消防精神等の伝統を受け継ぎ、幾度となく長崎県消防ポンプ操法大会を制し、全国消防操法大会に出場、毎回優秀な成績を収めるとともに、壱岐市消防団ひいては壱岐市の名声を全国にとどろかせるなど、輝かしい功績を残してきました。

その功績をたたえ、モニュメントの建立についての質問、建立場所等の案をいただきました。消防団の功績を後世に残すことは大変重要なことだと思います。議員、意見をもとに、各関係機関と協議しながら検討したいと考えております。

以上です。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまは、市山議員におかれましては、消防団のこれまでの功績、活躍について、旧町を含めてつぶさに御披歴をいただきました。本当に消防団、全国に名をとどろかせている。そして、また地元の地域の防災のために非常な努力を重ねていただいた。そのことについては、誠に敬意を表するところであります。

この市制施行20周年の記念の折に、これを検証すべきだという御意見でございます。

令和6年3月1日が市制施行20周年の当日でありますので、その前後に恐らく記念式典を開催することとなるかと思っております。

その開催につきましては、その要綱を含めていろんな各関係団体を含めた委員会を開催することになると思っております。その中で、そのことについては議題として上げたいと思っておりますので、その結果をもってこのモニュメントの建立等々については、決定をいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） ただいま消防長より、そしてまた市長からもありがたい御意見をいただきました。

これは時期にやっぱり合わせな何にもならんわけですから、その点を考えていただきたいと思えますし、消防長も検討はするということですが、なるべく前向きに検討していただきたいと思っております。

そして、この件については、私も早くから考えておったわけです。しかしながら私は今日もう本心でそれを申しておりますが、壱岐市20周年記念にふさわしい事業と思っております。

全国消防操法大会は市町村大会、県大会を段階的に先ほど申し上げたように、出場し努力で成し遂げた功績であります。私は役職で全国消防操法大会に応援に参加いたしましたが、出場の番が次となったときは家族をはじめ応援者も心がはずみ、自分が選手のように緊張感が走り、私も、今、ちょっと心臓が悪くございますが、心臓の鼓動が早くなるのを感じました。いよいよ選手が出場し、指揮者の号令で操法が開始され、選手が、ロボットのような迅速な姿勢で見つめるうちに、私は手に汗がにじんでおりました。競技が終わり、よくできた、大丈夫との気持ちは持っても、結果発表までは心配で成績発表までを長く感じましたが、成績発表の結果、優勝、長崎県壱岐市消防団と発表されたときは、応援者皆さんが手を取り合って涙を流して喜びました。壱岐市消防団はすばらしい、壱岐の誇りであると改めて感じました。

このような功績は壱岐消防団の歴代の消防署長をはじめ、御指導いただいた消防の皆さんの職員さんや歴代の郡、市の消防団長、各分団長、団員全員の功績であります。この操法大会に向けて全消防団員が操法大会に出場を目指し、同様に猛訓練をして、結果は全国大会に出場するのは1分団であります。地域でも全国大会でも優勝、入賞はそのときの状態もあり、僅差で惜しくも優勝できなかったチームが多いと思っております。優勝、優良チームはメダルや感謝状が贈呈されますが、同じ努力をして惜しくも入賞できなかったチームは、この次の大会を目指すほかありません。

そういうことで、消防組織は大会出場の功績と合わせて壱岐市は恒例化となっており、地域を守ってくれるのは国は自衛隊、地域は私たち消防組織と思っております。そうした若い組織の消防団であり、壱岐市の長い本当の安心安全であります。これが私の主旨でありますので、壱岐市の名誉となると思っておりますし、近代的なこととして有名になることであり、深刻に考えていただいてこれがぜひ実行できるようにお願いをいたしたいと思っております。

次に、モニュメントの造形について、また申し添えます。

造形と建立、造立場所については、先ほど申しましたとおりですが、像は戦国時代の歴史に誇

る偉人の故人が没されてからの像であります。壱岐市で代表的な偉人は御承知のとおり電力王と言われた石田町出身の松永安左エ門翁は福岡の美術館に等身大の写像があり、俺がやらねば誰がやると勇ましい姿の像がございます。これは小田原記念館にもあります。生家には御夫妻の胸像もあります。また芦辺町ターミナルの前面広場には、戦国時代の歴史に残る蒙古の襲来で壱岐市を守り、若干17歳で戦死された少貳資時公の馬上の勇姿、これは弘安の役のこれも720年記念としての2001年に建造されておりますが、次に中国の革命に自分の財をもって協力された中国の孫文と梅屋庄吉の等身大の像が長崎市の水辺の森公園にあります。そして妻、梅屋トクさんは勝本町の出身でございますが、胸像も壱岐博物館のロビーに置かれております。

また、この会館の正面には牧山耕蔵先生の偉業と功績を政治家としての壱岐市の偉人として、地元有志の発起で平成元年ですかね、元号が代わった記念として地域の有志の発起で胸像が建立されております。

そういうことで、全ての故人が没した顕彰であります。今回のモニュメントは壱岐市の名声を全国に広く高めた功績と消防組織として地域に貢献を、現代から将来に向けてのモニュメントを提案いたしました。日本で現代的な像は、私は初めてだと思いますが、改めて市長の御見解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 強いモニュメントを造ってくれと言う市山議員の御発言でございますが、先ほど申し上げましたように式典等の委員会に諮るのはもちろんでございますけれども、これには予算も伴います。ぜひ、議会でもこのことを議論をいただきたいなと思っております。

それは建立の是非も含めて、議会の御意見もお聞きしたいなと思っております。私は、今、市山議員がおっしゃるように、消防団の功績、これはもう本当に称賛に値するし、記念すべきだと思っておりますが、現時点でそれをどうするという点については、意見は留保させていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） これは私さっきから言うように、消防団の消防組織の消火活動ばかりじゃなくて、先ほどから言うように団員も減っておりますし、壱岐市も老朽化しております。

やはりそうした組織が災害のときなどにはみんなが頼りですから、そうしたことを含めて将来的に目標となるようなことを造立をしたいということが本心でございますし、それから言われたようにこの像を、さっきも申しましたが、像に対してはその材質によって金は大分違います。そうした見積もりを出して予算を組んでいただいて、そうした協議会に諮ってもらおうと。

これが20年、20周年記念で通りますと、もうまた30周年記念、なかなかいつ話を出して

もできないということになりますから、そういう話を早急に市長のほうからでも提案していただいて、また議会は議会で、反対する者は私はおらんとおもう議会でですね。もうここに消防団員もおらずし、大会に出らっしゃった人もおるとお思います。

そういうことで、私は強要するわけではございませんけど、私はそれはいいことだと私は自負しておりますので、よろしく願いをいたしまして終わります。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩します。再開を13時といたします。

午前11時39分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） こんにちは。お昼になりましたが、一般質問を続けたいと思います。7番、植村圭司が通告に従いまして一般質問をさせていただこうと思います。

午前の一般質問で、白川市長も、農業につきましても、この異常時、一般財源を投じてでも1次産業を守り抜くというふうな力強い決意をおっしゃっていただきました。ですので、農業につきましても、1次産業をしっかり守っていただけるということでもありますので、私もよりよい農業になっていきますように、ちょっと提案を含めてやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

今日は、農業振興についてということで1本の質問をさせていただこうと思っております。

最近の農業なんですけども、今回、議員が4人、質問をするような話になっているぐらいの大変な状況になっていると認識をしております。円安でありますとか、ロシアのウクライナ侵攻による肥料の高騰、飼料の高騰、それに、材料資材の高騰、こういった高騰が続きまして、農業につきましても農家も大変なことになっております。

さらに、子牛価格も4月に比べまして、1頭当たり平均で11万4,000円下落しております。先行きが不透明になってまいりました。畜産をけん引していく肥育農家の購買意欲の影響があるのではないかというふうに私も危惧をしております。この調子が長く続いてはいけないなというふうに思っております。

また、今度は田んぼのほうですけれども、水田の水張りを5年以内にしないと転作金が支給されなくなるといった国の制度変更も言われております。こういったことで、今後、離農をするとか、荒地が拡大していくといった可能性が出てまいりました。

御承知のとおり、この壱岐島と申しますのは、人口が74歳から75歳の方々が最も多く、活躍をされておられます。5年もしますと、そういった方々がもう80歳代になってこられます。よく聞く話なんですけれども、80歳になったらもう農業を辞めようという方も、ついでに辞めようというふうな方も出てまいりました。そして、若者であっても、現在、お勤めの方が世代交代をして農業をやろうと思っていたんだけど、転作金が減少すれば考え直そうかと言ったような声も聞いてまいりました。壱岐だけでなく、全国的な問題となっております、相当深刻な話だと思っております。

こういった背景はあるんですけれども、当面の物価影響については国の緊急対策があるようでございます。県についても、今日は、今、県議会のほうで飼料の1トン当たり200円の補填というふうな話がありましたという報道がありました。国や県を挙げまして、この緊急対策があるようでございます。また、転作金につきましては、同僚議員、先輩議員から質問があるようございますので、私のほうでは、この辺については割愛をさせていただこうと思っております。

今日の話なんですけれども、そこで、壱岐市の農業について、基本的な話、今回の異常時のことではなくて、基本的な農業の政策についてお伺いをしたいと思っております。

農業者の高齢化、担い手不足がますます進んでいく中で、将来に向かって持続可能な農業、農家や島民の所得向上のために、どのような政策がお考えがあるのかを御質問いたします。

現在、市は、第3次総合計画で農業振興策をお示ししてございまして、去年につきましては、JA壱岐市が10年後の販売高100億円で離島農業日本一とする第9次営農振興計画を策定しておられます。また、県については、壱岐地域の振興策をまとめられている状況です。これら政策をどのように壱岐市として効率的に実行していかれるのか、島民の所得向上を目指して実現させようとしているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

その中で4つお伺いをしてございまして、まず1つ目が、農業に対する壱岐市の現在の課題の認識をどういうふうにされてあるのか。

2番目に、壱岐市がまとめています第3次総合計画の農業部門の進捗状況はどうなっているのか。

3番目に、県が作っています壱岐地域の振興計画、それと、農協が作っています第9次営農振興計画との連携策というのをどういうふうに考えていらっしゃるのか。

4番目に、壱岐農業の課題解決のために目指す具体的な方法はどのようなものなのかということで質問をしていきたいと思っております。よろしく御願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 7番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

1番目の御質問の農業に対する市の課題認識でございますが、農業者の減少の中で就業者も年々減少し、高齢化による後継者不足が深刻となっております。これまでも担い手の育成や確保が重点課題と捉えてきており、現在、生産部会や集落営農組織等において、担い手の掘り起こしにも取り組んできておりますが、なかなか成果が見えず、本市にとってまさに重要な課題と捉えております。また、担い手不足への対応や生産効率の向上のために、農業者のニーズに対応したスマート農業の展開も必要であると認識しております。

さらに、販売拡大のための流通対策の強化やブランド化、持続可能で効率的な経営のための生産基盤の整備など、複合的な課題に対して総合的に取り組む必要があることは、第3次総合計画でもお示ししているとおりでございます。

その一方で、世界的な情勢の中で、肥料、飼料等の価格高騰、それに伴い、素牛となる子牛価格の急落、水田活用直接支払交付金に係る国の制度の見直しなど、新たな課題が生じていることも十分認識をしているところでございますが、それを乗り切るための新たな取組も考えていかなければならないと考えております。

2番目の御質問の第3次総合計画の進捗状況につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画でございまして、現在、3年目を迎えているところでございます。

総合計画に掲げる各種施策の進捗状況を数値で申し上げますと、農業産出額は、目標値の70億円に対し、令和3年度は62億5,600万円でありました。コロナ禍の影響を受け、農畜産物の販売価格の低迷はあったものの、7割を占める畜産においては、子牛、肉用牛ともに一定の産出額が達成されております。

スマート農業の推進については、令和3年度に壱岐市スマート農業推進協議会を設置し、農業の効率化を図るため、先端技術を活用した実証展示を行っています。アスパラガス産出額は、目標値の4億6,000万円に対し3億2,000万円となっています。

経営力の強化については、担い手の育成、確保、農業経営の安定対策に支援しております。新規就農者数は、目標値の65人に対し18人、認定農業者は、目標値の320人に対し332人、集落営農法人は、目標値の35団体に対し30団体、農地集積は、目標値の426ヘクタールに対し439ヘクタールとなり、一定数の確保ができております。

流通強化、ブランド化については、繁殖牛頭数は、目標値7,000頭に対し6,044頭、肥育牛頭数は、目標値1,403頭に対し1,353頭となっています。

生産基盤の整備については、中間管理機構関連農地整備事業により、木田地区の圃場整備を実

施しています。圃場整備率は、目標値67.3%に対し67.6%となっています。

農村集落活性化については、地産地消などの推進をしています。原料となる大麦生産は、目標値190ヘクタールに対し195ヘクタールとなっています。

3番目の質問の県計画や農協の第9次営農振興計画との連携策についてでございます。

県は、令和3年度から令和7年度までの5か年の第3期長崎農林業農山村活性化計画を策定されております。この計画では地域別振興方策があり、壱岐地域の課題に対する計画も示されております。また、JA壱岐市は、令和3年度から令和12年度までの10か年の第9次営農振興計画となっており、県、市、共済組合等、関係機関で構成された壱岐地域農業戦略推進会議が設置され、会議で出された意見が反映された計画となっております。

よって、今回、策定されました第9次営農振興計画は、まさに本市の農業振興計画であり、連携していくというよりは、関係機関が一致した方向で進めていく計画であるといっても過言ではありません。これらの各種計画には、将来、目指す姿と基本方針や施策の方向性、そして、重点的な取組が示されており、農林業者や関係機関等へ計画の達成に向けた取組を促すとともに、その目標に向かって自発的に取り組む意識を醸成する役割を有しているところです。

それぞれの計画の進むべき方向や重点課題や施策の方向性といったものは言うまでもなく整合が図られており、各種施策の実行に当たっては、農林業者の各種協議会等、組織が多くある中で、総括的役割を担う壱岐地域農業振興協議会が中心となり、関係機関等の調整や連携を図っていきたいと考えております。

4番目の御質問の壱岐農業の課題解決のため目指す具体策につきましては、1番目の御質問で課題についてお答えいたしました。代表的な具体策を申し上げますと、担い手の育成、確保については、集落営農法人等の所得向上と規模拡大に要する農業用機械や施設の導入に対して支援を行っております。

また、令和3年度にJA壱岐市を主体とした人材派遣組織、特定地域づくり事業協同組合が設立されております。特定地域づくり事業協同組合制度については、人口減少地域において、事業者単位では年間を通じた仕事がない、一定の給与水準を確保できていないなどの理由により、人口流出の要因やU・Iターン者の障害になっている等の地域の課題解決のために、地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、雇用した職員を組合員の事業に従事するために派遣することで、地域の担い手を確保することを目的とした労働者派遣事業でございます。

特定地域づくり事業協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が対象団体であり、組合の設立後、特定地域づくり事業協同組合として県知事から認定を受けることにより、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を、特例として許可ではなく届出で実施することが可能になります。また、ここで雇用される職員は常時雇用の正規職員であることが条件づけられ、社会保

険等の雇用条件も確保されており、壱岐市農協を主体とした農業分野で労働者派遣を行っております。

今現在、マルチワーカーとして2名が採用され、畜産や園芸農家の農作業に従事されております。今後もマルチワーカーによる人材確保を行ってまいります。

また、新たな技術の導入による農業生産高の拡大を図るため、スマート農業に取り組んでまいります。今年度は、壱岐市スマート農業推進協議会により、水稻においては、トラクターでの自動操舵システムによる耕耘、代掻きや水管理システムの実証、アスパラガスでは、自動灌水システム、主要作物では、ドローンによる播種などの実証を行い、地域に合った技術の導入を検討してまいります。

水田活用の直接支払交付金の見直しに係る課題解決のためには、高収益作物への転換が必要となります。にんにくの復活や馬鈴薯の産地化にも取り組んでおりますが、今後も、国、県の各種施策を積極的に活用しながら、壱岐市農業の課題である産地強化、担い手育成、地域活性化に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） お答えいただきました。

それで、確認をまずしたいんですけども、第3次総合計画進捗状況なんですけども、アスパラについては3.2億円ということでした。よろしかったですか。

それで、あと、肥育頭数が1,353頭ということで、目標頭数1,600頭のところを1,403頭というふうにおっしゃられたと思ったんですけども、1,600頭が1,353頭ということで、若干下回っているという状態でよろしかったですか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの確認の件でございますけども、肥育牛頭数は、目標値1,403頭に対し1,353頭となっております、若干下回っているという状況でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。目標が1,403頭に対して1,353頭ということで、数字のほうを確認をさせていただきました。

それで、これは令和6年が最終的な目標というふうになっておりますので、今はその3年目ということの途中段階でございますから、今の段階では達成をしていないようなのがあっても当然かというふうに思っております。その中であって、認定農業者数は332人で目標を上回って

ると。農地集積についても439ヘクタールありまして目標を上回っているということで、この辺は目的を達成して、さらに伸ばしていこうというところかなというふうに思います。

すみません。もう一遍、確認します。ちょっと戻りますが、肥育牛頭数は、目標が1,600頭に対して1,353頭だと思うんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） すみません。先ほど申し上げた数値を訂正させていただきます。

目標値1,600頭に対し1,353頭でございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。まだ、進捗状況につきましては達成したものとしていないものがあるということで、この辺は今後の施策の進め方かなと思っております。

そして、壱岐市とJAと県の関係なんですけども、連携というより整合性があると、同じ方向を向いているんだというふうなことでございましたので、それはこれで確認をしたいと思います。

したがって、農協が令和12年に100億円を目指しているという中であって、壱岐市は、現在、令和6年までで70億円を目指しているという状況でございます。単純に考えたら、令和12年までに壱岐市全体の売上高を100億円にしていこうという目標が立つわけなんですけども、現時点では、このJAの検討といいますのは去年にされておりますので、今後の農業政策につきましては、県と農協と壱岐市と三者で方向性を同じくして協議を進めていただきまして、より活発な農業政策を展開していただきたいと思います。これは私のお願いでございます。現在、壱岐市の第3次総合計画だけを見てやっていると、農協の目標にも若干足りないのかというふうな気がいたしますので、現状を見ながら、検証をしながら、なるべく農協のこの方針に沿って行くような形のほうが壱岐にとってはいいのかというふうに私も思います。

そして、この農協の方針でございますが、まず、第9次営農振興計画、この計画が作られたということは私は素晴らしいと思っています。中身が100億円に達するのは理想ではあるんですけども、それまでの筋道が示されていまして、手段、方法、どういったところに力を入れるかというところが、例えば人材確保であるとか、初期投資の抑制、こういったことをしながら持続的な農業にしていこうという意思が見えますので、大変素晴らしい計画だというふうに思っております。あとは、壱岐市が後押しをしながら、この計画が実行されるといいなというふうに思っています。

その中であって、ちょっとこの話題を私がしようと思ったのは1つ理由があって、これは去年なんですけど、長崎県で農業を始めてみませんかという冊子がありまして、これは令和3年のデータに基づいて作ってあります。これを手に取りまして眺めてみたところ、新規就農者受け入れの

ための市町の支援事業ということについて一覧表があります。こういうページがありまして、市町について、壱岐市がどういった新規就農の受け入れをするんだろうというふうに見てみたんですけども、実は、この冊子には壱岐市が載っていませんでした。全部で長崎県内の11の市町が載っているんですけども、壱岐市が載っていませんでした。なぜかと考えたら、新規就農者受け入れのための支援事業ということで、令和3年度、実はちょっと補助金がなかったという話で、新規就農の分がなかったのかというのがあって影響しているんだろうと思います。そうしますと、やっぱりこういった機会損失といいますか、せっかく長崎県で県内に農業をやってきてくださいと、各市町の案内をしていますけども、壱岐市の分がないという話になってきますと、やっぱり機会を失っているんだろうと。壱岐に来て、農業をする人たちが本当はいたはずなんだけどいなかった、募集がなかった可能性があると思ひまして、こういったことがあってはならんと思ひまして、ちょっときょう出させていただきます。長崎県と壱岐市も連携していると思ひますので、この辺、今後、機会損失がなくいくようによろしくお願ひをしたいと思います。

そして、ちょっと今日は1つ提案をしたいと思ひて持ってきたのがありまして、農業をやるといっても結構リスクを伴ってしまひて、こういった新規就農をしようと思ひても簡単には入ってこれないと。だからこそ、この農協が初期投資の抑制とか、人材確保の件について重点的にやっているんだろうと思ひんです。この場合に、どうやったら農業が伸びるのかというふう考えたんですけども、やっぱり、若い方も農業をしたいという方がいらっしやると思ひんです。そういった若い方が農業に参入しやすくするにはどうしたらいいのかというふうに思ひてしまひて、いろいろ探していたところ、私も考えつかないから探したんですけども、新潟県の胎内市というところが、結構、農業について力を入れているように思ひました。

事例がありまして、ちょっと紹介をしたいんですけども、胎内市といいますのが、新潟県の1市町でございます。人口が大体2万7,800人ぐらい、壱岐よりも少し人口が多いという状態です。面積が265平方キロということで、壱岐市の倍ぐらいあるところになります。予算規模が163億円ということで、これは壱岐市が220億円ぐらいですので、若干壱岐市よりも予算規模が小さいところになるのかなと。その中で、農業予算といいますのが約7億円。壱岐市が、大体、今年で12億円弱と思ひますので、壱岐市よりも若干小さい予算規模で面積も人口も大きいという市がございます。

ここも農業をやっているところで、この市が何をやっているかといいますと、持続発展及び農業の担い手の育成を図ることを目的に、意欲ある農業者が経営発展のために自らの創意工夫をもって行う取組に経費を補助しますということで、10万円から50万円の補助をだしているということです。こういった内容かといいますと、例えば6次産業化とか販路拡大、あと、スマート農業の推進、新規振興作物の推進、需要創出・農地集約化支援とかいうことで、最大50万円、

10万円以上50万円を交付しているという事例がございました。

例えば6次産業化とはいいますが、実際、6次産業化といいますのは、私もちよっと勉強させていただいたんですけども、やろうと思ったら物すごく大変なんです。今、島内でも扱っていらっしゃる方っていうのは少ないと思います。6次産業化の交付金をもらおうと思ったら、申込みするだけでも時間もかかりますし、長崎県内でちょっと待ってくださいというふうなことを言われたりしますので、ハードルが高くなっているというのが実情です。この6次産業化というよりも、むしろ農商工連携といったような形で、農業は農業、商業は商業、工業は工業、要は生産者は生産をする、加工の人は加工をする、販売の人は販売をするという役割分担をした上で物を売っていくと。そうすると、生産物が、付加価値がついて高く売れるといった仕組みになっていく、こういった方法で農産物を高く売るといった方法をしている方がいらっしゃいます。こういったような方々に対して補助金を出すというふうなことをすれば、農業のほうも儲かりやすくなっていくというふうになるんじゃないかというふうに思います。

例えば、トマトとかブロッコリーですけども、こういったものがよく農協出荷すると量が多い場合に安くなってしまって、出荷するだけで箱代がついて、かえって赤字になるといったような場合がございます。そういったときには、出荷もしないで畑にすき込んだり、放棄するというふうなことになるんですけども、非常にもったいないというふうに思います。そのために、例えば加工のほうに回しまして、缶詰にして、例えばトマトをペーストにして、加工して、缶詰にして、ケチャップにするとかっていうふうにして島内で消費するというような仕組みを作るとか、ブロッコリーであれば、冷凍加工して、冷凍は時期をずらして必要な時に出すというふうなことで価格も安定するんじゃないかといったようなことがあると思うんです。そういったことをやっている人が、今、あまりいないんじゃないかと思ひまして、そういった農産物の加工とか販売、こういった意欲的な方に補助金を出すというようなことがあってもいいんじゃないかというふうに思いました。

それと、あと、スマート農業なんですけども、おっしゃるとおり、アシストつきの田植え機とか、トラクターとかに、今、実証とかされてあると思うんですけども、もう既に実際に、例えばロボット型の草刈り機とか、あとは農業用のドローンとか、実際に使いたいというふうな方がいらっしゃるんです。そういった方に対しての50万円上限の補助というのも、もしかしたらあってもいいのかなと。そういうのがあれば、もうすぐにでも活用して農業に使って、負荷を軽減できるんじゃないかというふうなことができるんじゃないかというふうに思います。

それと、新規振興作物なんですけども、これも今、農協のほうで品目を決めて計画的にやっていらっしゃると思うんですけども、こういったチャレンジする方というのは、既存の野菜以外にもっと売れるものがあるんじゃないかというのを探したりするようなこともされているんです。

そうすると、こういったチャレンジをするということはリスクを伴いますので、リスクを少しでも軽減することがあれば、補助金を出して軽減できれば、活性化した農家さんとか、若い方が入っていただけるんじゃないかというふうに思っております。

こういった補助金を市独自で作って、胎内市のような形で出していくというふうなことがあり得るんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。こういった新しい考え方もあってもいいんじゃないかと思うんですけども。補助金の出し方としていかがかと思っているんですが、どうでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

今、御提案という形でお受けをいたしましたけど、そういうアイデアを持って、今後の施策に生かしていきたいと思っておりますし、先ほどの新規のパンフレットの関係につきましては、漏らしがあって大変申しわけないと思っております。今後、漏らしがないように努めてまいりたいというように思います。

今のアイデアについては、いろいろと研究をさせてまいりたいと思います。よろしく願います。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 研究ということでございますので、時間をあまり置かず、効果があるんじゃないかというふうな形で検討をしていただきたいと思います。できたら実現を来年度ぐらいからしていただけると非常に助かると思いますので、現在農業の方向性というのははっきりしていますので、それを加速する、やりやすくする、そういった試算として、こういった補助金があるんじゃないかということで提案をさせていただきました。

県と農協と、しっかりこの計画を見たら、やるということがいっぱいあると私も感じました。それで、農協のほうの特に第9次営農振興計画の中身といいますのは、すごいボリュームもありまして濃いものでございまして、それがやっぱり緻密に書かれています。ですから、これがまずでき上がっていますので、これを支援していただいて、県とも連携していただくということでお願いをしたいと思います。

最後に、市長のほうから、こういった農業振興策につきまして、補助金のほうを新しくやることもあり得るのかどうか、そういったことをちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

今、いろんな農業振興策に有効な補助金について御紹介をいただきました。お聞きをしてお

て、私も自らも農業をいたしましたし、農協青年部もいたしました。農協の総代もいたしました。そして、農業の現実というのを分かっておるつもりでございます。そういった中で、やはり農業というのは、いろいろ言うよりも実際には難しいというのが実感でございます。ただ、今、植村議員がおっしゃったような、そのことによって農業に対する意欲が高まる、前向きになる、そういった補助金は、当然のごとくいろんなアイデア、いろんなメニューを実行していきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。農業が大変なのは、私も農家でございますので分かっているつもりではございますが、なるべく多くの方がやりやすく、参入していただいて、元気に農家を継いでいただいて、活発に、壱岐を農業の島にさせていただけるように、よく検討していただきたいと思っております。よろしくお願いをします。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時45分といたします。

午後1時34分休憩

午後1時45分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。6月会議の一般質問、1日目の4番目ですが、大変お疲れの時間帯かと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、8番議員、清水修が通告に従い、大きく2点について質問をさせていただきます。

日本中で、今、一番の心配なことは、円安とロシアのウクライナ侵攻の長期化による燃料等の高騰に始まり、建築資材や牛の飼料等も急騰し、物価高に誰もが苦しい思い、悲鳴を上げていることでもあります。それに対し、政府は、この苦境に速やかに対処するために、大型の補正予算を成立させましたので、壱岐市では、具体的にどのような対応があるのか等を尋ねるべきだと思っておりました。また、個別の生活苦の相談もこの頃増えて受けますので、福祉面での質問もしたかったのですが、壱岐市の2年、3年先、5年先を考えたとき、何が壱岐市にとって今大事なの

か、私なりにもう少し考えてみました。

大事な課題はたくさんあるわけですが、数年先の壱岐市の将来に向け、今まで取り組んでおられることをもう一度見直しながら考えてみました。突き詰めると、私の結論としては今日の質問の2つになります。それは、私の議員を志した原点である壱岐市の教育で育った子供たちが1人でも多く帰ってこられる仕組みづくりと、コロナを乗り越えて、観光の島づくりで壱岐の産業や経済を取り戻すことだと考えに至りました。このことは、壱岐市でもこれまでに、今でも様々な就職支援策、そして、第4期壱岐市観光計画で進められておるわけですが、少し心配なところもありましたので、これから若者の人材確保と観光の復興について伺います。

1つ目は、若者の人材確保です。

現在、壱岐市では、若者等ふるさと就職支援事業や就職奨励金を交付することで、また、移住定住促進事業も多く活用され、加えて、介護人材確保や包括ケアの人材確保の支援事業など、様々な取組をなされておりますので、かなりの成果を挙げておられることと私も思っております。しかし、社会増にはまだなっていないし、これからの壱岐市を担う、いわゆる壱岐の教育で育った若者が、実際のところ、どれくらい帰ってきているのだろうかというような思いもするわけでございます。

確かに希望する仕事が無かったり、待遇の格差が都会と壱岐ではやはりありますので、近隣の福岡などの都会で働かざるを得ない若者も多いと思います。私の周りでよく聞かれる声としては、よそから来られる方には多くの支援策があるのに、壱岐出身の子供たちにはなかとよというような訴えがあります。全くないわけではないのですが、おおむねそのように思われているようです。

日本全体が人口減少の人手不足の世の中になってしまっていますので、若者の人材確保については、どの自治体でも奪い合うかのような好条件で募集しています。特に、若者に負担となっている奨学金の返済については、自治体だけでなく、少し大きめの企業などでも人材確保のために返済を支援したり、免除したり、そういった施策をよく見受けるようになりました。国のほうでも、奨学金の給付型の枠をどんどん拡充していますので、なかなか奨学金制度の見直し等はもうちょっと遅いかと思いますので、私が調べた今からお話するのは、就職支援策だけでは、このような壱岐市へ帰りたけれど帰ってこれない人たちの支援と申しますか、呼びかけ的なことが、この奨学金返済について何らかの手立てが、仕組みができればと思って調べてみました。

今回は、雲仙市で奨学資金の償還を支援しますというキャッチフレーズで、定住促進奨学資金償還補助金という仕組みを見ることができました。雲仙市では、交付申請時で雲仙市に居住し、5年以上定住することを誓約する方を基本条件としまして、幾つか条件はあるわけですが、奨学金の2分の1の補助をするような仕組みです。

壱岐市の場合は離島ですから、壱岐市で育った子供たちが成長してUターンしたいときに、こ

の奨学金返済の2分の1の補助、いわゆる1年間に払う分をという意味ですが、そういう検討ができないでしょうかというお尋ねになります。御答弁、よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 8番、清水議員の若者の人材確保についての御質問にお答えをいたします。

まず、壱岐市のふるさと就職支援事業の状況でございますが、この事業につきましては、新卒者などの地元企業への就職の促進を目的とし、新規卒業、また、Uターンなどにより地元企業に就職した若者等には7万円もしくは10万円、企業には採用者1人当たり24万円、それぞれを交付をいたしております。

清水議員御質問の本事業の成果として、壱岐出身の若者がどれぐらい帰ってきているのかにつきましては、平成29年度の事業開始から令和3年度までの実績といたしまして、奨励金交付者総数202名のうち、壱岐出身のUターン者数は67名であり、全体の33%という高い割合の状況でございます。

また、各年度の奨励金の交付者数につきましても、事業の周知効果もあり年々増加傾向となっており、本事業による若者の市内就職について、Uターン者を含め、成果が出てきているものと考えております。

また、家賃補助や引っ越し費用の支援、住宅取得・改修における費用の支援など、移住者に対する支援を行っており、市の移住相談窓口を介した移住者数は、近年は毎年90名前後となっており、人口減少対策の一翼を担っております。

今回、御質問の定住促進奨学資金償還支援についてでございますが、御承知のとおり、先ほど清水議員からお話が少しありましたけれども、現在、壱岐市では、地域包括ケア人材確保支援事業として、看護師、保健師、社会福祉士など、専門職の人材確保のために、奨学金の返済金を支援する制度がございます。

この制度を職種を問わず移住支援として導入してはどうかという御提案と受け止めておりますが、長崎県下でも、ただいまお話のありました雲仙市をはじめ、既に同様の制度を導入している自治体もございます。その実績や効果、そして、課題などを十分検証した上で、制度創設に向けて前向きに検討をしてみたいと思います。

以上です。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 8番、清水議員のお尋ねの中に、奨学資金ということでのお尋ねがありましたので、教育委員会のほうから幾らかお答えをさせていただきます。

議員御承知のように、壱岐市の奨学金は、壱岐市奨学金貸与条例とその施行規則に基づいて運用をしています。これまで提案いただいたことを検討した際、制度を見直したり、新しい制度を仕組むことに関して、当然、条例、規則の大幅な改正と予算化が求められます。奨学資金運用基金ということで、その内容は、貸付金、償還金、そして、議会で御承認いただく追加積立金の3つで構成をしているわけです。

また、条例の中では、第12条に返還について記載をしていますが、返還金の一部補助等については触れておりませんので、返還金の補助をこの条例の中で制度化するのは大変難しい状況にありました。

そこで、議員が提案されている若者人材確保のための定住促進奨学資金償還支援というその名称での1つの事業として、別枠で制度化することが適切だと考えています。現在、壱岐市で取り組んでいる先ほど答弁がありました壱岐市地域包括ケア人材確保支援事業補助金の事業は、この奨学金を受けて返還をしている方の返還金を補助する支援制度として、大変参考になると考えています。

つまり、今、県下の自治体で実施しているところがありますので、その実績や課題等を検証される企画振興部と連携しながら、壱岐市奨学金はもとより、長崎県育英会の奨学金、日本学生支援機構の奨学金を返還している壱岐市の若者の償還補助支援制度の創設を協議していきたいと考えます。

議員御指摘のように、この制度によって有能な壱岐出身の若者が1人でも多く故郷壱岐に定住し、活力を与えてくれる存在になってくれることは、大変ありがたいことだと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 企画振興部長様、そして、教育長様には、私の予想を超える検討ということでの回答をいただいて、とてもうれしく思います。

私もこれまで、先ほども申しましたように、奨学金の見直しのこととか、返還等について、貸与するときに壱岐に帰ってくるという誓約等があれば貸与するとか、いろんなそういった、とにかく壱岐に帰ってこれるような仕組みづくりというようなことで、何度か御質問をさせていただきましたが、先ほどの答弁の中にありましたように、なかなか予算化が難しいということで、これまでは厳しい部分があったわけですが、こういった、私には、その辺の規則とか、予算の分とかいうところの兼ね合いがよく分からないところもあったりしましたが、今日の御答弁に本当に感謝を申し上げます。願うことは、壱岐市で育った有能な皆さん方が、本当に奨学金を頼りに島

外で勉強にいそしまれ、その成果を1人でも多く壱岐に持ち帰られて、壱岐の未来のために働ける、そういった働く場所の場づくりであったり、または支援策だったりというようなことを、これから一緒に頑張って、よし頑張っていくぞというような気持ちにもなりましたので、どうか最初の突破口を歩みを一歩進めていただいて、少しずつ、課題や実態に即しながら御検討をして進んでいただければ本当にうれしく思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問としまして、観光の振興についてです。

第4期の観光振興計画では、観光復興元年ということで、いわゆる、私の通告では復興元年の興の字も幸の字になっていたんですけど、私が見間違えまして、復興元年は、いわゆる東日本大震災の復興の復興元年でございます。

ということで、スローガンといたしまして、いわゆる復興というのを、またの復と興こそ興じゃなくて幸せの幸の字を使われて、観光の復幸、その視線の先に目指してという見出しを掲げられて、この計画が出されて、その計画に基づいて取り組みが始まったところだと思います。ですので、この考えと実現に向けて何が大切なのかということで、まず3点伺います。

この観光の復幸、その視線の先を目指しての考え方、捉え方等について、具体的に教えていただければ、市民の皆さんも、ああそうかと思われる部分も多いかと思えます。計画の17ページ、コンセプトに、そこは詳しく載せられておりますので、読めば分かる部分も十分ありますが、どうかよろしく願いいたします。

2つ目に、その実現のためには、この計画の全てが大事なことですが、あまりにも多いので心配になります。どれくらい実行できるかと思ってしまいましたので、この中で、特に何が一番大事な取組になりますかという質問をさせていただきました。

3つ目が、満足度とリピーターの獲得には、施設と自然環境の整備が不可欠だと思われまので、3月会議のときに、赤木議員から観光を取り戻すために観光地への点検とか、道路整備などの要望、提案がなされました。特に、環境整備については、高齢化の進む中では大変な厳しさを感じています。各地域では、まちづくり協議会が少しずつその実績を蓄えながら自分の地域を守り育て、未来の子供たちに受け継ぐべき取組を始めておられることだと思います。

これも友人等の声なんですけど、例えば岳ノ辻に登ろうと思って、歩いて登ろうと思ってあそこの脇道から入っていったけれども、草ボーボーでちょっと行かれんやったとか、串山のほうに行ってみたら、カヤックも草に埋もれてとか、そういう話を、お声を聞いたりするもんですから、もう少しどうかならないのかという気持ちを持ちました。

とにかく、壱岐市といっても広うございますし、観光地もたくさんあるわけですから、なかなか皆さん方の思いにかなうような施設の整備や環境整備も難しかろうとは思いますが、せつかくの地域づくりのまちづくり協議会がそれぞれの小学校区単位にありますから、おらが地域

は自分たちで何とか補完していきたいという思いは私たちも持ちながら活動を続けているところです。と、思っているいろいろ調べていたら、景観条例とか、景観計画の推進とかいうような冊子とか、条例とかがあって、景観って、正直、言葉で景観をよくせんばと思ひながら見たら、これは、いわゆる観光地に建物を作るとか、そういった大々的な取組で景観が損なわれる可能性があるところなどが出てこないようにということでの取組でした。

私はそういうことではなくて、あくまで観光の方がそれぞれの場所に来られたときに、がっかりされない程度の部分を、市のいろんな支援策の中で行き届かない部分を少し補完するためにも、まち協で少し取り組んでいったらどうかというような思いがしておりましたので、まち協との連携を深める手だてを検討すべきではないかと考えますというようなことで挙げております。

3点について、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 清水議員の2点目の観光の振興についての御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目、観光の復幸、その視線の先を目指しての考え方についての御質問でございました。

まず、第4期老岐市観光振興計画策定の経過等について御説明をいたします。

本市では、平成29年4月1日の有人国境離島法施行に伴い、航路・航空路運賃の低廉化をはじめ、輸送コストの軽減、雇用機会の拡充、そして、滞在型観光の促進による観光消費額増への取組を推進してきたところでございまして、この法律を最大限に活用し、観光客、関係人口の増加により、活気あふれる島を目指してきたところでございます。

それぞれの取組により、新たな雇用、そして、新たな滞在型観光のコンテンツが整いつつありましたが、誰もが想定できなかった新型コロナウイルス感染症の発生、その後の拡大により、観光客、そして、市内での人流が激減し、本市の経済状況はかつてないほど低迷し、特に、観光業におきましては、甚大な影響を及ぼしておりました。

このことから、本来であれば、令和2年度が策定年度でございましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下では、新しい観光ニーズ及び受け入れ環境など、本市が目指す方向が定まらないために延期としておりましたが、ワクチン接種の状況、また、社会全体が経済活動への動きを進める状況となってきたことから、令和3年度に策定委員会委員皆様の御審議による、計画案の答申を受け、本年3月18日に策定をしたところでございます。

まず、この1点目の観光の復幸、その視線の先を目指しての考え方について、具体的にどの御質問でございしますが、新型コロナウイルス感染症については、単に観光客を激減させ、観光客を

疲弊させたことにとどまらず、外国人観光客の停止、一方、国内では、団体旅行から個人旅行、密を避けての分散型観光のほか、新たな旅行スタイルとして、ワーケーションやオンライン観光、さらには非接触型の受け入れ環境の普及など、これまでの観光の在り方そのものを大きく転換をさせております。

このような状況の中で、本市観光業の復幸のその視線の先にあるべき姿として、本格的な観光需要の回復と訪日外国人の旅行意欲の高まりを見据え、本年度を復興元年と位置づけ、市民一体となって着実に歩みを進めることで、地域経済を活性化させ、観光等で訪れる方、そして、市民皆様にも幸せをもたらすことを目指す、第4期壱岐市観光振興計画といたしております。

次に、2点目、復興元年を掲げての観光振興計画の実行性、また、何が一番大事な取組となりますかとの御質問にお答えをいたします。

議員お話のとおり、計画の全てが重要なものでありまして、第4期計画における観光客延べ数などの数値目標を達成するため、5つの基本施策を掲げておりまして、その基本施策ごとにアクションプラン、これは行動計画を定め、目標を設定をいたしております。

まず、どれくらい実行できるかとの御質問でございますが、当然でございますが、計画を策定することが目的ではなく、それをいかに実行するかが重要と考えておりますが、市はもとより、観光関係事業者などの施策ごとの推進主体における取り組みも必要となりますので、目標を達成するため、計画的な事業実施及び進捗管理に加え、観光関係事業者との連携強化及び市民全体の機運の醸成に努めてまいります。

次に、この中で何が一番大事な取組となりますかとの御質問ですが、観光ニーズは、その時々で目まぐるしく変化しておりますが、持続可能な観光地となるためには、離島ならではの特別感、また、解放感や癒し、食や体験、おもてなしなどの観光客への満足度を高めることが最も重要であると考えますが、観光業を回復、復興させるためには、まずは1人でも多くの方にお越しをいただきまして、また、市内でより多くのお金を使っていただく、現時点では、そのための取組が優先すべき取組と考えております。

本計画期間であります令和4年度から6年度までの3年間全てがコロナ禍、もしくは、コロナの影響を受けることも想定をされます。このことから、現時点においては、コロナ禍においても本市への観光客の入込客が好調であった国内最大市場である関東首都圏、デスティネーションキャンペーンを契機とした山陽新幹線沿線、九州最大都市の福岡をターゲットといたしまして、壱岐市東京事務所及び壱岐市観光連盟との効果的な誘客セールス及びプロモーション強化により、早期の観光需要回復を目指してまいります。

また、観光消費額を増やすため、滞在時間や泊数を延ばすことや魅力的な旅行商品の開発も重要と考えております。このことを踏まえた本年度の具体的な取組状況でございますが、関東首都

圏においては、壱岐市東京事務所による本格的な営業活動の開始、山陽新幹線沿線ではデスティネーションキャンペーンのほか、JR西日本と連携したワーケーションによる旅行商品化のほか、新幹線博多駅構内への「イキノエキ」オープンによる情報発信強化、福岡地区では、ジ・アウトレット北九州内のご当地良品セレクトショップ、ひまわりテラスへの観光情報ブース出展など、切れ目なく実施をいたしております。

一方、市内の受け入れ環境及び魅力向上のため、市内事業者連携による滞在型観光旅行の商品造成に対する支援事業にも着手をしております。

今後も引き続き観光動向を注視し、状況に応じた施策について、壱岐市観光連盟及び観光関係事業者と連携をし、積極的に取り組んでまいります。

ただ、一方で、現在の原油価格の高騰による観光客への影響を大変危惧しているところでございます。これまで想定できなかった新型コロナウイルス感染症の感染拡大同様、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原油価格の高騰も予期せぬことであり、観光客誘客への影響を危惧しているところでございます。このような状況など、今後の推移等を確認をしながら対策を講じることといたしております。

次に、3点目の満足度とリピーターの獲得には、施設と自然環境の整備が不可欠との御質問でございませう。

議員のお話のとおり、満足度を高めることは最も重要でありまして、満足度とリピート率は比例するものと考えておりますので、観光客が立ち寄る施設や自然環境の整備は重要であると認識をいたしております。

しかしながら、維持整備には相当の費用も必要となりますので、自然公園などの除草等の維持管理については、これまでの経過やノウハウの観点から、現状の管理体制が最適と考えておりますが、状況によっては、議員お話のように、まちづくり協議会との連携も必要になってくると考えております。まちづくり協議会は、議員も御承知のとおり、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向け、その地域の特性を生かし、その地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行う、活動を行う組織でございまして、議員の地元でございませう津のまちづくり協議会においても、未来に伝えよう、笑顔いっぱいまちづくりをスローガンに、地域活性化型活動として、本市の観光資源である東洋一の黒崎砲台跡、日本奇岩百景に認定された猿岩などの魅力アップ事業、また、小牧崎の有効活用など、積極的に地域の観光資源の保全や磨き上げに取り組まれておりますことに感謝を申し上げます。

ほかのまちづくり協議会でも、観光コンテンツとしてトレッキングコースを開発されるなど、地域の特色を一番御存じの皆様によって観光資源の保全、活用が行われております。

観光客の満足度を高める観光資源には、猿岩や黒崎砲台跡などのほかに、観光資源のことを熟

知されているガイドも含まれますので、今後、観光資源の保全や活動に加え、ガイド育成など、まちづくり協議会との連携を深める必要があるものと考えておりました、今後、このような体制の中で努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 復興元年、そして、コロナ禍の先の未来を見据えながら、壱岐市のいわゆる復興を目指される御考え、そして、一番何に取り組むのかは、1人でも多くの観光客等の方々が壱岐に足を運んでくださるよう進めていくということも賛成です。

また、満足度、リピーターの確保のために進められることとして、環境保全、環境整備等について、必要に応じて地域の実態をよく存じているまち協との連携もこれまで以上に進めていきたいというようなお考えもお聞きしましたので、私たちも自分の地域をしっかりと見据えて取り組んでいきたい。ただ、私たちの地域は、本当に限界集落でございますので、ちょっと急ピッチに人選、体制を整えるというか、そういう仕組み的なことを取り組まないと、ぼちぼちやりよったんじゃ、なかなか皆さん方の協力の輪が広がっていかないというのが初年度のうちのまち協の取組の反省課題でした。

ちょっと話があれしますけれども、沼津まち協では、昨年、桜の木の記念植樹というのを、沼津の子供たちが大きくなって、壱岐に帰ってこられる20年、30年後に、こういう木を植えたねえ、そして、これだけ成長してというのが実感できるようなまちづくりをまずスタートにということで始め、跡地活用の公園化とか、近隣のワーキングコースとか、かれこれ進めていって、今年、どういうふうに広げようかというときに、そういった猿岩だけでなく、沼津にあるいろんな観光地や文化財、史跡等の発掘も含めて取り組んでいきたいということで、今年、毎月1回をめどに環境整備の活動を広げていって、沼津に来られた方々には、少しでも満足度を持って通っていただきたい、猿を見てすごいということだけでなくということで、私もちょっと、自分の近くの小牧崎を2月に不審火の火事があったときに、何年かぶりに正直言って行きました。それまでは、私の認識としては、草ボーボーの、とてもあそこは観光地とはいえないというか、魚釣りのお客さんと磯のお客さんというぐらいの認識でした。いわゆる地域の公民館さんが、年2回、2月と8月に草刈りをされるわけですけど、そのときは、それなりにきれいになっているみたいだったんですけど、それ以外のときはちょっと、こんなになったのというぐらいひどかったもんですから、私も改めて、ここはちょっと大事にしていきたいということで、自分なりに草刈りをして、散歩コースやトレイルコースといって起伏を走る、そういったものをちょっとやってみて、なかなか話だけ持ちかけても、皆さん方は、そえんとはせんでもよかぢやないというこ

とになりかねませんので、例えばこういうふうを活用したらどげんですかというような気持ちで今年は一歩も二歩も観光地沼津を壱岐の観光地の、ちょっと端っこにでもかかるぐらいのものには、まち協の活動を通して進めていきたいと考えております。

このまち協の活動にもいろんな課題といいますか、なかなかそこまでゆとりが持てないという部分がどうしてもあります。でも、そこには何か目指すものをしっかり私たちが持たなければ開かれない。ただ、日当ボランティアだから、いわゆる単なるボランティアが一番ボランティア活動としてはいいんでしょうけれども、そういった活動費もあるうちに、しっかり皆さん方の意識として、地域を大事にする取組というのができることを期待しています。

ひとつ、私がそういうことで進める中でちょっと気になったのは、どうしても猿岩とか、小牧崎とかという部分は、国定公園のエリアになりますから、そこでまたいろんな規制といいますか、少し許可を要したりとかいうことも勉強させていただきました。猿岩のあそこの野原で桜の木を植えようと、魅力アップ事業で取組としてすすめたんですけども、やはりあそこに20年、30年たったら、あそこの景観がちょっとおかしくなりやしないかという声も起こったりしたものですから、結果的には、そこには桜の木は植えないで、今の景観を保とうという考えに落ち着いてはおります。

そういったいろんな規則や条例等があって、できないところも出てくるかもしれませんが、その辺は規則でこうあるからできない、ちょっと難しいじゃなくて、地域の声として、何か少し、市とか、県とかと協議をする中で、一步、前に進めれるような取組ができないかということをお願いしております。ここは質問というよりは、そういうふうに願いながら、粘り強く、長い目で見ながら、要は先ほど部長さんが言われましたように、観光客があそこにやっぱり1人でも多く来てもらえているという実感を私たちが感じられるように頑張りたいと思います。

若者の人材確保、そして、観光の復幸についての御質問をさせていただきました。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時40分といたします。

午後2時29分休憩

午後2時40分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） お昼も2時40分になったようであります。今日は久々に5番ということで、早くやめろということだろうと思いますので、早めに終わりたいと思います。

今回は、既に3月議会で議決をしておりますが、令和4年度の集合税が廃止になりまして、税の改定について、皆さんから厳しい御意見も出ております。議会としてはこれは満場一致で可決した案件ではありますが、何か是正することはないのかという市民からの御意見を頂いておりますので、この場で改めて皆さん方にちょっと考えてみてはどうかということで提案をさせていただきます。

従来であれば、壱岐市の納税が集合税形式を採っておりました。税務課に尋ねてみましたところ、いわゆる地方自治体の電算化システム共有化を採用したために、5年間で4億円の削減効果があるということで、我々議会としましても議決をした経緯があります。

しかし、そうした中で高齢者の皆さん方から、「なぜ前もって事前に周知を図ってからしないのか」という御意見がございました。それも一つあるなど。要するに年金受給者の場合は偶数月に年金が支給されます。それが、今現在ずれております。例えば個人住民税が6月、8月、そして10月、1月というふうに、そして固定資産税は1期目が5月、7月、9月、11月、そして国民健康保険は従来どおり10期であると。ですから、お年寄りの方等はやはり不便であると、年金月に今までずっと払えたと。なぜそんなふうに急に改定をするのかという御意見がありました。何らかの方法でやっぱり見直しができないのかということで、今回、取り上げさせていただきました。

その中で、いわゆる年金を支給する月に改定がまずできないのかなということが第一、そして他の自治体ではこういう事例がございました。徴収吏員を税務課の職員のみ限定せず、各自治公民館に所属する市の職員がいらっしゃいます。そうした職員を徴収吏員として任命はできないのか。高齢化率が非常に高こうございます。そうした面で、また免許証の返納された方もかなり多数いらっしゃいます。

お年寄りの方というのは、自分が直接金を払わないと、例えば口座落としをすればというのは、ものすごく不安な方もいらっしゃるわけですね。そうした観点において、何らかの是正措置がとれないものか。議会としては議決をしておりますので本当に申し訳ないという気持ちでおります。

そこで、今の件に関しまして執行部の見解を求めたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 10番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

今回の税の賦課制度については、周知を税務課等々においてあるいはしておるわけですが、やはりそうして周知不足だという御批判が出れば、これはやっぱり謙虚にお受けをしたいと思っております。

やはり、こういうふうに制度を変えたときは、これでもかというぐらいやっぱり周知をしなきゃいかんということは思っておるわけですが、それでも足りなかったということについては真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。

さて、自治体の電算システムの共有化についての御質問でございます。議員御指摘のように電算システムを共有化することによって5年間で4億円以上の経費が節減できます。これは、現在、29の自治体が加入しているシステム共有の中で、単に多くの自治体が加入しているから安くなるということではなくて、先ほど議員もおっしゃいましたように29の自治体が同じシステムを使うことによって、ハード及びソフト、特に、システムソフトの開発になろうかと思っておりますが、この負担が軽くなることによるものでございます。

すなわち、各自治体が固有の納付方法を改め、地方税法に定められた本則による課税をすることが大前提となります。したがって、議員御質問の高齢者にとって税が納めやすいように個人住民税や固定資産税の納期を年金支給月にする、いわゆる特別仕様を取り入れることはシステム上できないということになります。

また、法定納期は先ほどおっしゃったように、固定資産税が5、7、9、11月、個人住民税が6、8、10、そして翌年の1月となっております。これは、税を納付しやすいように各月に分散する意味合いがございます。そのような意味からしても、このことが例え可能だとしても年金受給者、受給者以外ともに一度の納付額大きくなる可能性もありますので、この点御理解いただきたいと思っております。

また、今回の電算共同化によってコンビニエンスストアやスマートフォンアプリでの納付が可能になったということも申し添えておきたいと思っております。

次に、徴収吏員を税務課職員に限定せず、各自治体公民館に所属する市職員に委嘱して、きめ細やかな行政を整備すべきとの御質問でございます。

つまり、地元自治体公民館の徴収に職員を当たらせたらという御提案と受け取っておりますが、税は地方自治の根幹をなす貴重な財源であり、公平・公正かつ正確な課税と、何より納税義務者の皆様の納得が欠かせません。それだけに、徴収を担う職員は納税者の質問に的確に答える必要があるなど、高度な知識と経験が必要であります。

そのようなことから、税務課の専任職員には専門的な研修の受講や、地方税回収機構をはじめとした長崎県との共同で、職員のレベルアップを図っているところであります。また、税法は特例措置等が多く大変複雑であるため、業務に当たっては徴収や差し押さえだけでなく、税法に規

定にされた徴収緩和制度の活用や、納税者に直接お会いして話を聞くなど、常々納税者の立場に立った対応に心がけるよう指導しているところであります。

議員おっしゃるように、全職員がそれぞれの立場できめ細やかに行政を行うことは全くそのとおりだと思いますけれども、こと税の徴収にあっては全ての職員に出納員の辞令を出して、こうして徴収に当たらせることにはリスクが大き過ぎることを御理解賜りたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 市長しての見解をお述べになりましたが、今、市民の皆さんから指摘をされております大きな4点についてちょっと述べてみます。

今後、納税率が上がればいいんですが、下がった場合はこういうことも起因するんじゃないかということで頭に置いとっていただきたい。

まず、市民への事前の周知もなく、住民不在の行政そのものではないのかということがございます。これはあくまでも今の徴収体制になってからはケーブルテレビ等で周知をされておりますが、その前に十分周知をされてなかったということが指摘をされております。

1点目に、事務経費削減としているが、従来の集合税徴収方式が住民にとっては非常に利便性が高かったということを述べられる皆さんがかなりいらっしゃいます。年金所帯は年金支給日に納付するのが都合がよく、高齢化率が年々高くなる現実が明白であるのに、高齢者を思いやる気持ちがないのではないかと指摘があります。そして、行政が上から目線の自治のあり方に怒りを覚えると、こういう指摘を私が恣意的に述べておるのではないのです。ここの議員さんもほかにもそういう電話はあっておると思います。

ただ、私たちはそんな中で議決をしたということは、まぎれもない事実ですので、こうした皆さん方の税の徴収方法に対する不信感があるということだけを申し述べて、今後、この納税率の上下に関し是正することがあれば、十分に今後検討をすべきではないかということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次の2点目の質問は、ロシアのウクライナ侵攻から学ぶ諸問題。

何か評論家みたいな見出しをしておりますが、私がここで一番この問題の根源として言いたいのは、権限を権力と化してやるこのパワーバランスに対して片方は何もしない。一方的に現状変更するこうしたロシアの在り方を、こうした実体にあってはならないなということが、まず第一であります。

そして、同僚議員の皆さんからもありました。燃料価格が高騰する、食物が高騰する。そうしたことが現実にあると、もう既にこれは、私はずっと前から警鐘を発しておりました。2050年には世界の人口が90億人になると言われております。そしてかつ御存じのごとく温暖化が急速

に加速をし、そしてそうした中、穀物の奪い合いにあう。奪い合い戦争が地域紛争が起こる。これは十分想定されたことであります。今現在もそうでしょう。

まだ穀物が入るからいいようなものの、アフリカ諸国に穀物が入らなくて飢餓戦場、餓死戦場の多くの住民がいるということです。これを日本に当てはめてください。日本の場合、昭和40年にはカロリーベースで73%自給率があったんですよ。現在、37%ですよ。

なぜこうしたのか。これは政治家が悪いからですよ。はっきり言いますよ。政治献金をもらって農業団体は後回しにして、自動車労連、鉄鋼労連とかそうした自由貿易の中で優位にするからこういうふうになっておる。転作はどんどんさせる。そして農地は荒れ果てさせる。そして今になったら自給率を高めないかと、そんなに簡単にできっこないじゃないですか。

なってない、今の政治家は本当にあれですよ、私言いたいけども。皆さん「3だけ主義」って知っている方は手を挙げてください。3だけ主義。いらっしやいませんね。今だけですね、耳ざわりのいいことを言うんですよ。そして金だけ補助金もらえれば何すればすぐいいことを聞くと。自分だけ良ければと、これを今「3だけ主義」とよく言われます。

私も言われますよ。「音嶋、お前は議員で3だけ主義じゃないかと。今だけ良ければよかと思うぢらんかと。」そうした無責任な体質が非常にはびこっておる。今だけ、自分たちだけ良ければ後はどうなってもいい。とにかく金さえもらえれば何でも言うことを聞くぞと。補助金さえもらえれば異議なし。金以外の価値観を何も感じない。自分さえ出世すれば自分の利害以外のことは何も考えない。

こうした昔はこんな政治家はいませんでしたよ。今は本当に多いこういうのが。力で全てねじ伏せる。そうした世の中になってしまった実に情けない。そう思いませんか。世界はファミリーでした。壱岐はファミリーですよ。皆さんが壱岐はファミリーという感覚をもってすれば本当にいい社会ができます。対立の構想も何も起きない。そうしたことを私はこのウクライナの侵攻において、侵攻というのはロシアが侵攻したんですよ、一方的に。パワーバランスなんです。力でねじ伏せる。かわいそうなもんですよ。ウクライナの中だけで戦争が起こっているんですよ。今から現実にはこれは起こりますよ。想定できます、起こりますとは断定したら非常に申し訳ございませんが、想定し得る食物戦争です。

中村哲さんが言われているでしょう。アフガニスタンでマルワリード用水路を作って、そしてクナール川から水を引いて緑の大地に引いたじゃないですか。食の大切さを本当に皆さん方に僕はこの場で言いたいのは、食こそが人間の生存なんですよ。ですから、私は壱岐の皆さん方に、職員の皆さん方はもう改めて認識しておられますからとやかくは申しませんが、今の若い中学生、小学生、高校生の皆さん方に壱岐はそれだけの肥沃な土地があって汗さえかければ安定した生活を送れるんです。

私はいつもある先生から教わりますが、「大きな努力で小さな成果を求めなさい。」今の世の中は、小さな努力で大きな成果を求めようとするからいびつな社会になってしまうんです。

だから、私はここであえて申し上げたい。壱岐市農協が今回、第9次営農振興計画を策定し、100億円を10年後に目指すと、こうした計画を作ることに僕は高く評価をしたい。計画も立てないで、補助金ばかりもらおうとすることはまかりならないと、ちゃんと年次計画を立ててやるべきですよ。

まだ、総代会は終わっていませんから議決するかは分かりませんが、私はこうした取り組みには大いに評価をする。なぜかと言いましたら、今からここにワールドとあります。今からのAIとロトの時代はどんどんよほどエリート階級かホワイトカラーはもう今から淘汰されます。グリーンカラーはこれはどうにかできるでしょう。ですから私たちの働く環境がどんどん、どんどん狭まってしまおうと思います。

ですから、私は今からの若い人たちがこの壱岐に残ってしっかり産業を興せるんです。ですから、市長にも今回の通告で申し上げておりますが、壱岐市はどこに軸足を置くのかと。私は通告をしております。

市長は、並々ならぬ決意で一次産業の振興なくして壱岐の発展はあり得ないと常々言われます。私も全くそう思います。やはり、それには先ほど清水議員からも言われましたが、やはりマンパワー、後継者が何よりで要ります。そうしたことに對して軸足をしっかり固めて私はそこに資金を投下すべきであるというふうに思います。それが波及して、全て観光から全ての分野に私は波及する最大の壱岐市の経済の在り方ではないかと、自分ながらに考えております。

ですから、私はUIターンも必要ですけど、今ここにいる壱岐生まれの壱岐育ちの皆さん方がここに残って、今後、壱岐市の経済を支えれると、起業家になってしっかり生計を立てれるんだよということを自覚してもらいたい。できるんですよ。ただ、汗はかかなくちゃいけない。農地が限定的であれば施設園芸をやるんです。施設園芸をやればそれだけの所得は上がります。ですから、そうした取組にスイッチをしてもらいたい。

そして、飛び飛びになりますが、自給率のアップこそが全ての源泉ですよ。畜産もそうでしょう。粗飼料をうんと作り出さなければ、今から早々牛の肉の価格も上がるとは私は言えないと思うとる。世界全体が低成長になってそんなに上がりっこない。そうなればコストを下げなければいけない。そのために行政は何をするか、荒廢地をどんどん開墾していくべきじゃないですか。そうした面に市として開発を進めていく、これも一つの手段ではなかろうかと思います。

私もすぐ興奮しまして、通告した内容を忘れることがあります。本当に自給率の向上こそ必要なんです。今、お金さえ出せば皆さん方はものは全部入るぐらい思っております。今、フードマイレージを御存じですか。例えばノルウェーからサーモンをあれするとします。サーモンのキ

口数、重さ掛けキロ数、これを掛けたのがトンキロになるわけですね。これで今90億トンです、日本は。韓国が2番目です。3倍ですよ。3倍輸入しているんです。これがもしストップされたらどうなりますか。餓死ですよ。第二次世界大戦がそうだったでしょう。東南アジアから石油なんかを全部止められて、とうとう戦争に突入しなければいけないハル・ノートを突き付けられて、そういう現実が起こり得るんです。

ですから、壱岐市はこれだけの肥沃の土地があるし、自給自足できるんだから、ぜひともそうした取組をもっともっと加速してもらいたいなと思っております。

そしてもう一点、マルチワーカー制度について谷口農林水産部長から見解が示されましたが、8月の10日に壱岐市農業支援共同組合の設立がなされております。そして3年10月21日に認定をされ、令和3年の11月1日に供用開始をいたしております。現在、2名の方が就農をされておるやに聞いております。

これを行政としてどういうふうの後押しをするのか、なかなかやはりマンパワーを確保する人材を確保することは非常に難しいなと思っています。難しいないでは困りますから我々も知恵を出し合って、どうにか達成しなければ、この事業も円滑に推進しないのではないのかと思います。

私は、壱岐市の潜在力を生かした地域振興こそが壱岐のゆるぎないSDGsにつながるというふうに思っております。いろんな市長は施策を進めておられますが、あまり器用貧乏にならんごとせないかなと思いとです。何か軸足を置いてもらいたいと、何か。ただそれだけです。

取り留めのないことを言いましたが、今までの壱岐市の農協の取組に対する支援体制をどのようにするのか、そして市長に関しては、壱岐市の振興のために軸足をどこに置いて、もっともどこに置いて振興しようとなさっておるのか。壱岐市産業の核となる農業・漁業の6次産業化を強力に推進することにより、観光振興も市内経済もクラスターの的に波及を図れると確信をします。これこそが壱岐市の潜在力を生かしたSDGsではないかというふうに考えております。

あっち飛び、こっち飛びしましたが、もう言わんとすることは、私は壱岐市の潜在力を生かして、そして、今、中学・高校生の諸君たちが後をきっちとつなげるような、そうした施策を講じてもらえないかということでもあります。ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、今までの質問事項がありましたから、答弁を順次お願いいたします。谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） 必要なところだけでよかですよ。

○議長（豊坂 敏文君） 5分以内ぐらいでいいですから。

○農林水産部長（谷口 実君） 10番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

事前の通告に従って答弁をさせていただきたいと思っております。

1 番目のマルチワーカー制度への行政としての支援対策についての見解ということでございます。

マルチワーカー制度は国が推進します特定地域づくり事業協同組合制度により、壱岐市におきましては農業に特化した労働者派遣事業としまして、令和3年8月10日に壱岐市農業支援事業協同組合が設立され、同年10月21日に県の事業認定がなされ同年11月1日から事業が開始されたところでございます。

昨年度に働き手となるマルチワーカーの募集がなされたところですが、本年度の4月及び5月にかけて2名が採用となっており、現在、事業協同組合の組合員である畜産及びイチゴ農家へ派遣され、農業に従事されているところでございます。なお、事業協同組合で雇用を計画されているマルチワーカーは3名であり、現在も随時募集をされております。

このマルチワーカーにつきましては、農業の多様な担い手の一翼と捉えており、しっかりと定着させていくことが肝要であると考えております。壱岐市としましては国と連携した財政面での支援に加え、事業協同組合及び県振興局との定期的な連絡会議を通じて事業運営を側面的に支援するとともに、中長期的な視野で農業の担い手の確保を図っていきたいと考えております。

次の、2番目の御質問の遊休農地の活用には、行政の支援が不可欠とのことでございます。

遊休農地の解消には、耕作放棄地をなくす必要があります。本市では農業者が話し合いに基づき地域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や中心経営体への農地の集約化に関する将来方針、人・農地プランの作成が令和3年度に全地域完了しておりますので、その方針に基づいて担い手への集約を農業委員会や農地中間管理機構を通じて進めてまいります。また、今後、国の事業を活用により、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の質問の団地化を加速すべきではないかについてでございます。

J A壱岐市の第9次営農振興計画の取組として、畜産及び園芸部門の生産基盤の拡大に向けて畜産団地、園芸団地の整備が計画されております。現在、その候補地を公募されているところであります。営農振興計画の目標達成のため、関係機関で連携して取り組んでまいります。議員がおっしゃる団地化について活用できる特区があれば研究してまいりたいと考えておりますが、議員から何か御提案いただければ幸いと考えております。

4番目のハウス栽培による有機栽培への段階的移行の技術的指導体制整備に関する行政としての見解でございます。

今日、有機栽培に対する消費者のニーズは高まっており、国の承認を取得されハウス栽培による有機栽培に取り組み、高収益を収められている農家も一部ではおられますが、全体的にはま

だ少なく、安定して生産できる現在確立された技術によりハウス栽培をされている状況でございます。

技術面においては、JA壱岐市営農指導員や振興局普及員による栽培指導が行われており、市においては各種補助事業を活用した支援や、フォローアップ等を実施しております。生産資材の高騰等により農家所得の維持向上が厳しくなっており、有機栽培も含め、あらゆる栽培方法を関係機関一体となって研究・推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 10番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

私からは、どこに軸足を置いて地域振興策を講じているのかという御質問でございます。

私は、軸足というのは物事を行う上で最も力を入れている部分と捉えております。そういった意味からいたしまして、私は壱岐市総合計画に私の軸足は農業に限らず、全ての産業において壱岐市総合計画に沿ってというよりも、総合計画の実現に向かって邁進しているということでございます。

この総合計画は議会基本条例第13条によりまして議決事項でございます。第1次振興計画については、平成17年から平成26年までの10年間、第2次振興総合計画は平成27年から令和元年、そして現在の第3次壱岐市総合計画は、令和2年から令和6年までというような計画で令和元年12月会議において議決を頂いております。したがって、農業に関する軸足と申し上げれば、その第3次壱岐市総合計画のページ34に掲げておる5項目が農業施策における私の軸足であると申し上げておきたいと思っております。

次に、6次産業が大事じゃないかということでございます。

もう当然でございますが、農業・漁業につきましては、先ほど植村議員からは農商工連携が大事だということも御指摘がございました。もちろんそれも大事でございますし、議員御指摘の6次産業を強力に推進することについても非常に大事でございます。

6次産業化とは、地域資源を有効に活用し、一次産業従事者いわゆる農漁業者が原料を供給者としてだけでなく、自ら連携して二次産業の加工と三次産業の流通販売までを取り組み、経営の多角化を進めることで農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことであります。

農業・漁業は本市の産業の要であり、壱岐市にある他の地域に誇るべきひと・ものといった社会資本を存分に生かし、そこから波及する6次産業化は市内外の交流人口の拡大に寄与するとともに持続可能な農漁業へ発展させるものと考えております。これまでも力を入れてまいりました

けれども、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、市内には地元産大豆を使った納豆あるいは柚子、オリーブ等、個人・法人・団体等40事業者がこの6次産業に取り組んでいると把握をいたしております。私は、今後、それぞれの作物で6次産業化を図られておりますけれども、ウクライナ情勢でそれこそ小麦等々が非常に高騰する。

私はそういった中でいろんな産物で6次産業も大事でございますけれども、私はこの際、ぜひ米を使った6次産業、これ今、壱岐では米を使った島うどんとかあるいはパン等々も開発されておるようでございますけれども、それぞれの作物の6次産業はそこに携わっている人しかなかいかアイディアは出ませんけれども、この米については、私は壱岐の島の全ての農業の方々が知恵を出し合えるのではないかと。そして米というのはもう本当に日本中あるわけでございますけれども、特に壱岐は米の産地でございます。今から私はぜひこの米を使った6次産業を提案していきたいなと思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私は興奮してとり飛ばしたことは全部、谷口部長がフォローをしていただきました。ありがとうございました。

私は一番肝心なことを言い忘れておりました。私は有機農業を壱岐市に指導者をつけて今のうちにしなさいと僕は言いたいんです。経営面積が少なくても、施設園芸であればそれだけの100億は達成できます。今のままのやり方であったら10年後に100億は厳しい。施設園芸で、いわゆる有機栽培をする。学校給食でも有機の食物を採用するとなれば、もう千葉県のいすみ市なんかは今、学校給食に採用しています。そうなればもうそれこそ若い夫婦が来ます。こんな安全な食材で子供を育てられるのかと。ダイナミックな展開をせないかんです。農薬漬けしたけんちつまらん。もう今からそういう時代でしょう。安全安心な食材を提供する。

なかなか組合長も頭を上げてくれんとですね。川崎組合長に有機の指導員を置いてくれんかというんです。そしたら肥料が売れんぐらいに思っとるとです。組合長さんが。使える肥料はあるんですよ、有機の。ぜひとも行政側も声をかけていただけませんか、市長。それも一つの方法じゃないかと。声をかけるとですよ。かけていただけないかという。

必ず普通の作物の50%まではいきませんが、3割はゆうに高く売れます。今度のメロンの出荷がありました。アムスメロンの、30%ぐらい高いです、有機メロンは。私も買いましたけど。ですから経営規模が小さくてもそれだけの反収は上がる。壱岐の農家の皆さん方は本当に努力家ですから。ほんとう努力家ですよ、農家の皆さんは。そういう面でどんどん進めてもらいたい。

もう優秀な農林水産部長が今いらっしゃいますから、ねえ、谷口さん。どんどんやっぱり農協と一心同体になって振興に努めてください。それが壱岐の所得向上につながります。そしたら観光も増えます。店屋も潤います。私はせからしかごたるですばってん、ずっとそうなんです。

この議会の議員になってからずっと僕は農業問題と漁業問題が核となって壱岐は振興を図るべく。分かりません。AIとかロトとか分かりません。汗を流したとが報われる。壱岐の良さはそこにあると思います。

どうか今後とも、市長もあと4期目の任期は1年半ぐらいあられますので、どうか一次産業の振興、壱岐の核として予算をふんだんにつけてもらいたいと思うとです。あれもこれもついで、あれかこれかで予算をつけていただきたいとそのことをお願いし、私の取り留めないような一般質問をいたしました。とにかく若い人間が残り、この島でゆっくり生計が立てれるんだと。

今から本当に都市とエンジニアか、それじゃなかったら肉体労働者、これは言い方が悪いですね、そうした格差のものすごく多い時代が私は第5ソサエティーの時代には来るなという懸念を持っております。どうか今後とも一次産業の振興のために、より良い農協さんあたりと含めて漁協さんあたりと含めて取り組んでいただきたきますようお願いをし、一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日6月16日木曜日、午前10時から開きます。なお、4名の議員が登壇予定となっています。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時27分散会

議事日程 (第4号)

令和4年6月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 2番 樋口伊久磨 議員
13番 中田 恭一 議員
4番 山口 欽秀 議員
3番 武原由里子 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 12番 鶴瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君 |
| 15番 土谷 勇二君 | 16番 豊坂 敏文君 |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、2番、樋口伊久磨議員の登壇をお願いします。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 樋口伊久磨君） おはようございます。6月会議一般質問2日目のトップバッターとなりました。若い頃に野球はしておりましたが、打順は決まって8番でした。トップバッターをすることが初めてですので非常に緊張しておりますが、頑張りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、2番、樋口伊久磨が通告に従いまして一般質問を行います。

今回の私の質問は、壱岐市が所有する土地の有効活用についてとイオン芝生広場の整備についての2点です。

最初に、壱岐市が所有する土地の有効活用についてお聞きをいたします。

現在、壱岐市が所有する土地、建物等の未利用財産を有効活用するため、積極的に広報をする必要を感じております。市民に向けてや全国的にもあらゆる媒体を使い、周知を行うべきと考えます。

そこで以下の質問をいたします。

まず1番目に、市のホームページへ財産を公開し、企業誘致を進める考えはございませんか。

次に、2番目、未利用市有地の利活用アンケートの募集のお考えはありませんか。

3番目、市有地を積極的に周知するため、担当職員の配置をするお考えはありませんか。

4番目が、施設の整備を行い、スポーツ合宿誘致のお考えはありませんか。

以上の4点です。執行部の御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口伊久磨議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。2番、樋口議員の御質問の中で、1番目の市のホームページで公開し、企業誘致を進めるお考えはという分と、4番目の施設整備を行い、スポーツ合宿誘致をとの御質問に対しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1つ目の市のホームページで市有財産等を公開し、企業誘致を進めるお考えはとの御質問にお答えをいたします。

企業誘致につきましては、これまでレオパレス21のコールセンターをはじめ、株式会社マツオの壱岐工場など、ありがたいことに本市に事業所を構え、多くの雇用を創出していただいております。現在もコロナ禍で大変厳しい状況ではございますが、本市より積極的に企業誘致を行っている最中でございます。

また、これまでの企業誘致の案件については、県の企業誘致に係る補助制度や立地協定の締結などもあることから、長崎県産業振興財団を通しての相談でございました。現状として、企業の意向等に合う物件等につきましては、民間施設を含め、企業立地促進事業などの補助制度と合わせて、ただいま申し上げました長崎県産業振興財団等と連携を図りながら、逐次、企業様へ御提案をしているところでございます。

現在の企業誘致や雇用機会拡充事業において、新たに事業所などを構える場合の主流になっているのがテレワーク施設でございまして、今般、新しいテレワークの施設が3施設オープンしたところでございます。

また、民間施設においては、空き家となった古民家を整備して、そこに事業所を構える企業様もございます。

このように、現状では、大きなスペースではなくテレワーク的な比較的小さなスペースでも事業展開ができる企業の誘致が主流になってくるものと考えておりますが、一方では、旧芦辺中学校施設など大きな面積を必要とする企業もあるかもしれません。

いずれにいたしましても、その大小に関わらず、企業進出を検討されている企業に対しては、市長によるトップセールスを行うなど、誠心誠意の対応に心がけ、企業のニーズにできるだけ応

えられるように努めております。

議員御提案の未利用財産の有効活用のため、ホームページで公開し、企業誘致を進めるお考えにはつきましては、ただいま申し上げました企業進出を検討している企業のニーズは様々でございまして、それに合う施設等は限られてくると思います。企業誘致の観点から、使用可能な市有施設等について周知を図ることは有効な手段の1つでございますので、今後、改めてホームページにおいて企業誘致に係る本市の補助制度や長崎県の補助制度などについて周知を行うとともに、使用可能な市有施設につきましては、併せて掲載をしたいと考えております。

次に、4番目の御質問の施設整備を行い、スポーツ合宿誘致をとの御質問にお答えをいたします。

市内にございます体育館、グラウンドなどのスポーツ施設につきましては、壱岐市体育施設条例第1条の設置目的のとおり、市民皆様の体育の普及及びその推進を図るために設置をされ、市民皆様に御利用いただくことを目的といたしております。

しかしながら、地域経済を活性化させるためには、交流人口の拡大も非常に重要であることから、スポーツ施設を活用した合宿誘致に取り組んでおります。

まず、実業団の合宿誘致におきましては、現状の施設環境で合宿実施可能な競技種目をターゲットとし、壱岐の恵まれた自然や食材などの環境もプラス材料とし、長崎県スポーツコミッション、壱岐市観光連盟、市内観光関係事業者及びスポーツ団体の皆様と連携をし、誘致に取り組んでおりますが、合宿誘致に伴うスポーツ施設などの現地視察や競技の中において、合宿時に必要となる備品については、市民皆様の利用の観点も考慮の上、これまで整備を行ってまいりました。

なお、これまでの実業団の誘致実績の主な競技種目は、陸上の長距離、そして、バスケットボールでございます。具体的に申し上げますと、陸上競技では、十八銀行女子陸上部、本年箱根駅伝に出場された駿河台大学男子駅伝部など、また、女子プロバスケットボールでは、三菱電機コアラーズ、そして、昨日までENEOSサンフラワーズの皆様都合をいただき、現状の施設環境の下での合宿に御満足をいただいております。次年度以降の合宿候補地として前向きに御検討をいただいております。

なお、このバスケットボールの合宿におきましては、市内の小中高生を対象としたバスケットボールの指導なども行っていただき、プロのプレーを間近に、そして、指導を受けることができ、大変貴重な経験となったところでございます。

一方、学生及び一般の合宿につきましては、スポーツ合宿誘致に対する本市独自の助成制度でございます。島外スポーツ団体誘致事業補助金及び壱岐市スポーツ大会等開催助成事業補助金を活用し、壱岐市観光連盟、市内スポーツ団体及び観光関係事業者の皆様とともに、情報発信及び誘致に取り組んでおります。

議員お話の施設整備によって満足度向上や誘致できる競技種目が増え、実業団に限らず、一般団体の合宿が増えることも期待できますが、新たに施設整備を行うのではなく、現状の施設環境の中で、特に実業団合宿においては、合宿時のサポート体制の充実、これについては、本市職員、また、壱岐市観光連盟職員が全面的にサポートをさせていただき、また、宿泊施設をはじめ、関係者においては誠心誠意の対応に心がけていただいております。また、市長、副市長にも挨拶を行っていただくなど、市を挙げての取組を推進しているところでございます。

本市においては、施設や設備はある程度整っていると認識をしており、誘致においては、ただいま申し上げました誠心誠意の対応により、信頼関係を築くことが重要でございまして、今後も引き続き積極的な誘致に努めてまいります。

なお、合宿誘致の際に、現在のスポーツ施設に付加することによって合宿実現となる場合などにつきましては、その要望などを踏まえ、関係部署とも、協議、検討を行い、可能なものについては対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。2番、樋口議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは、②の未利用市有地の利活用検討アンケート募集の計画はあるのか、そして、③の市有地を積極的に周知するための担当職員の配置についての2点についてお答えさせていただきます。

壱岐市の市有地は、行政目的のない普通財産が約1,100筆で、約2.2平方キロメートルございます。普通財産には行政財産は含まれておりませんので、未利用市有地はさらに多くなると考えております。

これまでの未利用地の利活用の取組といたしましては、市有財産売却の公募を毎年実施しております。物件によっては、購入希望者がなく売れ残ってしまう場合もございますが、定期的な売却に努めております。本年度も去る5月26日の各自治公民館への回覧及びホームページにおきまして、市有財産売却のお知らせをいたしております。今月末までの受付となっております。

今後の取組といたしましては、これまでの売れ残り物件に加えて、新たに行政財産、普通財産の区別なく払下げや貸付け、施設用地として利活用できる未利用市有地の全庁的な洗い出し調査を実施しようと考えております。また、昨年12月に策定をいたしました壱岐市財政基盤確立計画におきましても、未利用財産の有効活用に努めていくこととし、利活用方針の明確化と積極的な市民への公表を掲げているところでございます。

今後、未利用市有地の把握調査が完了次第、ホームページなどを活用した未利用市有地の公表や意見募集などを未利用市有地の利活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公有財産に関する業務につきましては、総務部管財課が所管をしております、普通財産の取得、処分及び管理に関する業務等に従事しております。市が所有しております未利用財産につきましては、原則、売却の方針とし、有効活用の推進を図っております。そのため、議員御指摘のとおり、広報誌や市のホームページ等、あらゆる媒体を用いて市民皆様へ周知を行うことは重要であると考えておりますが、職員配置につきましては、財政基盤確立を図るため、第4次定員適正化計画に基づく削減計画を前倒しで取り組んでいるところでございまして、現在、配置しております職員での対応に努めてまいりたいと考えております。

今後も人材育成を図りながら、職員の適正な配置に努めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 企画振興部と総務部の御答弁をいただきました。

私も質問をしてからいろいろな調査をさせていただきまして、ほかの自治体では、結構、有効活用に向けて情報を公開している例がたくさんございました。

そして、1つの例を見つけた、御紹介をさせていただきますが、東京に本社を置く人材派遣会社が兵庫県淡路島に本社機能の一部を移転したということで、非常に話題になっておりました。昨今の新型コロナウイルスの影響で、世の中はテレワークが急速に増えておまして、この会社は2020年の9月に東京から淡路島への本社機能の移転を発表し、1か月後から移転が始まり、昨年12月、2021年の12月時点で東京で働く1,800人の社員のうち、約350人が淡路島に移住したということでありまして。東京では通勤で1時間も満員電車に乗ってという話はざらにある話だそうで、ま、こと壱岐におきましては、車の移動で15分から20分で移動ができるということと、家族と過ごす時間を増やしたいとか、健康のことを考えてとか、自然と触れ合う生活がしたいという人はかなり多いのではないかと思います。雇う側の会社も、自然と人との共生や社員の健康な体作りを社訓に掲げるということもあろうかと思います。

幸い壱岐市は、2時間圏内に福岡県があり、淡路島と同様の条件を売りにセールスができるのではないかと考えております。また、閉校になった校舎を使って地域交流の場を創出したりするのも考え方の1つだと思います。そのためには、税の優遇等も必要になってくると思いますし、一過性のものではない未来へと続く企業の誘致をお願いしたいと思います。

先ほど中上部長も言われましたが、レオパレスさんとマツオさんの企業誘致の例もありますし、できれば通販会社のコールセンター何かが壱岐市に進出してくれたらという、かすかな願いもご

ざいます。

先ほどの御答弁で、市のホームページで市有地を公開するという答弁をいただきましたので、この辺に関しては安心をしましたが、スポーツ合宿に関しては、私も大学の駅伝部とか、女子プロバスケットボールチームが合宿をしているということを聞きまして、非常にうれしく思いましたし、今後も続けての勧誘をしていただきたいと思いますと思っております。

それと、これもニュースで見つけた記事ですが、今年の5月に雲仙市で3日間で延べ1,000人が宿泊する大学バスケットボールの春季リーグ戦が開催したということでありました。雲仙、小浜の温泉街に宿泊し、観光も楽しむスポーツリズムを推進されたという話もございます。壱岐市にも温泉がございますので、その辺も含めた合宿誘致に努めていただければと思います。

先ほど陸上部とバスケットの勧誘もこれからということでありましたが、もう少し何か発展した合宿誘致のお話があればお聞かせを願えないでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 樋口議員の再質問の今後の合宿の予定等についての御質問にお答えをいたします。

本年度につきましては、現在のところ、計画でございますが、先ほど申し上げましたプロバスケットボールチームの2チームをはじめ、令和4年度につきましては、5チームを今のところ計画を予定をいたしております。そのうち、6月までに2チーム、先ほど申し上げましたバスケットボールの2チームを既に合宿を行っていただいているというようなところでございます。

また、今後につきましても、今回のプロバスケットボールチームでの合宿の方々といろいろとお話する機会もございまして、例えばバスケットボールについては、現在のところ、大人数ではなくて少ない人数での試合というのも可能だというようなこともございまして、そういったお話もございまして、それに当たっては、壱岐での施設での試合の開催というものも可能ではなかろうかというようなお話もいただきましたので、そういったところを含めまして、今後、この合宿の誘致等々を含めて推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 壱岐市の特性を生かして、合宿誘致を進めていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、イオン横芝生広場の整備についてです。

1番目に、利用者がさらに使いやすいよう、広場の整備を進めるお考えはありませんか。

そして、2番目に、イオン横芝生広場のネーミングライツを募集されてはいかがかと思えます。

執行部の御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） おはようございます。2番、樋口議員の御質問にお答えいたします。

イオン横芝生広場の整備についての御質問でございます。

まず、芝生広場整備の経緯と利用状況につきまして御説明をいたします。

現在の芝生広場は、昭和60年度から62年度に、旧芦辺町において国の漁業集落環境整備事業を活用し造成され、その後、造成地利用促進検討委員会を設置し、当該造成地の利用方法等について検討がなされ、平成19年4月に市の財政状況とも勘案し、将来的な施設の維持管理に多額の費用を要せず、かつ多くの人々が手軽に使用できる施設として、芝生を主としたサッカー練習等にも利用可能な広場の建設とする答申が提出をされております。

それを受けまして、平成21年度に市単独事業により一部芝生化を実施し、平成22年度には、壱岐市と壱岐商業開発株式会社、それから、瀬戸浦々会の三者による芦辺漁港漁村再開発施設用地芝生化実施・管理協定を締結することができ、壱岐商業開発株式会社により芝生化の施工を実施いただき、平成23年度には完了し、平成24年度から使用開始しており、これまで、芝生管理等の維持管理についても、壱岐商業開発株式会社で行っていただいております。

現在の芝生広場の利用状況につきましては、令和3年度では少年サッカー、グラウンドゴルフ等に年間243日利用されており、ほかにもウォーキング等にも利用されており、広く市民が利用されている広場であると認識いたしております。

それでは、御質問の今後の広場整備の考え方とネーミングライツ募集の考え方についてお答えをいたします。

今回の質問内容につきましては、平成28年12月会議一般質問において、小金丸議員より同様の質問が出され、その後、壱岐商業開発株式会社と協議を行った結果を議会へ報告した内容と重複しますので、その点御了承いただきたいと思います。

今後の広場整備の考え方については、現在、芝生の管理を機械により行われており、固定式の屋根やベンチ等を設置すると管理上支障があるとのことで、固定式の屋根やベンチ等の設置は現段階では考えておりません。しかしながら、今後、施設整備等の要望が提出された場合には、壱岐商業開発株式会社等と協議を行い、総合的に検討したいと考えております。

また、可搬式のベンチ等の設置につきましては、現在、利用者がそれぞれ持参されている状況で、問題ないと認識しており、併せて、管理上または防犯上の問題がありますので、管理者及び利用者等の御意見をお聞きし、検討したいと考えております。

現在、芝生広場については、子供さんから御高齢の方々まで、少年サッカーやグラウンドゴルフなど年齢を問わず多目的に利用されており、理想的な利用をいただいているものと考えております。

今後も整備及び管理等、ほとんどの費用負担をしていただいている壱岐商業開発株式会社と協議しながら、よりよい施設にしていきたいと考えております。

次に、ネーミングライツ募集の考え方については、壱岐商業開発株式会社の御意見を伺った結果、公募により他者の名称をつけるのは支障があり、現在、イオン横芝生広場として定着しており、このままの名称でお願いしたいとの意向でありました。市としましては、この意向を尊重するとともに、維持管理経費のネーミングライツ募集による財源確保については、現段階では考えておりません。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 芝生広場の整備に関しては、私も平成28年12月の一般質問で小金丸議員が質問をされていたのは承知をしておりましたが、それから5年半も経過をしておりますし、状況の変化や利用者の人数等も変わりつつあるのではないかと思います、聞き取りもいたしました。

ベンチと屋根等は先ほどの御答弁を理解いたしますが、少年サッカーで使っている方から防球ネットが少し低いというお声がありまして、今の高さじゃ小学生ぐらいまでしかできない。あのネットがもう少し高くなると、もうちょっと利用者の年齢が上まで上がるということでした。サッカーをやっている方、道にボールが出るのが一番危惧してありまして、ネットがもう少し高くなれば、もうちょっと幅の広い利用者も利用できるということでしたので、もしその辺、防球ネットの高さの延長ということが可能であれば改修のお考えもお願いしたいと思います。

そして、ネーミングライツに関しても分かりました。現在、壱岐市でネーミングライツを使用されておるのが、壱岐文化ホールを壱岐の蔵酒造さんが壱岐の島ホールということで獲得されて、利用されております。個人的には、イオン横芝生広場もいいかとは思いますが、もし、元気な企業がおられてネーミングライツを使用したいということがあれば、前回は大谷公園ソフトボール専用球場とか、石田スポーツセンターも同様に募集をされたが、立候補がなかったということを知っております。

ネーミングライツは財源確保の制度では非常にいいことだと思いますし、先ほども壱岐島内には、最近、テレワーク施設が3か所開設されまして、ウィズコロナの経済回復に伴う企業の社会貢献精神に期待をしておりますので、できればその辺ももう一度お考えいただければと思います。

もう1回、芝生広場に戻りますが、部長が言われましたように、年間250日ぐらい、延べで7,000人ぐらいのサッカーとグラウンドゴルフ、そして、散歩をされる方もおられますし、昨年からはあそこにヒツジが8頭とヤギが2頭、放牧をされておまして、それを見に来られる親子連れの姿もよくお見かけをいたします。常設のベンチ等が難しいのは重々承知をいたしますが、できれば、まずはベンチからということも思いますので、どうかその辺も、もう1回、御検討をいただければと思います。

長引くコロナ禍の影響で、3年前の日常が今日では非日常となりつつあります。大勢で食事をしたり、飲みに行ったり、はしご酒をしたり、渡航往来が自由にできるようになり、人目をはばからずに旅行したり、結婚式なんかも最近できておりませんが、普通にできていた時代に戻ることを願ひまして、本日の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、樋口議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、13番、中田恭一議員の登壇をお願いします。

〔中田 恭一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 中田 恭一君） 改めまして、おはようございます。休憩なしでやれということ は早く終われというようなことでございますので、ちゃちゃちゃっとやって終わりたいと思ひますが、久しぶりに一般質問に参加をさせていただきます。

1次産業、特に農業の現状について、質問なり、私の思うことを言いたいなと思っておりますが、昨日、結構、私の下書きした分は全部言われてしまいまして、市長の農業を守っていくという強い意志も聞けましたので、これから、ちょっと農家の愚痴になるかと思ひますが、勘弁して聞いていただきたいと思ひます。

農業の現状を話す前に、きのう、一般質問の休憩時間にちょっと外で一服しておりましたら、今まで漁師で頑張ってきた同級生が急に止まって、「おい、恭一、おれはもう船は降りたぞ。船も売ったぞ。辞めたぞ」ということを聞きました。ちょっとショックな面がありまして、この同級生、市長も十分御存じと思ひます。マグロ研究会やなんやで頑張ってきた人でしたが、もうやれんということで、見切って、船も売ったということで、非常に一生懸命、第1次産業で一線で頑張ってくれている同級生がおらんごとなると、非常にさみしい思ひで、胸の痛む思ひがしましたが、それが今の現状なんです。

まず1点目、水田活用直接支払交付金、簡単に、分かりやすく言えば転作金です。この改正が行われまして、5年に一度、水田に水を張らんと転作金はくれんぞという話が急遽出てきました。文書的には早めにできったそうですが、急遽、農業新聞などで報道されたら、すぐ、5年に一

度、水張りをしなさいということで、大変農家の人、慌てております。多分、まだ内容もちょうこ変更があって、今回、WCSもオーケーになったんですよとかいう話も出ております。ぜひ、農家の皆さんにも分かりやすいように情報をいただきたいのと、現在、まだまだ今からちょこちょこ変更はあると思いますが、現在分かった段階での大筋の内容が分かればお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 13番、中田議員の御質問にお答えいたします。

農家の現状と課題についての水田活用直接支払交付金、いわゆる転作金の見直しについてでございますが、今回の見直しにつきましては、国は令和4年度予算において、主食用米の中長期的な消費減少を踏まえ、米の需給安定を図るため、水田活用の直接支払交付金について、輸出用米や高収益作物への転換を進めるべく、産地交付金による飼料用米への転作支援の加算措置を原則廃止するといったこと、これについては、飼料用米というのは実を取るところのものでございます。それで、今後5年間に一度も水張りを行わない農地を、令和9年度以降、交付対象水田から除外する等の見直しを実施されることとなっております。

水田活用の直接支払交付金、転作金は、平成29年度より畑地化し、水田機能を喪失するなど、水稲作付が困難な農地は交付対象水田から除外することが明文化されております。

本市の水田活用の現状を申し上げますと、農家1戸当たりの経営面積が0.5から1ヘクタールと零細で、高齢化が進み、兼業率も高いため、集落合意を基本とした集落営農を中心に当該国施策を活用し、農地の荒廃を防いできております。また、農業販売高は畜産部門が7割を占め、水田における飼料作物の作付は、水田面積の約3割を占めております。さらに、本地域内の圃場環境の特徴としては、大型圃場整備地区以外の中山間地域圃場では、集落ごとに比較的小さな農地が点在していることから、効率的に耕起や防除作業、湿害対策を行うために、転作田を固定化しており、水稲や高収益作物のローテーションの実施は極めて困難となっております。

そこで、水田活用の課題といたしましては、今後、中山間地域についても高収益作物への転換を図ろうとしておりますが、畑地化して、高収益作物が定着するまでには相当の年数を要する状況にあると考えております。現状のままでは、先ほど議員もおっしゃったように、飼料用稲、ホールクroppサイレージ、WCS用稲のことでございますけども、それについては、水張りとして認められましたが、5年間に一度も水張りができず、令和9年度以降、交付対象水田から除外となり転作金がなくなれば、将来、耕作放棄地になってしまうことも懸念をされております。

そのため、本市のこれらの実情を考慮いただくために、今回の見直し内容である5年間に一度の水張り要件について、その延長緩和と高収益作物への転換に対して、さらなる支援強化を求め

るために、5月20日付で壱岐地域農業再生協議会、これは私が会長を務めさせていただいておりますけども、その会長名により、長崎県農業再生協議会長、これは県の農林部長でございます、長崎県の農業再生協議会長に対し、要望書の提出を行ったところでございます。

今後も水田活用の直接支払交付金を活用して、高収益作物への転換を推進するとともに、耕作放棄地が出ないように、認定農業者や集落営農組織の育成、そして、担い手への農地の集積など、農業経営基盤の強化を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 大体内容は分かりましたけども、5年に一度の水張りをするとすることは、もう今はできない田が多いんです。言おうと思っていっぱい書いてきたんですけど、言うことがいっぱいありすぎて頭の中がいっぱいでございますが、いわゆる小さい田、小切れ、排水が悪いというところは、とにかく側溝を腹いっぱい上げて、畜産農家のおかげで、今、一生懸命、転作をしている状況でございます。おまけに後継者がいないために、水利組合の水路の補修も自己負担金が払えない状態で水路の補修もできておりませんし、ボーリングの修理もやっていないところが多いんです。これをやるとなると、いろんな金が出てくるんです。5年後には絶対に荒廃地が出てきます。今でも、腹いっぱい出てきているんですから。

大変なことになると思うんですけども、今、部長が言われたように、組合組織、法人にお願いをして、荒廃地ができないようにお願いをしていくところであるということでございますが、生産組合も法人も魔法の組織じゃないんです。作ったからといって田ができるわけじゃないんです。人間がおらんとできんわけです。今、手いっぱいです。中山間、農地・水などを使って、法人、生産組合、地域の保全組合なんかが一生懸命になって荒廃地をなくすようにやっております。これもある程度補助金が出ておりますが、非常に使い勝手の悪い交付金で、全く荒廃地、今、後継者がいないと言ったら非常にさみしいことですが、現状は70、80のおじいちゃん、おばあちゃんが、ビーバーもかついで草切りをしているんです。

幾ら法人を作ったからといって、人間がおらねば管理はできません。ですから、こういう勝手な法案といたら失礼ですけど、国が決めることですから何も言えませんが、当初、転作は米が多いから米を作るなど、金をくれるから米は作らんでくれということで、難しい名前はわかりませんが転作金制度が始まったわけです。そして、今になったら、転作金が大変だから、はいどうぞ、お米を作りなさいと。勝手な話なんです。

米を作っても、売れんとです、安いんです。昔から言っているバナナ、バナナはやっとフィリピンが腰をあげて、少し値段を上げさせてくださいと言いました。卵も最近、農業新聞で見ると

若干上がってくると。長年上がっていないのは米だけなんです。失礼な言い方だけど、農業者はえらかされている。言葉が悪いですけども。一生懸命作っております。お年寄りが作っているのも、もう米は買うたほうが安いんですけど、田を荒さんために、人が作ってくれんからということで、全てを、田ほどこから田植えから稲刈りまで委託してやってある状況です。現状でさえ荒廃地が出てくる状況なのに、これをやられると、ほとんどなんです。とにかく増えてきます。

また、畑地化をしてどうのこうのという話がありますが、基盤整備地区にも荒廃地が少しずつ出てきています。これも一生懸命、土地改良区やさっき言う農地・水で頑張って保全していますが、基盤整備地区を畑地化するのは、多分、難しいと思います。できるんですか。僕、あまり法律なんかは知りませんが。田んぼの真ん中に畑がどんどんできる感じになります。

いろいろ話があっち飛び、こっち飛びしますけども、今、うちの近くの若い人がやっと排水整備をして、手をかけて、麦、大豆、タマネギ、野菜等、うまい具合に回して、どうにか、今、一生懸命やっています。それも一つ転作金のおかげではございますが、これがなくなると、全くやる気も何もなくなります。それこそ、一生懸命、後継者が頑張っておるのに、出鼻をくじかれるようなもんです。

ということで、国が決めたことですから、私たちが吠えても、市に文句を言ってもできる問題じゃないと思うんですけども。是非、今、要望書を上げたと言われましたが、そういう要望をどんどん国や県に上げてください。その要望も、私、委員会で結構うるさく言いまして、それで上げたんだろうと思いますけれども。議会でもお願いして、県、国へ要望するようにしておりますが、県、国は、机の上でしか仕事をせんもんですから、農家に一番近いのは市の職員なんです。現実に、一生懸命、汗を流して働いている農家の姿を見ているのは市の職員なんです。農家が頑張っているのに、こういう変な法律ができるのであれば、ぜひ要望や、県や国に、こうじゃないんだよ、現状はこうなんだよという説明をしてもらわんと、県や国が言うとおりに、はいはい、そうですねと事務だけするとやったら、誰でも仕事をするんです。市の職員だからこそ、県、国に、もっと強く要望してほしいというのが本当に本音でございますし、今の現状、農家の人たちの声です。最近、私も結構田植えで回っておりますけども、今、この話ばかりです。どうかしてくれんか、どうかしてくれんかという話ですけども、俺1人じゃどうもされんとねと言って逃げてくるぐらいのところでございますので、ぜひ、今の農業の現状を知ってほしいし、非常に腹立たしい気分です。

江戸時代です。土農工商、百姓は生かさず殺さず、選挙のときだけ1次産業頑張りますよと、1次産業のために頑張りますよと。そのあとは、何も知らんふりです。ぜひ、県、国に強く要望を続けてほしいと思いますし、その辺、何か回答がありましたら。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 中田議員の御質問でございますが、先ほどマグロ資源を守る会の方が、恐らくあの方だろうと思っておりますけれども、そういう漁業に対して、非常に情熱を燃やしておられた方が廃業なさったと。私も、今、お聞きして、大変ショックでございます。

私は、生来、農家の生まれでございます、五反百姓ならぬ三反百姓でございます、農業で食べていけないという家庭でございました。ですから、農業の苦しさというのは分かっておるつもりではありますし、転作は、恐らく昭和四十五、六年から始まったと思っております。五十年。中田議員おっしゃるように、農地は10年も作らなかつたら、水田に戻りません。それは十分分かります。今、中田議員がおっしゃるように、国の制度ですから、それを幾らやめてくれと言っても、これはなかなか難しい。しかし、難しいけれどもお願いをしていかなきゃいけない、これも事実です。

そこで私は、ひとつ、制度がだめであるならば、その制度にどうかして乗せられないかということ、今、考えているところでございます。と言いますのは、1つの今の私の考えですけども、ウクライナ情勢で小麦が高騰している。私が小さいときは、小麦を作って、それで擦って食べておりました。ですから、私は、少なくとも壱岐では小麦ができるんじゃないかという気がしているんです。ですから、この高収益作物の中に小麦を入れてくれんですかと。例えば、それは冬作でございますけれども、水張りができなければ、小麦を作れば、それを水張りともみすよというような、そういった交渉はできないものか。それだったら、私は大いに交渉の余地があると思っております。そういった知恵を皆さん方からいただいて、私も、金子大臣、7月までいらっしゃいますので、ぜひ、金子大臣にお会いして、今の話もお伝えしたいと思っております次第であります。

私は昨日も申し上げました。壱岐から第1次産業がなくなると壱岐そのものがなくなると、非常に危機感を覚えております。何とか、少しでも可能性があれば、県、国に具申をしていきたいと思っております次第であります。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） ありがとうございます。市長、おっしゃるとおり、幾らここで私が吠えてもどうにもならん事だとは思いますが、無駄と分かっているけれども、どんどん要望していくことが必要だと私は思っておりますし、私も1つ、あとで提案しようかと思っておりましたが、市長が言われる小麦なんか、昔は今言う、はったい粉と言いまして、それも現在でも作ってある方があります。僕の仲間がコンバインで刈って、乾燥機で、最近、乾燥もしてあげました。それも作っております。ですから、市がやるわけにいかんでしょうから、農協とかと手を組んで、小麦を小麦粉にする機械を入れて、それを販売するとか、今、結構、地もん屋でも、若干値は高いですけども壱岐の小麦粉が売っております。私も毎年そばを打ちますので、なるべく地元の小

麦粉を使って打っている状況でございます。

ですから、壱岐で消費する分はある程度壱岐でも、地産地消でございますので、そういう話もして、おまけに米粉もブームに少しずつなっております。そういうのも、余ったといったら失礼ですけど、余裕のある米を米粉にして売るとか、そういう考えもできると思うんです。

おまけに、昨日からも言っておりましたウクライナの情勢で肥料は、昨日、私、農薬が足りなくて、ある店に買いに行ったら、うちはもう上げましたと。肥料が1.5倍から1.6倍ぐらいになっていました。農協が7月いっぱいから上げますと。ちょっと買いためができんかと言ったら、前年同数しか買いためはできませんということで聞きました。油は上がる、牛の飼料は上がる、肥料は上がる、こうなると、とにかく田を作る人がいません。米を作ってももう赤字です。

私が結構たくさん作っていますけど、たくさん作って、一生懸命なんです。トントンなんです。おまけに機械が入らないところ、市長も小麦がいいと、小麦を作ってと言いましたけども、そこにはバインダーぐらいは入っていくでしょうけども、今、飼料をつくってあるところも、なかなか、梱包機、ロールベラが入らないので、手で刈って、トラックで収納してある方もおられるんです。これがなくなると、そういう田が今からどんどん荒れていきます。大きい田はどうか、畜産農家がまだ元気で頑張っている間は牛の飼料も要りますので、ある程度は消費できると思うんですけども、非常に難しい時代が来ております。

燃料、肥料が上がったからというて、フェリーや飛行機は、すぐバンカーサーチャージで値段を上げてきますけども、百姓の米にも、野菜にも、バンカーサーチャージ制度を取ってほしいと思っております。いっちょも上がりません。米も野菜も。

そういうことで、今、一番難しい時期なんです。農業として大変な時期です。それは十分分かってあると思いますけども、農家の人たちのこれが愚痴でございます。腹いっぱい言ってこいということでございますので言いたいと思いますけども。

最近では、残った米で、余った米で、プラスチックのおもちや何やら作っている時代でございますので、どこに米が使われているか分かりません。廃棄する米がたくさんあるんでしょうね。一生懸命農家で作った米をプラスチックの代わりに材料にしてあります。食品ロスにはならないですけども、農家としてはちょっと悔しいところもあると思ってニュース等を聞いておりました。

一番の問題、この状況で、なかなか農業後継者というのは難しいんです。やれと言っても、儲かる農業じゃないと。後継者ができないのは、行政とか全てが悪いわけじゃないんですけども、多分、農家の我々の親時代が悪いんでしょうね。自分の家に帰って晩酌をしながら、こえん儲からん百姓があるもんか、難儀ばかりたいち子供の前で言うと、子供は嫌でも後継者になれません。いいね、百姓は休みがあっち、わがよかとき休んで、食うしこあるぞということを親が子供の前で言ってもらえば、喜んで後継者もできるんじゃないかと思っておりますが、それが今、言

えない状況になっております。どうもできない状況ですけれども、ぜひ、先ほどから言うように、県、国に要望していただいて、市長が言うように、いろんな政策をうまく使って今からの農業をやっつけていかないかんと考えておりますので、そういう情報を、ぜひとも農家の皆さんに早めに教えてほしいと考えております。

私も壱岐の農業を残していきたい1人でございます。ぜひ、市長をはじめ、職員の皆さんと一緒に今後も頑張っていきたいと考えておりますので、どうか壱岐の農業、併せて1次産業を守るために、皆様方の御協力をよろしくをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

〔中田 恭一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、中田議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口が一般質問いたします。

一般質問の内容は、4月にプラスチック資源循環促進法という法律と、5月に改正道交法が施行されました。この2つの法律に関わって一般質問をいたします。この2つの法律とも市民生活に身近なもので、今後の市の取組が求められているということで質問いたします。

まず、プラスチック資源循環促進法に関わってですが、壱岐市は平成30年にSDGs未来都市に選出されて、持続可能な社会の実現を目指すということで進んできております。その中で、令和元年の9月、気候非常事態宣言を全国で初めて宣言いたしました。特にCO₂の排出の削減が気温の上昇を抑えるために、世界中で求められている課題になっている中、宣言された。2030年までに2010年比で45%のCO₂削減、2050年までにゼロにする目標が掲げられております。そのために世界が一致団結して取り組むという課題になっているわけでありませう。

気候非常事態宣言は、その課題の実現への取組として宣言されて、その中で4Rの推進、ごみの排出抑制、2、再利用、3番、再資源化、4番、ごみの発生回避ということ、この4Rの推進を掲げています。そして、令和2年12月に第3次壱岐市総合計画が作成されて、白川市長の軸

足として、いわゆる計画として推進されているというふうに考えております。その総合計画の中で、循環型の社会の構築をするというふうに言うておまして、その中で2つの点、再生可能エネルギーの導入と、もう一つ、廃棄物の適切な処理を進めるというふうに総合計画の中でありま

す。
特に今回の質問でお聞きしたいのは、廃棄物の適切な処理に関わっての質問であります。CO₂排出削減について、この総合計画に沿ったCO₂排出削減の壱岐市の取組についてまずお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、①の質問のほうにお答えをさせていただきます。

本市においては、2009年の壱岐市地球温暖化防止対策協議会設置から始まった脱炭素の取組を市の第2次総合計画、第3次総合計画においても主要施策として位置づけ、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入拡大等に取り組んでいるところでございます。壱岐市地球温暖化防止対策協議会の設立から10年を経た2019年9月には、国内の自治体に先駆けとなる気候非常事態宣言を市議会の議決も受けて発出をいたしました。

一方、国においても2020年10月に当時の菅首相が2050年カーボンニュートラルを宣言されて以降、脱炭素社会の実現に向けた動きが急速に進んでいます。その一環として、2021年には地域脱炭素ロードマップが策定され、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくって、そのモデル的な取組をドミノ倒しの様に全国に展開することで、2050年を待たずに脱炭素を達成させることを目標として、現在、人材、技術、情報、資金について国からの積極的な支援が行われております。

本市としても、地域脱炭素実現のためには、脱炭素先行地域を目指す必要があると考えておりますが、そのためには地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減が求められており、2030年までに民生部門——これは家庭部門及び業務その他の部門になりますが——の電力消費に伴うCO₂排出について、実質ゼロという目標を達成する必要があります。

国における温室効果ガス削減の基準年度である2013年度の本市でのCO₂排出量は、全体で22万6,000トンであり、そのうち民生部門の排出量は9万トンと、全体の約4割を占めていました。5年後の2018年度には、市の全体でのCO₂排出量が17万トン、民生部門の排出量が5万2,000トンと、いずれも2013年度との比較では減少傾向となっており、特に民生部門については4割以上の減少率となっております。

しかし、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを達成するためには、さらなる取組

の充実が必要であると考えております。

現在、市では主に再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を進めており、不安定な再エネを水素貯蓄と組み合わせることで安定的に活用するための実証研究や、今後の日本における再エネの切り札と目されております洋上風力発電の本市周辺海域での導入可能性の検討に取り組んでいるところですが、脱炭素先行地域を目指すためには、これまでの未来志向の取組に加えて、一人一人が主体となって、今ある技術で取り組むことも必要となってまいります。特に民生部門については、各家庭や事業所等でのCO₂排出削減への御協力が必要です。気候非常事態宣言においても、市民や民間事業者と連携を掲げておりますが、カーボンニュートラルという野心的な目標の実現には、さらに全島一丸となった取組が必要だと考えます。市民の皆様に御協力をいただくためにも、まずは市が率先してさらなる脱炭素の取組を実践したいと考えております。

本年度、国においては、第三者所有モデル——これはPPAモデル及び屋根貸しモデルと言いますが、それを活用した公共施設等への太陽光発電設備導入の全国的な普及展開を目的とした事業が実施されておまして、離島自治体である本市も当該事業のモデル自治体として参画するよう打診を受けているところでございます。

第三者所有モデルによる太陽光発電設備導入は、導入に係る初期費用や維持管理費用が不要であり、また当該事業自体も国の委託を受けた団体が実施するため、調査等に係る費用も一切要りません。市としては、まず初期費用等の発生しないモデルで再エネを公共施設に導入し、その費用対効果を検証した上で民間等への展開を図りたいと考えております。

また、併せて地域脱炭素の必要性など、市民の皆様と共に考える活動にも注力し、自ら進んで地域脱炭素に御協力いただけるような取組も進めてまいります。

これまでの取組や本年度の新たな取組等を踏まえ、できる限り早い段階で脱炭素社会先行地域の削減水準をクリアできる見通しを立て、脱炭素先行地域に選定されるように努めてまいりますので、市民皆様にも御理解、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 4番、山口議員の2番目の御質問について一。

○議員（4番 山口 欽秀君） ちょっと待ってください。プラスチックのことはまだ聞いていませんが、2番目の。すみません。プラスチックのことですか。

○保健環境部長（崎川 敏春君） はい。

○議員（4番 山口 欽秀君） プラスチックのことはまだ聞いていないので、すみません。

○議長（豊坂 敏文君） それじゃあ一回、さがってください。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ②のほうのプラスチック関係についての質問要旨を言ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） プラスチックについても聞かなきゃですか。

○議長（豊坂 敏文君） ①のほうの質問事項の中の①と②がありますから。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、すみません、私の聞き方が悪かったです。

では、今度の本命でありますプラスチック資源の循環促進法に向けての壱岐市での取組をどう考えていらっしゃるか。簡潔にすみません、よろしくお願ひします。壱岐市としての取組ですから。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 4番、山口議員の2番目の御質問につきましてお答えをいたします。

プラスチック資源循環促進法は、本年4月1日に施行され、プラスチック製品の製造、販売事業者、排出事業者、市区町村など、ライフサイクルにおける全ての事業者、自治体、消費者の皆様が相互に連携しながら推進することが必要であり、令和2年7月からレジ袋の有料化が先行実施されておるところでございます。また、法律には自治体の役務としまして、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、並びに分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められており、今のところ長崎県内で実施を行っている市町はありません。

しかし、本市は先ほど来、質問の中にありますように、気候非常事態宣言を発出し、4Rを推進することを盛り込んでいることを踏まえ、実施に向け準備を進める予定であります。令和4年度につきましては、実態把握としまして毎年行っております燃えるごみの質の分析におきまして、プラスチック製品やリサイクル製品の割合などを追加し、分析を行うこととしております。

また、法に基づいた分別収集、再資源化、再商品化に向けましては、異物混入や運搬コストなどの増加、市民の皆様に分かりやすい分別ルール周知、再商品化への財政負担など、様々な課題がありますが、これらを推進することは限りある資源の節約となり、温暖化防止にもつながってまいります。具体的な実施に向け、国が行っているモデル事業や先進地の事例などを参考に、本市に合った方策を模索しながら実施可能なものから行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、1番目の問題ですが、CO₂の排出削減であります。これは世界規模でCO₂を削減するために、いろんな手だてを講じていこうということでもあります。

行政としてCO₂の一番最大の排出は、地域でもそうですが、自治体の焼却炉であります。焼却炉でいかに燃やさずにCO₂を削減するか、これが自治体のまず役割ではないかなというふうを考えるわけですが、壱岐市としてこの間出される焼却ごみ、どのように変化しているでしょうか。まず、それを聞きましょう。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

焼却量につきましては、令和2年度につきましては新型コロナの影響等により巣籠もり需要がありまして若干増加をいたしておりますが、令和3年度につきましては減少をしているところでございます。また、ほかの年度を見ますと僅かながら増加傾向にあるものと把握をしているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この気候非常事態宣言後、ごみの排出量というのは減っておりません。壱岐市の場合。当然、それは一定量のプラスチックごみが含まれているごみが焼却場で燃やされている。当然、CO₂の発生もしているわけであります。ここにやっぱりメスを入れなければ、非常事態宣言を発した壱岐市としての仕事をしていないというふうに考えます。

もう一つ聞きます。リサイクル率は県下一位というふうに言われておりますが、どのように変化しているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

リサイクル率は、長崎県下一位の状況であります。平成30年度が35.3%、令和元年度が31.8%となっております。以上でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） これは、壱岐市の今後の目標はどこまでの目標で今、壱岐市は進んでいるのですか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 目標につきましては、今手元のほうに資料を持ち合わせておりませんので、後もって回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） このように、CO₂削減の取組が求められているのに、行政が率先してごみの減量、焼却ごみを減らす、焼却量を減らす、それからリサイクル率を高めるための取組という点が求められているのに、極めて遅れてこの３年間来ているということを指摘したいのです。そういう意味で、白川市長が第３次総合計画でうたわれている再生エネルギーの導入活用についてはすごく熱心ではありますが、その一方で廃棄物の適切な処理についてはやっぱりちょっと抜け落ちている。この点をまず指摘しておきたいと思います。

その点で、やっぱり家庭から出されるごみの回収を少なくするための取組をどうするかという課題、燃やすごみをどう減らすかという課題がやっぱり壱岐市に突きつけられているというふうに思います。その点で今回プラスチック資源の循環促進法というのが出されて、プラスチックを燃やさない、回収するということが法律として言われているわけです。

ただ、行政が任意で取り組むというところがありまして、その自治体のやる気次第で内容が変わるということが極めて残念であります。とりわけ家庭ごみから今までのプラスチックの食器容器やごみ袋など包装品、それから文房具、これまで集めていなかった子供のおもちゃ、プラスチックを回収しようということが言われておりますが、その点で先ほど保健環境部長さんが言われた点では今後ということでもありますので、具体的に計画がまだまだ進んでいないなということで考えております。

その点で、家庭から出されるプラスチックのごみ、現状は極めて紙のごみと一緒にかなり壱岐の場合は入っておりますよね。やっぱりそれをどう減らすかということで、最近こういう菓子袋、これはプラスチックごみであります。それから、最近宅急便とか何かで来るこういう冊子のやつ包装もプラスチックであります。これまでこれは燃えるごみとして燃やされていた。検討課題としてこれを回収、どうしていくか、再生して資源として使っていくと、そういう課題があるということで、ぜひ市として今後の回収を考えなければならないというふうに思います。

その点でごみの問題は市民生活に実際関わる問題ですから、市民の協力、納得が得られなければできないわけです。ですから、しっかり方針を持って、しっかり市民と協力する体制をつくっていただきたい。そういう意味では、市民の協力なしにはできない問題であるし、市民の意識改革をどうしていくかということもあります。そういう意味でまずは、市民の協力を得るためには、やっぱりいろんな啓蒙が必要ではないかということで、一つ提案します。

最近、先ほど中田議員が言われたように、バイオプラスチックが普及しております。市のごみ袋についてもバイオ製品のごみ袋を採用してはどうか。そういういろんなところで、公共の施設でバイオ製品の袋を利用すると。そういう中から市民に啓発をするというようなことはまず考えられるのではないかと、市民にもそれを推奨するというようなことも。

それから、先日ちょっと旅行いたしましたら、ホテルで、最近ホテルはアメニティーが部屋ご

とにありませんで、必要に応じて使うということで、再エネ、省エネになっています。これは使ったやつですが、これはホテルが準備していた環境に優しい商品ということで、バイオ、竹が含まれている歯ブラシですが、今こういう物がどんどん出ておりますので、壱岐の観光業に、ホテルさんとかそういうところで使うというようなことを含めたら、壱岐の知名度も上がるのではないかなと、そういうことも含めていろんな取組を求めてまいりたいと思います。

それと、やっぱり地域住民の協力を得るという点で、昨年、リサイクル報奨金を削減されましたね、ごみセンターの清掃についての補助金ですが。やっぱり意見を聞くと、丁寧にやっている、支えていた公民館の方がいろいろ御意見がありますので、もう一度考え直して、市と一体で公民館もごみ問題に取り組む、そういうことをお願いをしたいというふうに思います。

ごみの問題でいろいろごみを持ってきましたが、こういうレジ袋の有料化の一方で、これもバイオプラスチックというか、環境に優しいごみということでやっておりますので、いろんな形で市民に啓発しながら、特にごみの回収を減らしていく、燃やすごみを少なくする、プラスチックを減らしていく、燃やそうという。

あと、課題はほかにもあります。生ごみの課題、それからプラスチック促進法では壱岐に関係ある海洋プラスチックの削減の課題も出ておりますので、壱岐市として、全体としてのごみ問題、特に循環型の取組を、再生だけでなく循環型の取組を求めて、第1問目の質問は終わりたいと思います。

では、2番目についてお伺いします。

高齢者の生活交通の支援についてであります。

道交法において、高齢者の試験が再度なされるということで、実地試験も含めてされるということで、高齢者の事故を少なくしようということですが、でも、高齢者にとって免許証を返上するのはなかなかつらい選択だというふうに考えるわけです。その原因は、やっぱり農作業をやっていたらトラックをどうしても運転しないといけないと、トラクターもあるし、そういうこともあります。それから、病院や買物に行くにも大変だというようなことで、市として高齢者支援について前回の議会で土谷議員が質問された初山のコミュニティバスの件がありますが、その点で高齢者支援、壱岐市としての取組についてまずお答え願えますか。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の高齢者への生活交通の支援についての御質問にお答えをいたします。

先ほど言われましたけども、今回の御質問につきましては、議員からは令和3年9月会議にもこの関係の質問をいただいております。前回のときは、高齢者の交通手段への支援についてとい

うテーマでの御質問だったと思っております。

交通弱者の移動手段の確保につきましては、本市に限らず全国的な課題でありまして、特に近年増加している高齢者の交通事故は大きな社会問題となっております。

今回の改正道路交通法、これが令和4年5月13日施行でございますが、運転免許証を返納される方が増加することも考えられます。

こうした中で、市では多面的な支援を行っておりますが、公共交通の面ではコミュニティバスの導入を行い、高齢者の外出を支援していくため、まちづくり協議会と連携して取組を進めております。

議員御承知のとおり、昨年11月に初山地区において市内初のコミュニティバスの運行が始まり、3月までの約5か月間で516人の方に御利用いただいております。そのうち8割に当たる416人が75歳以上の高齢者の方となっております。

利用者の方からは非常に好評で、「家からバス停まで遠く、外出を控えていたが、家の近くまで来てもらえるので今まで以上に外出ができるようになった」「買物をした際に、ドライバーの方が荷物を運んでくれるので非常に助かる」「これまでできなかった習い事に行けるようになり、毎日が楽しい」などの声が寄せられております。

また、今年度導入予定の箱崎地区におきましては、現在検討が進められておりまして、運行区域や利用料金の検討、利用者の登録案内、ドライバーの募集など順調に進められております。

今後は地域公共交通会議におきまして運行区域など承認をいただいた上で、九州運輸局へ申請を行っていくこととなります。

次に、スクールバスの関係でございますけれども、スクールバスへの混乗についてでございますが、令和元年度に教育委員会と協議を行いまして、令和2年度の運行便を確認した後、まちづくり協議会の設立状況に合わせ、事業実施に向けて協議を進めておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、スクールバスの混乗自体が進め難い、生徒以外の方を乗せ難いという状況になりましたため、その後協議がストップしている状況でございます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、初山地区のコミュニティバスの運行ですが、順調に進んでいるということは聞いております。

今後、いろいろいいところ、悪いところを含めて改良されるということだと思いますが、一つ聞いているのは、まちづくり協議会が主にやっているということで、コミュニティバスの運行に

まちづくり協議会がかかり過ぎて、他のまちづくりになかなか取り組めないような状態があるということが聞こえてきました。その中で、やっぱり支援員がバスの乗り降りの要望をいろいろ毎日受けるということで、それにどうしてもとられるということで、そこをどうにかしてほしいというような声があるということですが、そのあたりは把握されていますか。把握されているということでいいですか。

2点目、箱崎のほうも初山と同様に進んでいくということですが、その次なんです。初山、箱崎の次は、例えば沼津はどのようなスタンスで今後やっていかれるのか、まずそれをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の再質問のほうにお答えをいたします。

コミュニティバスの運行の拡大ということで、次、沼津地区についてでございますけども、どうするのかという御質問でございます。

コミュニティバスの運行に当たりましては、まずその取りかかり計画というものが公共交通の再編実施計画を基に重点区域を設定をさせていただいております。従来から説明をいたしましたように、交通弱者、バス路線等空白地帯を重点的に、各地区の連合館長さん等からの御意見をいただいて、まずその要望がある地区を優先してモデルとして取り組もうということで、初山地区と箱崎地区が再編実施計画に盛り込ませていただいたところでございます。ですから、今後その成功事例をずっと広げていきたいとは思っております。

ただ、一番問題になるのは、交通の事業者、バス、そしてタクシーとの競合が考えられますので、まずその調整が一番先に来るかと思っております。ですから、各地域で実施を希望される場合、まず手を挙げていただいて、その最初の取組の状況を協議をさせていただきたいと思えます。いきなり車両を購入して運行計画を立てるということになれば、いろいろ支障が出てくる可能性がありますので、事前協議をまずお願いしたいということで考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 地元の沼津のことを考えたときに、初山や箱崎の地域とはかなりバスの路線との関係でコミュニティバスが走るのはどうかなという点も多々あります。運営云々、運行するための負担がかなりあるというようなことが、地域の協力体制がいかにつくれるかということで不安もありますので、そこへ踏み出すということでちょっと疑問があります。

そういう中で、住民の方は住民の足として、買物や特に病院へというときに、やっぱりバスの利用というのはまず考えられます。しかし、その次にあるのはバス停まで遠いということなんです。そういう点で、皆さんがやっぱりどうしてもバスを利用するためにというと、要は電動自動

車、1人乗りのセニアカーということで利用されております。やはりこの免許返上後、このセニアカーの推進をやっぱり壱岐として推進すべきではないかなと。

今、社会福祉協議会でレンタルの制度がありますが、極めて使いづらい、介護3以上とかいろいろとあって借りづらいというようなことがあります。地域の方も、ちょっと買物に行くのも足が不自由で行けないということでためらって見えますので、やっぱり人からも、高齢者で、使い物にならなかったやつを譲り受けたとか、そういう苦勞もしながらやってみますので、まずこのセニアカーでバス停までの距離を支援する、そういうことでいってバスの利用も膨れるのではないかな。病院へ行く、それから買物に行くということも、とりわけ買物、バスから降りて、荷物を持ってというところで行くと、やっぱり歩いては大変ですからそういう乗り物が必要だという手だては、僕は必要ではないかなというふうに思います。

それからもう一つは、病院へ行く、買物に行くということで、やっぱりタクシーの利用を壱岐市として推進すべきではないかなというふうに思うわけです。スクールバスの混乗についても検討されていますが、なかなか難しいと、朝早くとか、自分の都合で降りるところにも大変ですから、やっぱりタクシーの利用を、現実的な今の市民の皆さんの状況からいってたらタクシーの利用を推進する考えはないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

セニアカーのリース、そして購入補助等の質問につきましては、昨年の9月の折に質問をいただきまして、研究させてくださいという答弁をしておったと思います。その分については、担当部署の保健環境部長のほうから答えていただきますけども、タクシーの利用助成券になると思うのですが、確かに他市ではそういう実態がございます。どのくらいの金額かで利用頻度というのもあると思うのですが、今のところそこまで踏み込んだ計画はとっておりません。

ただ、考え方として、市としてはコミュニティバスの運行のほうを広めていきたいと思っております。というのは、初山地区が実際、その運行費用、車両購入を除いて今年度200万円の委託料の予算を組ませていただいております。初山地区で75歳以上の高齢者の方が204名ほどいらっしゃいます。ということは、1人、年間1万円程度の助成がそこでできておることになれば、回数等とか利便性を考えればコミュニティバスのほうがよくないかなと思っております。それを市全体で考えたときの予算も含めまして、さらにこれはもうちょっと検討していくことが必要と思っておりますし、今のところはコミュニティバスを広めていきたいと、そういう考えでおります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、こっちはいいですか、もう一つ。

崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） シニアカーにつきましては、先ほど山口議員申されましたように、要介護2以上の認定者の方がレンタル可能ということになっております。しかしながら、要介護1以下の方につきましても、主治医の意見書等でシニアカーの利用は例外給付としましてレンタルをすることは可能でございます。

それと、先ほど来、市独自の事業でシニアカーの購入への補助ができないかということでございますけれども、介護保険の中で、市の単独の事業で補助を行うことは今のところ考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 高齢者が地域で安心して暮らしていけるためには、やっぱり今の地域の状況からいったら、やっぱり車がなければというのがあるわけです。車がなくなったらこの安心が消えてしまうわけです。だからそこを行政が、安心をいつまでも取り戻すというための行政の支援が必要だと思うのです。これがSDGsではないですか。やっぱりそこを財政難とか云々ではなくて、支援をするために知恵と力を出すということが必要で、交通権、基本的人権です。これは、憲法の保障する。高齢になっても自由に買物に行ったり、病院に行けるようなシステムをつくっていく。先ほどのセニアカーについてもそうですが、やはり個人が出すと30万円かかります。年金生活で大変です。だったら何万か支援しても、そう難しいというふうには考えなくても、やっぱりそれだけの価値があるのではないですか。

それから、タクシーについてもそうですが、コミュニティーの200万円の予算があって、1人当たり1万円、1万円あればかなりの高齢者が安心してタクシーを利用できる。例えば対馬だったら、隣の、500円の利用券で、10枚で5,000円です。それから雲仙市、ここはタクシーの3割引き、800円で72回乗れるとか、それから島原市では500円分が12枚、それから南島原市では今回上がって、1万2,000円から1万4,000円にタクシー券が上がったというようなことで、各市で、やっぱり高齢化の中で高齢者の方がしっかり病院へ安心して行ける、病院に行くにしても1か月か2か月に1度ですよ。年間、安く、無料のタクシー券で行けるということになれば安心して行けるじゃないですか。そういう安心を保障するための考え方です。お金の問題からいったら、タクシー会社が利用ですから、当然タクシー会社がタクシー料金として入るわけでしょう。それから、買物に行った。当然、買物の回数が増えれば、スーパーで買物、消費も増える。お年寄りが外へ行って、元気になって、病気がなくなると、そういう波及効果も含めたら、家で悶々と不安な中で生活をするよりはこういう支援をやっぱり積極的に進める時代に来ているというふうに私は思います。そういう意味でぜひタクシーの利用券の促進

で、コミュニティバスも、それは初山の地域に合ったやり方でいいですけども、やっぱり沼津ではセニアカーを使ったり、バスを利用したり、それから今日はタクシーで行こうかと、そういう安心な老後の生活を保障する手立てをぜひお願いしたいということがやっぱり住民の交通権、基本的人権をしっかり守っていく行政の役割を果たすことになるのではないのかなど。これは1点目で言いましたので、ごみの分別収集と、私は市民の協力を得る、市民が一体になっていく、そういう点でやっぱり市の言うことに賛同していろいろ協力するという点でも、こういう市民サービスが豊かになるということは市への信頼も高まるわけですから、そういう高齢者支援を進めながら、地域まちづくり協議会でいろいろ施策はありますが、周りをしっかり支援するというようなことで、まちづくり、地域づくりを支援するべきだということをお願いしまして、ぜひタクシー券の支給、他自治体の情報もしっかりつかんでいただきまして、実現の方向でぜひ検討をお願いしたいということで、私の質問を終わります。

以上です。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

ここで、崎川保健環境部長より発言の申出がっておりますので、これを許します。崎川部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 先ほど午前中の山口議員の御質問の中で壱岐市のリサイクル率の目標につきましてお答えをいたします。

令和6年度目標値38.1%、令和16年度40%以上を目標としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。武原議員。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 3番、武原由里子が通告に従って、一般質問をいたします。

大きく2つ、まず1点目です。

今回、たくさんの不登校に関する保護者の方からの声、子供たちの声を受けて、今回の一般質問をいたします。

まず1点目です。

学校へ行きづらい児童生徒、不登校や不登校傾向にある生徒たちへの支援の拡充についてお尋ねいたします。

令和2年度の調査によりますと、不登校の児童生徒は、全国的に8年連続増加しています。過去最多の約23万9,000人の子供たちがいるということです。学校へ行けないことで本人や保護者が自分を責めたり、孤立したり、不安定な状態、精神状態に陥っているということです。そのため、学校へ行きづらい児童生徒の壱岐市内の現状、学校以外の居場所、また、支援体制や情報提供などの現在の壱岐市の現状と今後の課題、取組についてお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 3番、武原議員の御質問にお答えをいたします。

学校へ行きたい気持ちはあるのに学校へ行けない、行くことができない、そういう子供たちの心の中はとても複雑でつらい状況にあると思います。もちろん子供本人も、保護者、家族の方、そして待っている学校の先生方も同じような気持ちでその1日の朝を迎えていると捉えています。

文部科学省が調査をする不登校という定義は、何らかの心理的、精神的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席をした児童生徒として集計をされています。これで壱岐市の場合を見ますと、令和3年度は小学生が4名当たります。中学生が20名、計24名と捉えております。男女別に見ますと、男子が11名、女子13名という状況です。小学生の4名も1年生から6年生にまたがっています。中学生は各学年ごとに6名から8名と、ある程度同じような数字にありますので、一般的に言われる中1プロブレムという特殊な現象は壱岐の場合は見られていないと捉えています。6年前までは、壱岐市では小学校の不登校の児童はゼロでございました。それまでほとんどずっとゼロだったのが、この五、六年の間に少しずつ、このような三、四名になっているというのも、私たちとしては深刻に受け止めているところです。

今、年間の学校の出席日数がほぼ、約200日でございます。その半分の100日以上も欠席をしている子供は、先ほどの24名の数字からすると、10名がそこまでになっております。学習する時間がそれだけ少なくなっているのも、学びの遅れも当然生じてきていると捉えます。

不登校の子供がこのように増加している理由も様々で、一人一人にその理由、要因等が異なると捉えています。中学校では、青年前期という心も体も急激に成長する時期で、友人関係や学習についていけず、あるいは宿題ができない、したくない等が要因となっている状況も聞きます。

また、ICT機器の普及でゲームネット依存の子供、昼夜逆転の生活に陥って無気力になっているというのも見られます。

さらに、SNS等による友人関係のもつれが起因することで少し登校渋りになるというのも状況としては把握をしています。一般的にいう我慢強さ、あるいは集団でもまれたときの耐性の弱さというのも内在している子もいるように思います。

このような中でも、教室には入れないけど、学校に来て別室で過ごす子供もおります。教室に復帰することを目指して頑張っておりますので、このような子供たちは学校の中にひとまず居場所があるということになり、校長自ら、養護教員も含めて、そのことの時間を共有しながら対応して復帰を目指しているところです。

一方、別室登校もつらくなって、学校に行きづらくなった子供や保護者には今、居場所として、適応指導教室「太陽」を紹介しています。市教委の学校教育課の指導主事と適応指導教室指導員2名で、学校の先生方と本人、保護者と協議をしながら体験入室を勧めて、その後、通室する運びになる形が取られています。今年度は今1人でございます。最初は、実は誰もおりませんでした、この5月になって1人がそういう状況から今、通室を始めて対応しているところです。

このほかに子供たちの居場所としては、保護者の考えで民間で運営していただいておりますフリースクールを選択され、通わせる方もあります。私どもとしては、お知らせを頂いているフリースクールについては、保護者のほうにも子供にも説明をして、体験されてはと勧めております。それだけ、それだけ不登校になっている子供たちには、いろいろな人の力を借りて、何かどこかできっかけになって、少しずつ学校へ足が向く、気持ちが向くということをしてほしいと思いますので、できるだけ多くの人の力を借らなければと考えています。

教育委員会として今、取り組んでいる支援体制としては、県教委と連携したスクールカウンセラーの配置が各中学校に毎週1回配置していること。

2つ目に、スクールソーシャルワーカーという、通称SSWと呼んで、学校と家庭をつなぐ役割をしていただく方を今1名、壱岐市教育委員会のところで勤務をしていただき、学校の先生たちが通常の時間でできない部分をこの方が子供と保護者とつないでいただく役割で、火水木の3日間を勤務をしていただき、時には夕刻等保護者に合わせて時間外で対応していただき、とても有効な働きをしていますので、今後の取組の中でも、この方を中心にして取り組んでいくことは絶対大切だろうと捉えており、県教委のほうにも毎年この配置についても、できれば2名に増員してほしいという訴えを続けているところでございます。

それ以外に、壱岐市教育委員会には、壱岐市不登校組織ネットワークアイネットというのを開設し、電話による相談を受け付けることを続けてきております。

それから中学校には、心の教室相談員という方を1名配置して、子供たちの抱えている問題や悩みを話したり、考えたりする相談場所として用意して、もうこれ10年以上に正直なり、定着をし、子供たちも気軽に立ち寄っては話をするというところがあると思います。

今後の取組としても先ほど申しますように、不登校やその傾向になっている子供たちの痛めている心、ぜひ子供たちに寄り添い、保護者、学校、いろいろな機関の方が連携して取り組んで、少しずつその解消に努めることが大切と考えています。

具体的に、項目的にいきますと、1つは、児童生徒が行きたくなる学校であること、これは、学校への指導として努めています。

2つ目には、不登校になっている子供たちの原因をあまり追及をしない、それを明確に分かれないと解決ができないという考えは、むしろ横に置いておいて、そっと包みながら子供の心をほぐしていくということを基本にしています。

また、3つ目には、各学校の指導の中で、生活指導主任とか生徒指導主事等が特に中心になりますので、校長、教頭会を含めながら先生方の、また今の子供たちに合う心の持ち方を持つよう校内研修、あるいは教育委員会が行う研修会で努めているところでございます。

そして、先ほど申しますSSWのスクールソーシャルワーカーとして、教師の手の届かないところまで子供たちと保護者と関わってくれている。時には保護者の方が教育委員会のこのスクールソーシャルワーカーの部屋に来て子供のことを相談され、午後、夕刻まで相談をされて少し表情を明るくして帰られる状況もあろうかと思えます。今、少しずつ壱岐市が増えているこの不登校の子供たちにもぜひ皆さんのお力を借りながら、私どもも精いっぱい努めていきたいと考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 教育長、詳しい答弁ありがとうございました。

先ほどの不登校の数、子供たちの数、私の調べによりますと、小学生が7名とデータがあったんですけど、やはり4名が正しいということではなかったでしょうか。一応、4ですね。4、はい、分かりました。（「病気等の分が」と呼ぶ者あり）そういうことですね。分かりました。

昨年度が、小学生が1名、中学生が16名ということで合計17という数字を頂いておりましたので、1年でやはり7名増えたということにはなるかと思えます。その辺り、6年前はほぼゼロだったということをお聞きして、やはり、これは全国と同じような状況が壱岐でも起っているという、子供たちはつらい思いを抱えながらやはり生活している子もいるということがこのデータで分かると思えます。

先ほどの取組の中で、適応指導教室「太陽」について御説明いただきましたが、この適応教室、適応指導教室という言葉なんですけど、実際、最近では、この言葉はあまり使われていないということ私の調べた範囲では、最近ではやはりどうしても適応させるというところからの受け取り方ということで、教育支援センターという名前を使うように国のほうからもそういう指導があっ

ているようです。ぜひ壱岐でも適応指導教室ではなくてというか、今は教育支援センターという形でいただければありがたいなと思っております。それなぜかといいますと、どうしても先ほど言われましたが、学校復帰、教室復帰というのが大前提の教室だと思んですが、これが実際、当事者の子供にはかなりのプレッシャーになっているということをお伝えしたいと思っております。壱岐市の場合、目指す5つのゼロの中に不登校も入っていると聞きました。やはり6年前はゼロであったのが、これはもう、全国的に見てこのゼロというのはほぼほぼ難しいのかなというところですね。実は、不登校が誰にでも起こると今言われております。どういう状況、本当に原因は様々です。原因を突き止めたからといって不登校が治るわけではありません。そういう状況、誰でも起こり得る不登校、これは、実は、不登校は不というところが言葉にもちょっとよくないと思うんですが、何か問題行動のような捉え方をされている方が多いのがすごくその当事者のお子さんにとってはきつい。実は、不登校は問題行動ではないということも国のほうで指し示してはございます。これが2017年公布されました教育機会確保法という法律の中でうたっています、不登校は問題行動ではないという認識をもう一度皆さん、これは学校現場だけではなく、社会全体として皆さんがそういう認識を持っていただきたい。決して、不適応とか問題行動とかいう認識だと当事者はとてもつらいということですね。これをぜひ、皆さんにお伝えしたいと思っております。

また、配慮する点として、決して、子供や保護者を追い詰めることのないようにということも書いてあります。また、子供の意思を尊重すること、これも配慮する点として、その法律の施行に併せて国のほうから出されているもの、にも書いてあります。ぜひこれもお伝えしたいと思います。こういう認識で改めて学校に行けない、不登校、いわゆる不登校といわれるお子さんたちについて、もう少し考えていきたいと思っております。

最近、国会でもこの問題が取り上げてあります。そしてまた新聞報道でも、先日6月11日、西日本新聞一面にこんなに大きく取り上げてありました。これは、実際、御自身が不登校の経験のある石井志昂さんという方が編集長を務めておられます不登校新聞という、全国、もうここしかないんですけれども、不登校の当事者が取材をしたり、記事を書いたりしてつくっている日本唯一の新聞です。この編集長、自らが不登校経験者でありますので、本当に実体験の中から出た言葉、また体験を基にインタビューを通して、自分がどう変わってきたかということも書かれておりました。その中で、「今の学校は非常口のない建物のよう。逃げ場がないから不登校という非常口に子供が避難するんです」という言葉がありました。逃げたいけど逃げ場がない、学校には逃げ場がない。だから、自分は学校に行かないという選択をしている子供もいるということを知っていただければありがたいです。

しかしながら、その非常口にたどり着いて何もできない自分を責めたり、罪悪感や劣等感とい

う傷を負ってしまう子供もたくさんいます。このような理不尽な状況を我慢して学校に行くと、子供たちはやはり自己肯定感が削られたりして、本当にもう自分に無言の暴力を受けているのと同じことになっています。大人ができることは、そういう子供たちの声にしっかり耳を傾けていただきたいということです。

これは、長崎の佐世保のほうの不登校のお子さんの声です。給食が嫌で不登校ぎみになったけど、先生から「無理やりでも学校に来てください」と言われてとてもつらかった。小学生のとき、自分はこの世界、学校や友達にこの世界にいなくても問題はない、要らない存在だと思ったときから欠席するようになり、中学校で不登校となりました。学校に居場所なんてなかった、なのに「学校に行こう」と家族や親戚、先生、クラスメイトが言いました。彼らは僕を学校に行かせることしか考えてなく、学校で一人過ごす僕には関心がなかった。居場所がないから不登校の僕、居場所のことなんて気かけずに登校を促す周囲、一体どっちが正しかったのだろう。このように子供たちの切実な思いがなかなか伝えられずに子供たちが悶々としているという状況です。

そんな中で今、壱岐ですごい一つ、新しい動きがございます。不登校を持つお母さんたちが自ら、何の情報もない中で、やはり1人ではもう不安でどうしていいかわからない、何の情報もないからということで、いや、じゃあ、まずは不登校の子供たちに対して居場所、子供たちの居場所、また、大人たちの話せる場をつくりたいと自ら動いて立ち上がっておられます。それが今、親の会としては2回、スタートしております。また先ほど言われましたように、専門の方も入れた子供たちの居場所をつくらうということもスタートされております。

そこで先ほど教育長が言ってありましたが、確認、ちょっとお尋ねです。

今の、先ほどの教育機会確保法というところに関してです。

これ自体は、もともと憲法でうたわれております教育を受けさせる義務というところ、これは学校に行かせる義務ではなく、学校に行ってようがいまいが子供たちには広い意味で教育を受けさせる義務があると、権利もあります。そこで、教育を受ける機会を確保するというのがこの法律ですね。よって、なかなか学校に行きづらいお子さんたちに教育が受けられる場を提供するというところで今、適応教室といわれる教育支援センターをされておりますが、それにも行けないお子さんがいるというところで、何か壱岐市では、そういうお子さんへの教育の機会を提供する場を考えておられるでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） まず1つ、先ほど武原議員が教えていただきました教育支援センターという名前のほうがふさわしいのではないかという形でお聞きしながら、実は、今年度もこうやって適応指導教室という形で関連の方たちには配っていたなど今、見ておりますので、呼び方だけを変えればよいと私も思っておりませんし、呼び方を変えることによって精神的な差別とかそ

ういうものが治っていき、指導する側にもよりよい心が育つと、そういう意味で考えた場合は、早速、これは改めさせていただきます。

それと、不登校という場合のこの言葉が、やはり長年、耳慣れをしているといいますか、短く、しかも適切に表しているという言葉があるものですから、なかなかそれをすぐ学校に行きづらい子とか、行きたくても行けない子という置き換え的にどうなるか、調査上は、一応、これを使わざるを得ないんですが、先ほど言う指導する側の認識としては、しっかり「不」、それは問題行動とイコールじゃないということをしかりいろんな機会の中で指導はしていきたいと思っております。ありがとうございます。適応指導教室についての部分を取りながら今、ここにも行けない子供たちにさらに市教育委員会としてはどうするかと言われたときには、今のところ、具体的な居場所というのは、用意はしておりません。

先ほど言いますように、フリースクールとか教えていただける第三の居場所だということでしょうか。そういうのを共有することで照会もするし、また、私たち学校教育課の指導主事やSSWも一緒に関わることによって、やはり子供たち、その中から1人でも少しずつ足が向く気持ちが強くなる、そういう子供を育てることが大事だと思いますので、やって何ぼだと思っています。やらなければどんな理念も通用しないと私も考えておりますので、ぜひ共有をさせていただきながら、いろいろなところで子供たちにその体験をさせることから強さを持っていきたいと思います。

少し余談になりますが、新型コロナウイルス感染症のために全国一斉休業とか、あるいはその後のまた休業との指令等があつて、子供たちが休むことに慣れてしまって、何かその中からだらけてしまって、行かなくてもいいんだという気持ちを持ったというのも少しこの二、三年の中で危惧するところかなというのは思っているところです。先ほどおっしゃるように、壱岐市の学校の場合は非常口というのがあるのかなのか、でも、24名ぐらいが、少なくとも30日以上欠席に余儀なくされているという状況からすれば、それはしっかり考えなければいけないと思っておりますので、具体的な部分にまた一歩足が進められるように研究したいと思います。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 早速、取り入れていただけるということでよろしく願いいたします。

あと、幾つかちょっと提案がございます。お聞きください。

先ほどの居場所についてですが、これはお隣の福岡県の糸島市では、市が九大の佐々木研究室のところに委託されて、週1回、これは不登校でなくても誰でも来ていいよという場所をつくられております。みなもという場所です。居心地のいい雰囲気、ハンモックがあったり、テント

があったり、そこでまた相談ができる専門の方もいるそうです。この佐々木先生、ぜひ壱岐でもいろんな相談に乗るからとおっしゃってくださっております。これは、やはり離島のハンディーもありますので、オンラインでのカウンセリング等もできますというお話でした。ぜひそういう先生方のお力も借りながら、壱岐の子供たちが、本当に学校に行きづらいなと思っていた子供たちが少しでも心が安らぐような場をつくれたらいいなと思い、今準備しております。

そこで、やはり先ほどもSSW、スクールソーシャルワーカー、そういう方々の県への加配等を今後とも続けていただきたいと思います。また、スクールカウンセラーの時間数も昨年度より減ったということもちょっとお聞きしましたので、やはり今、増えている子供たち、困っている子供たちが増えているこんなときだからこそ増やして、時間、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、その先生たちの、専門の方も増やしていただきたいと思います。

また、実際にはこの教育や医療、福祉、また司法などの分野の方たちが集まって、子供の支援に関わるようなサポート体制ができれば一番いいなと思っております。壱岐市でもそういう、アイネットがそれにつながるものかなと思っております。ぜひそれを有効的に使っていただきたいなと思っております。

そして1つ、多分、耳慣れないかもしれませんが、こういう、あるんですね。御存じでしょうか。HSC（ハイリー・センシティブ・チャイルド）、これはあれですね、感覚や人の気持ちに敏感でとても傷つきやすい子供のことをいうそうです。アメリカの心理学者が提唱されておりますが、実は、これは病気や障害ではありません。特性として、5人に1人ぐらいこういう傾向の強い方がいるそうです。具体的には、ちょっと先ほどのコメントでもありましたように、給食が苦手、給食のあの紙パックの牛乳がちょっと苦手なんだよとか、臭いとか味に敏感とか、あと、何かやはり子供たちの視線が気になるとかいろんな、やはりいろんなことに感受性が強いとよくいえば、そういうお子さんのことをいうそうです。こういうお子さんには、不登校のお子さんの中にこのHSCの方が多くともいわれております。ですので、やはりこれを特性として捉えていただいて、病気では、障害ではない、病気や障害ではない特性としてそのお子さんを認めていただいて、やはり何か給食に食べられないというのは、給食指導に困るんですと言われると、やはりそれでも傷ついてしまっているお子さんがやはりいるということもお伝えしたいと思います。

最後に、不登校に関して、2年、3年ちょっと前に不登校で壱岐に来て、でも、勉強がしたいということで私が学習支援をしていたお子さんがおります。今高3です。そのお子さんが自分の不登校の経験を基に心理学を学びたいと今、高3になって、猛勉強して今、受験に備えております。これこそ子供が自分の進路を自ら考え、社会的に自立する第一歩として進んでいるんだなと、不登校で本当に自分を責めていた子がここまで成長できています。こういうお子さんもやはりそのときに何も手だてはなく、不登校のまま今いたらどうなっていたんだろうなとすごく感じてお

ります。やはり先ほど教育長も言われていましたように、1人でもそういうお子さんに対してサポート体制をみんなでつくっていけるように、今後とも、いろんな支援体制をつくりながらよろしくをお願いいたします。やはり子供たちは本当は学びたい、学校で遊びたい、そういう思いがあるということをぜひ思って、みんなで共有しながら、不登校に関することはまだまだ始まったばかりだと思いますが、いい方向に行けるように私もしっかりサポートしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） あとの時間帯もありますから、どうぞ早めに。

○教育長（久保田良和君） ありがとうございます。

先ほどの不登校の子供を持つ親さんたちの集まり等があったということです。ぜひ、私たちが教育委員会として参加もしたいと思いき、（「はい」と呼ぶ者あり）遠慮なく連絡を取っていただきたい。（「分かりました」と呼ぶ者あり）別に独自に活動を進めていくよりも一緒になったほうが効果は高いと思います。（「そうですね」と呼ぶ者あり）併せて、先ほどの新しい言葉と研修には力を入れなければと考えております。ありがとうございました。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。

ちなみに、7月3日には第2回目の親の会をするということでした。またお知らせいたしたいと思いき。ありがとうございます。

では、続きまして2つ目の質問に移ります。

まちづくり協議会及び自治基本条例の検証についてお尋ねいたします。

小学校校区ごとに設置が進められておりますまちづくり協議会は、地域の課題解決に向けた活動を行えるようまちづくり交付金が交付されております。しかし、当初の予定よりも大幅に削減されているという状況をお聞きしております。地域住民の福祉の増進、連携の強化、また、市との協働によるまちづくりを目指すためにもぜひこれまでの検証が必要と考えます。

また、自治基本条例第30条には、検証スケジュールと検証の体制、検証後の条例に基づく次期総合計画における市民参画の実現性をお伺いいたします。特に市民参画による壱岐市自治基本条例検証委員会（仮称）のような常設の検証委員会の設置が次期総合計画策定前には必要だと考えております。ぜひ市長の見解をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 3番、武原議員の2つ目の御質問のまちづくり協議会及び自治基本条例の検証についてでございますが、関連がございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、まちづくり協議会、まちづくり交付金の件でございますが、地域の自主的な活動を推進

するとともに、市との協働を行い、地域の諸課題の解決に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上並びに安全な生活の確保等を目的に各まちづくり協議会に対して取り組んでおられる内容に応じて交付をしているところでございます。

令和元年度当初計画時におきましては、どこの地域からでも設立が可能となるように、全18校区でまちづくり協議会が設立された場合の1地域当たりの平均額を算出し、モデル地区となる6地域分の予算計上を行ったところでございます。

その後は、各まちづくり協議会の設立予定等が見えてまいりましたので、実績額に応じて予算計上を行っており、まちづくり交付金の金額等については、令和元年度当初計画時から変更しておらず、実質的な削減等は行っておりません。令和4年度におきましても、今年度中に設立を見込んでおります1協議会を合わせた14協議会への交付金として事業計画に沿った所要額3,068万1,000円を予算計上し、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けてのサポートを引き続き行うとともに、全小学校区へのまちづくり協議会の設立に向けて取組を進めていく所存でございます。

次に、自治基本条例の検証についてでございます。

自治基本条例第30条の規定により、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて、総合計画の見直しと当期間において市民参画によって検証し、検討を行うものとする定義されております。

この規定は、この自治基本条例を策定する際に組織をされておりました壱岐市自治基本条例審議会の中で、総合計画の見直し期間に合わせて自治基本条例の検証、見直しを行うべきとの判断がなされた結果でございまして、自治基本条例の検証スケジュールについてはこの規定を尊重し、総合計画の見直しを行う期間において、市民参画による委員会等の組織を立ち上げ、自治基本条例の検証を行うように考えております。参考までに、現在の第三次壱岐市総合計画は、令和2年度から令和6年度までの期間で策定をしておりますので、今年度が折り返しの年度となります。

現期間の、現計画の見直しにつきましては、令和5年度から令和6年度にかけて行い、令和7年度からの第四次総合計画を策定するように準備を進めてまいります。その期間において検証を行うことで進めていきたいと考えております。

また、御承知のとおり、総合計画を策定する際には、市民公募委員を含む壱岐市総合計画審議会において検討を行っておりますので、同審議会の中でも自治基本条例に関する検証状況について情報共有を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。

この質問をした大きな理由があります。これが三島地区の買い物支援、まちづくり協議会の集落支援員さん、集落支援員さんが1人で今、3つの島を対応されております。もうその支援だけで限界のような状況であるという声が届きました。

そこで、現在、移動販売車をされている業者の方とも連絡を取っておられましたので、その三者のほうで話をちょっとお聞きしたところ、移動販売車が来てくれたらとっても助かるんですという三島の方でした。声でした。しかしながら、その車の航送料が高過ぎて、それだとまちづくり協議会のお金が全てなくなってしまうということだから断念したんですというお話でした。この航送料について調べたところ、社会福法人が三島へ行かれる訪問の場合は、やはり車両の減免等をされているということでした。この買い物支援はただただ買い物支援だけでなく、高齢者、認知症の見守りや安否確認など、介護予防に関することも一緒にされております。この三島地区の交付金は人口割ということで、少ないからできないということが大きな問題点だなということなのでこの質問をさせて頂いておりました。平戸市はこの同じようなまちづくり協議会の中で、離島では、離島加算というのがあるそうです。やはり離島には離島、だから壱岐でいえば三島、二次離島は、この本島よりも余計にお金がかかる部分、介護保険を同じように払っていてもなかなか同じサービスを受けられない、そういうハンディがある中で、今回の買い物支援の移動販売の方の部分がどうにかならないかということで、今回、質問した経緯です。ぜひこれには、交付金の規定では、地域活性型活動には、実は、その他市長が認める、必要と認める取組には、市長が必要と認める額を追加できるという条文もございました。ぜひここで御検討いただきながら、三島の人の要望が大変ありますので、検討していただけないでしょうか。もしこれが実現できれば、これこそSDGsモデルとして全国に発信できる事例になると思います。三島のまちづくり協議会は、島の中で一番にできたまちづくり協議会です。全国の離島1位を目指して発足されておりますので、この件について、市長のお考えをお聞きできますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 武原議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、まちづくり協議会、これ三島のですけれども、集落支援員による買い物支援は、大島が9件、長島が12件、原島が4件、そして各島を週1回実施されているということでございます。

住民がスーパーへ希望の商品を電話注文いたしまして、スーパーが商品をフェリーへ積み込み、そして島で集落支援員さんが商品を受け取って配達するという仕組みでございます。本島、壱岐島では、民間による移動販売車による訪問販売も行われておりまして、買い物弱者の方々に非常に重宝しているということを伺っております。

しかしながら、三島においてはフェリーで車を運ばなければならないと先ほどおっしゃいまし

たように、本島の移動と異なりフェリーの航送料がかかるということで、移動販売事業者としては採算が取れないというところで訪問販売が実施されていないというところが実情でございます。

先般、三島地区の集落支援員さんを介して、民間の移動販売車の航送料について何らかの手だてができればということで、それができれば三島までの訪問販売が来てくれるんじゃないだろうかという実情の相談もあっております。壱岐島が離島としての不便さがあるように、二次離島の三島においては、それ以上大変苦勞がおありであるということは重々分かっております。少しでも解決回避につながる対応ができればというふうに思っているところでございます。

そうした中で、やはり地域の課題解決には、まちづくり協議会への期待が大きくなっておるといことは間違いございません。そうした中、フェリーみしまは、まず国庫補助航路でございます。その辺が一つのネックの部分がございます。そしてまた、三島へ渡航する民間車両はほかにも多種ございます。そういうところを考えながら、総合的に判断をしていかなければならないと思っております。その中にはやはり実施主体、方法、関係者との意見をお聞きしながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ前向きに実現できるようによろしく願いいたします。

残りの時間であと2点ほど、このまちづくり協議会が今14か所ということでしたが、実際にはまだできていない地区で、ちょっと困っていることが起きております。これが一つ、花いっぱい運動、婦人会がしておりましたこの花いっぱい運動の予算が、令和3年度からゼロになる。まちづくり協議会があるところはそちらでやってください。ない地区、特に武生水や石田が、結局、予算ゼロになって、婦人会の花いっぱい運動ができなくなっているという現状がございます。やはり、こういうこともちょっと抜け落ちていることになっておりますので、この辺りのすり合わせ等を、やはり全てにあるわけでは、まち協ができていませんので、ぜひここら辺の削減されるときにも何らかの手だてを考えられてお願いいたします。

私が調べましたら、県道や国道では補助が、花壇の手入れのその場合は、何ですかね、苗とかや、スコップとか、肥料とか、土とか、それは県のほうから出るそうです。国道や県道は。だから、市道に関してはやっぱりまた別のということは言われました。

あともう1つが、もう1点、まちづくり、以前、令和元年度に廃止されましたまちづくり市民力事業、これは小学校校区ではない単位で市民団体、活動団体が地域の課題解決のために市と協働でやる事業ということでありました。これがまちづくり協議会の予算に全て吸収されておまして、現在、ないということです。ここ数年のコロナ渦で活動はできておりませんが、これがまた活動ができるときには、こういう校区を、校区以外、全島での活動をする団体へのやはりこの

活動支援等も考えていただきたい。まちづくり協議会の条例には、ここが大きく抜け落ちております。市民活動団体という項目が市民の中に入り込んでいますので、まちづくり協議会は校区、なので校区の中に幾つもの団体が入っているというか、校区の活動だけしかできないという今のくくりがやはり見直す検討かなというところで考えております。ぜひそういうところも、次の見直しのときに考えてお願いいたします。

一つ、見直す場合の委員さんたちは、前回の委員さんになるのでしょうか。また別に、新たに検討委員会等を立ち上げられるのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長、あと56秒。

○総務部長（久間 博喜君） これまでの検証についてというところなんですけれども、壱岐市の地域協議会、これは、まち協の集合体といいますか、壱岐市全体のまち協制度に対する協議会でございます。それが今、年に2回、そして集落支援員さんの会議を定期的に行っておりまして、これ隔月ごとに行っております。

各まちづくり協議会の状況把握にそういう中で努めておるわけですが、各まち協の共通課題の対応については、ある程度対応はできているところがございますけれども、今おっしゃいましたように、地域ごとに異なった課題も抱えられております。そんな中でも、協議会につくられたところはいいんですけれども、まだまち協ができていないところまでに範囲が広がれば、それはかなり問題も大きいかと思っております。

この件につきましては、当初、行政区設置検討委員会、武原議員さんも委員さんとしてお願いをしております、いろいろ御意見を頂いて、当時もそういうふうな意見が出ておりました。

ただ、補助金とか委託料において二重にならないような形の取扱いということで今の状況になっておると思いますが、今後、そこら辺も含めて検証していきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ、お願いいたします。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

6月20日は各常任委員会を、6月21日は予算特別委員会をいずれも午前10時から開催いたします。次の本会議は6月23日木曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後 1 時52分散会

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和4年6月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第30号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第31号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第4	要望第1号	地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望	産業建設常任委員長報告・ 不採択 本会議・不採択
日程第5	発議第2号	米の需給安定を図るため「水田活用の直接支払交付金」による転作支援措置に関する意見書の提出について	提出議員 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 可決
日程第6	鵜瀬和博議員の議員辞職について		許可
追加日程		議会運営委員会委員の選任について	議長指名 音嶋 正吾
追加日程		議会広報特別委員会委員の辞任について	許可
追加日程		議会運営委員会副委員長の選任について	副委員長 音嶋 正吾
追加日程		国境離島活性化推進特別委員会委員の選任について	議長指名 音嶋 正吾
追加日程		議会改革特別委員会委員の選任について	議長指名 清水 修
日程第7	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君

5番	中原 正博君	6番	山川 忠久君
7番	植村 圭司君	8番	清水 修君
9番	赤木 貴尚君	10番	音嶋 正吾君
11番	小金丸益明君	12番	鶴瀬 和博君
13番	中田 恭一君	14番	市山 繁君
15番	土谷 勇二君	16番	豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第29号～日程第4. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第29号から日程第4、要望第1号まで4件を一括議題とします。本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

報告いたします。

令和4年6月23日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告をいたします。

議案第31号、令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから総務文教厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 令和4年6月23日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第29号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について、審査の結果、原案可決。

○議長（豊坂 敏文君） これから産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 続きまして、令和4年6月23日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、要望第1号。令和4年6月13日。件名、地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会意見——委員会意見はちょっと後ほど。措置はなしです。

委員会意見。

再生可能エネルギーを活用した地球温暖化防止対策の手段として、太陽光パネルの設置による二酸化炭素の排出削減の必要性は十分理解しており、壱岐市としても今後、推し進めていくべきである。

しかし、本要望の太陽光パネル設置先である松崎新田は、付近に発電した電力を利用する公共施設が無いこと、また、大雨の際には水没する可能性があるなど、太陽光パネルを設置する場所としては適当ではなく、本要望は不採択とする。

今後、国による地球温暖化防止対策に関連した財源の確保が見込まれる場合は、その好機を逃すことないよう、議会としても執行部への働きかけを行っていく。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 要望第1号について、皆様方、御意見ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。音嶋正吾予算特別委員長。

〔予算特別委員長（音嶋 正吾君） 登壇〕

○予算特別委員長（音嶋 正吾君） 令和4年6月23日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長音嶋正吾。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）、審査の結果、原案可決。

委員会意見。

3款民生費2項児童福祉費4目保育所費の認定こども園施設整備費補助金については、期間が限られていたとはいえ、手続を進める上で住民及び議会への説明が不足している。少子化の中で子育て支援は最優先に取り組まなければならない問題であるからこそ、市民と議会への意思疎通を十分に図るべきである。

今後、行政の進め方を丁寧に行っていくこと。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

次に、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和4年度一般会計補正予算、特に認定こども園建設に係る予算

について反対討論を行います。

私は、保育所が要らないと言っているわけではございません。充実した保育所を設置することが必要だと考えております。子供たちや保護者の皆さんが喜ぶ保育園を願っております。

その点で、皆さんが喜ぶ保育所ではなく、不安や心配、子育てサービスの低下を招くことが考えられる今回の認定こども園建設に異議を唱えておるわけであります。早急な建設に進むのではなく、立ち止まってみんなの声を聴いて進めるべきだと考えております。

問題点の第1は、へき地保育所5か所を閉所して、現在いる60人を超す子供たちが今までどおり安心して保育所に通えるのか、保護者がこれまで以上に安心して働き続ける環境を広げることになるのかという点が不安がある点です。

60人の子供の行き先と考えるのは、認定こども園であります。そこから入れない40人が武生水保育所であったり、勝本保育所であったり、芦辺保育所、八幡保育所となると考えられます。今以上に遠くへ親は預けなければなりません。困難が朝、保護者に重なる、これはサービスの充実につながりません。遠くに預けるのが困難であれば、保育所近くに住むという考えも生まれてきます。今までの沼津から郷ノ浦へと、武生水へと、このように過疎が一層進む可能性があるわけです。それでも駄目なら仕事を辞めると、このような選択が保護者にかかってきます。保護者が働かなければ収入が減り、経済的にも困難を極める家庭が生まれるかもしれません。このような様々なことが起きる可能性があるということをしっかり検証しながら、この認定こども園の設立への動きが進んできたか、その点では大変疑問であります。検証の会議が行われないままきている点で問題であります。

2点目は、新しい認定こども園の立地、環境の面で問題が多いからであります。特別警戒区域の直下であり、土留めコンクリートの必要性などが言われる極めて交通量の多いところに朝夕の保護者は送り迎えをする。大変危険で心配をかけることになる。

そして、子供たちが楽しく屋外で遊ぶ遊技場が極めて狭いことでもあります。基準だと500平方メートル以上が必要なのに、その5分の1の100平米ちょっとしかないという現実。足りない分は、大谷の公園まで出かけて行って保育することを想定するというようなことが言われます。散歩に……。あの危険な道路を散歩するのでしょうか。屋外遊びが制限される、このような環境を許していいものでありましょか。

3点目、親の様々なニーズに応じて、保育サービスの充実につながると市はおっしゃいます。その一つに送迎バスが挙げてあります。壱岐市の車の所有は極めて高い。送迎バスを利用する必要がある保護者が多数いるのでしょうか。疑問です。

また、朝7時から夕方19時まで保育サービスを延長される、そう言います。しかし、沼津のへき地保育所では、朝送って見えるのは7時40分からが大多数です。7時半にはまだ見えませ

ん。そして、お迎えも6時にはもう見えて、それ以上の長時間のお迎えは希望がないようであります。

この点からいっても、長時間の保育サービスがこの設置によって市民に歓迎されるかどうかは大変疑問であります。へき地保育所だったら、昼からおじいちゃん、おばあちゃんが迎えに来てゆったり子供たちは地域で過ごす、そういう時間が取れます。しかし、この認定保育園になれば、勝本や芦辺に行けば、おじいちゃん、おばあちゃんの迎えも不可能になります。何が保育サービスの充実につながるのでしょうか。

このように、3つの点から、今回の認定こども園は子供たち、保護者の皆さんから造って喜ばれるものになるとは考えられません。県に許認可があるから民間が建設するから市は何も言えない、何もできないというのではなく、以上の3点を県や北串会に伝え、再検討を求めるべきではありませんか。

人口減少をいかに止めていくのかが問われています。今日の壱岐の最大の課題ではないですか。今後につながる重大な事業であると考えたときに、今回の認定こども園を造ってから考えるのではなく、造る前にしっかり考え、その前提で保護者の声を聴いて保育所の実情に合った建設を進めるべきであります。早急な建設に進むのではなく、子供も保護者も、造って喜ばれる保育所を造ることを強く求めて反対討論といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。武原議員。

〔議員（3番 武原由里子君） 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 議案第30号令和4年度一般会計補正予算（第3号）について、認定こども園に関する内容が含まれる点をもって反対といたします。

現在、確かに老朽化が進み、在園率が低いまま稼働している既存の保育環境を新しくする取組については重要な意義があります。

しかしながら、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の計画的な推進や、その進捗状況について、壱岐市子ども・子育て会議への計画的な報告や協議を怠った事実があることです。

また、2つ目に、本来は公募によって島内外からの優れたノウハウを持つ民間保育事業者の参入機会を保障する努力を市が怠った事実についても、改めてここに厳しく指摘を行うものです。国の予算が内示されたから何も言えない、許認可権は県だから市は何も言えないと、議案上程の直前の説明で議決を迫られる議会は市民の声を届けられません。壱岐の未来をつくる子供の豊かな育ちと、子供の最善の利益が実現される壱岐市の保育行政について、もっと十分な議論や協議が必要です。仮に、今回の補正予算が可決されたとしても、その執行前に、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画のPDCAサイクルそのものの根本的な見直しや、今後の保育事業者等

の選定における透明性の確保など、政治倫理条例及び自治基本条例に照らした諸計画や事業の推進について強く求めます。

また、保護者や小規模事業者への早急な説明と対策は必須です。その上、住民説明会の実施を強く要望します。

加えまして、今回の一連の透明性の欠如への無関心については、必要な市民参画機会の保証を怠った執行部の責任も併せて指摘いたしまして反対討論といたします。

今後、図書館や市庁舎の建替えなどの議論が出てくると思いますが、計画にあるから、予算がついたからと早急に建設する、また、建設を、建物を建てたい大人の都合で子供たちとその保護者が振り回されないで済む市政運営を期待しています。

〔議員（3番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、要望第1号地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、要望第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5. 発議第2号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、発議第2号米の需給安定を図るため「水田活用の直接支払交付金」による転作支援措置に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。中田議員。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

○議員（13番 中田 恭一君） 発議第2号、令和4年6月23日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。提出者、壱岐市議会議員中田恭一。賛成者、壱岐市議会議員土谷勇二、同じく、植村圭司。

米の需給安定を図るため「水田活用の直接支払交付金」による転作支援措置に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

米の需給安定を図るため水田活用の直接支払交付金による転作支援措置に関する意見書（案）

令和4年度予算において、主食用米の中長期的な消費減少を踏まえ、米の需給安定を図るため、水田活用の直接支払交付金について輸出用米や高収益作物への作付転換を進めるべく、産地交付金による主要用米等への転作支援の加算措置を原則廃止するとともに、今後5年間に一度も水張りを行わない農地を令和9年度以降、交付対象外とする等の見直しを実施されることになっております。

本地域は、肉用牛、水稻、葉たばこを基幹作物とし、メロン、いちご、アスパラガスなどの施設園芸等を組み合わせた複合経営が主体となっております。

また、高収益作物への転換については、試行錯誤しながら、かぼちゃ、ブロッコリー、たまねぎ、高菜、昨今では、高収益作物拡大を強化するために、農業を柱とした特定地域づくり事業協同組合の設立による移住者の促進、生産部会による担い手の掘り起こしを行い、その情報を、人・農地プランへ反映させていく仕組みづくり、過去、主産地となっていたにんにくの復活や品質で差別化できる馬鈴薯、ながさき黄金など、新規品目の産地化に取り組むため、JA壱岐市が関係機関と壱岐地域農業戦略推進会議を設置して、10年後の目標を具体的に定めた第9次営農

振興計画が令和3年に策定されたところであり、現在その取組を始めた矢先にあります。

本地域は、長崎県を代表する水田地帯であります。農家一戸当たりの経営面積が0.5ヘクタールから1ヘクタールと零細で高齢化が進み、兼業率も高いため、集落合意を基本とした集落営農を中心に、当該国施策を利用し農地の荒廃を防いでまいりました。

また、農業販売高は畜産部門が7割を占め、水田における飼料作物の作付は、水田面積の約3割を占めております。さらに、本地域の圃場環境の特徴として、大型圃場整備地区以外の中山間地域圃場では、集落ごとに比較的小さな農地が点在し、排水も悪いことから転作田については湿害対策として圃場を固定し、労力がかからない飼料作物を中心に作付を行ってきました。

しかしながら、集落営農の経営継続を図るためには、水稻と飼料作物だけでは収益性が低いことから、今後、中山間地域の圃場についても、順次区画整備等を行い、高収益作物への転換を図ろうとしていますが、乾田化して高収益作物が定着するまでには相当の年数を要する状況にあります。このような本地域の実情を考慮いただき、今回の見直し内容である今後5年間に一度の水張り要件について、その延長緩和をお願いするとともに、高収益作物への転換に対するさらなる支援強化を強く求めるものであります。

よって、壱岐地域の特性に配慮した転作支援措置を講じられますよう強く要望する。

以上、地方自治法第29条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日、長崎県壱岐市議会。提出先としましては、農林水産大臣、長崎県農業再生協議会会長。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 鵜瀬和博議員の議員辞職について

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第6、鵜瀬和博議員の議員辞職についてを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、鵜瀬和博議員の退場を求めます。

[議員（12番 鵜瀬 和博君） 退場]

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬和博議員の辞職願を職員に朗読をさせます。山川議会事務局長。

○事務局長（山川 正信君） それでは、読み上げます。

令和4年6月23日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

壱岐市議会議員鵜瀬和博。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。鵜瀬和博議員の議員辞職について許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、鵜瀬和博議員の議員辞職を許可することに決定しました。

追加日程. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬和博議員の議員辞職に伴い、議会運営委員会委員が1名欠員となりました。よって、議会運営委員会の委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長

により指名したいと思えます。

議会運営委員会委員に音嶋正吾議員を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は音嶋正吾議員を選任することに決定いたしました。

追加日程. 議会広報特別委員会委員の辞任について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。音嶋正吾議員より、議会広報特別委員会委員の辞任の申出がなされておりますので、議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、音嶋正吾議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、音嶋正吾議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、音嶋正吾議員の退場を求めます。

〔議員（10番 音嶋 正吾君） 退場〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋正吾議員から、一身上の都合により、議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり音嶋正吾議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、音嶋正吾議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

音嶋正吾議員の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（10番 音嶋 正吾君） 入場〕

追加日程. 議会運営委員会副委員長の選任について

○議長（豊坂 敏文君） ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会の副委員長の互選のため、直ちに議会運営委員会を招集します。

委員会において副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員会の場所は、2階会議室と定めます。

議会運営委員会の開催のため、暫時休憩をいたします。再開を10時45分とします。

午前10時36分休憩

午前10時45分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。再開します。

議会運営委員会の副委員長が決まりましたので、報告します。

議会運営委員会副委員長に音嶋正吾議員が決定されました。

以上のおりです。

追加日程. 国境離島活性化推進特別委員会委員の選任について

○議長（豊坂 敏文君） 次に、鵜瀬和博議員の議員辞職に伴い、国境離島活性化推進特別委員会委員が、1名欠員となりました。

よって、国境離島活性化推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、国境離島活性化推進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。国境離島活性化推進特別委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思います。国境離島活性化推進特別委員会委員に音嶋正吾議員を指名します。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員会委員は、音嶋正吾議員を選任することに決定いたしました。

追加日程. 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（豊坂 敏文君） 次に、鵜瀬和博議員の議員辞職に伴い、議会改革特別委員会委員が1名欠員となりました。

よって、議会改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会委員の選任について

を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思えます。議会改革特別委員会委員に清水修議員を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会委員は、清水修議員を選任することに決定いたしました。

日程第7. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第7、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

以上で、予定されました議事は終了いたしました。この際、お諮りします。6月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和4年壱岐市議会定例会6月会議最終日に当たり、御挨拶申し上げます。

議員皆様には6月9日から本日まで15日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議の上、全議案議決賜り厚く御礼を申し上げます。

また、賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

先ほど議員辞職が決定されました鶴瀬和博様におかれましては、旧芦辺町の平成11年から壱岐市合併を経て本日まで7期23年にわたり議会議員をお務めになられました。

この間、市民皆様、地域の皆様の代表として、様々な御提案等を賜り、また、議長、副議長の要職を務められるなど住民福祉の向上に熱誠を注がれ市政振興に多大なる御貢献を頂きましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、6月9日に県内の感染段階がレベル1の注意報に引き下げられたところではありますが、以降2週間で、本市におきましては、15名の感染者が確認されており、現時点で、合計606名の感染確認となっております。

市民皆様には、引き続き会話時のマスク着用や3密の回避、小まめな換気など基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

ワクチン接種につきましては、市民皆様の意識の高さと医療機関スタッフの皆様の日々の御尽力により、県下でも高い接種率となっております。

4回目接種につきましては、重症化予防を目的として、7月以降本格的な実施となります。

対象の方へは順次接種券を送付いたしますので、接種券がお手元に届きましたら早めの接種をお願いいたします。

次に、第26回参議院議員通常選挙及び長崎県議会議員補欠選挙が、7月10日に執行されます。参議院議員通常選挙については、昨日公示、本日から市内各4庁舎において、期日前投票が始まっております。

長崎県議会議員補欠選挙については、7月1日告示、翌日2日から期日前投票が始まることとなっております。

市民皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底の上、ぜひ投票所に足をお運びいただきますようお願いいたします。

次に、去る6月10日、日本のトップユーチューバーで若い世代を中心に絶大な人気のあるヒカルさんが御来島され、壱岐商業高校で起業家講演を行っていただきました。

これは、同校の課外研究活動において、生徒の1人がユーチューバーで起業家の同氏に会ってみたいと発言したことがきっかけとなり、それに関わっていた商工振興課に勤務する地域おこし協力隊員の尽力により、講演会を開催いただける運びとなったものであります。

ヒカルさん御自身も淡路島の御出身で、島の学生に対し、特別な思いをお持ちであるとのことで、講演の中では、「島にいたって起業はできる。夢中になれるものを探そう」など全校生徒241名を前に熱く語っていただきました。

翌11日には、御自身のユーチューブ企画として、壱岐島民に対し、壱岐牛の牛丼500杯を振る舞うという企画を実施され、わずか36分で整理券の配布は終了するなど、多くの市民皆様が参加されたところでもあります。

今後も若い皆さんが少しでも本市に残り、また、本市に帰ってこられるよう努めるとともに、引き続き情報発信に取り組んでまいります。

また、7月1日は、皆様御承知のとおり、壱岐が誇る世界の名酒壱岐焼酎の日です。壱岐市では壱岐焼酎による乾杯を推進する条例を制定し、会食の際、まずは壱岐焼酎で乾杯することを推進しております。

近年では、新型コロナウイルスの影響により、酒類の消費量が低迷し、酒造各社及び酒類販売店においては、大きな影響を受けておりますが、現在感染者数は全国的に減少傾向にあり、長崎県においては、一定の新規感染者数が確認される状況下であっても、医療や福祉、教育などの機能が維持できる範囲の中で社会経済活動の回復、拡大を図る方針を発表されております。

市民皆様におかれましては、夏本番を前に、コロナ禍からの復興を願う意味でも、コロナ対策認証店の活用や密にならない工夫を行うなど感染対策を行った上で、7月1日午後7時1分に壱岐焼酎で乾杯の御発声に御協力いただければ幸いです。

さて、今朝の天気予報では、太平洋高気圧の勢力が強まり、梅雨明けが近いとの報道であります。

壱岐市では水不足が続いており、この夏の水不足が心配になりますが、一方で、今後集中豪雨や台風の影響による災害等も危惧されます。

防災対策には万全を期してまいります。市民皆様におかれましては、気象情報等に十分御注意いただくとともに、避難場所の把握等、日頃の備えについて、いま一度、御確認いただきますようお願いいたします。

また、これからの季節は厳しい暑さも予想されます。熱中症対策など健康には十分御留意され、市民皆様が日々健やかに過ごされますことを心からお祈りいたしまして、御挨拶いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、令和4年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 清水 修

署名議員 赤木 貴尚

壹岐市議会委員会委員選任名簿

総務文教厚生常任委員会（定数：8人、欠員1名）

◎委員長	市山 繁	○副委員長	植村 圭司
	森 俊介		山口 欽秀
	山川 忠久		清水 修
	音嶋 正吾		

産業建設常任委員会（定数：8人、欠員1名）

◎委員長	赤木 貴尚	○副委員長	中原 正博
	樋口 伊久磨		武原 由里子
	土谷 勇二		小金丸 益明
	中田 恭一		

議会運営委員会（定数：6人）

◎委員長	小金丸 益明	○副委員長	音嶋 正吾
	森 俊介		中原 正博
	赤木 貴尚		市山 繁

議会広報特別委員会（定数：8人、欠員1名）

◎委員長	山川 忠久	○副委員長	武原 由里子
	樋口 伊久磨		山口 欽秀
	植村 圭司		清水 修
	中田 恭一		

国境離島活性化推進特別委員会（定数：7人）

◎委員長	土谷 勇二	○副委員長	赤木 貴尚
	森 俊介		中原 正博
	音嶋 正吾		小金丸 益明
	市山 繁		

議 員 派 遣 に つ い て

令和4年6月23日

老岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- (1) 目 的 定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和4年8月24日～25日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山口 欽秀